

総務常任委員会記録

令和4年 第1回定例会	
1 日 時	令和4年3月15日(火) 午前10時00分 開会 午後 7時16分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	梶 原 隆 委員長 藤 田 義昭 副委員長 石 川 さやか 委員 鈴 木 毅 委員 市 田 登 委員 佐 藤 誠 委員 増 渕 靖弘 委員 鰐 原 一男 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	大 島 久 幸 議長 小 島 実 副議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	小 杉 局長 柳 田 書記 湯 澤 書記
8 会 議 の 概 要	別紙のとおり

総務常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
総合政策部	総合政策部長	糸井 朗	11名
	危機管理監	渡辺 孝和	
	総合政策課長	篠原 宏之	
	財政課長	秋澤 一彦	
	秘書課長	鈴木 武司	
	鹿沼営業戦略課長	斎藤 史生	
	まちづくり戦略課長	竹澤 英明	
	情報政策課長	大貫 陽子	
	総合政策課長補佐	能島 賢司	
	財政課長補佐	半田 和之	
	総合政策課総務係長	竹澤 佳満	
行政経営部	行政経営部長	南雲 義晴	7名
	行政経営課長	高村 秀樹	
	人事課長	佐藤 靖	
	税務課長	諏訪 敏郎	
	納税課長	渡辺 富夫	
	契約検査課長	柏崎 英一郎	
	庁舎整備推進室長	網 浩史	
市民部	市民部長	袖山 稔久	5名
	生活課長	益子 則男	
	地域活動支援課長	柿沼 紀子	
	市民課長	鈴木 智久	
	人権推進課長	日向野久仁子	
会計課	会計管理者	矢口 正彦	1名
議会事務局	議事課長	小太刀奈津美	1名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	湯澤 紀之	1名
監査委員事務局	監査委員事務局長	藤野 元宏	1名
消防本部	消防長	黒川 純一	6名
	消防総務課長	星野 富夫	
	予防課長	石原 幸二	
	地域消防課長	臼井 賢	
	警防救急課長	渡邊 靖	
	通信指令課長	若林 雄二	
合 計			34名

総務常任委員会審査事項

- 1 議案第 2 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 7 号 令和 4 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について
- 3 議案第 8 号 令和 4 年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について
- 4 議案第 11 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）について
- 5 議案第 16 号 第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 6 議案第 17 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 7 議案第 19 号 鹿沼市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 8 議案第 20 号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 9 議案第 21 号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 10 議案第 28 号 鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 11 議案第 37 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 12 議案第 38 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 11 号）について
- 13 陳情第 1 号 暴走族への対応に関する陳情書

令和4年第1回定例会 総務常任委員会概要

○梶原委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

なお、傍聴人におかれましては、録音・録画は禁じておりますので、ご理解願います。

また、会議の進行において、賛否を表す発言、拍手等の言動を禁じます。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本議会におきましては、本委員会に付託されました案件は議案12件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 おはようございます。財政課長、秋澤です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算のうち、総合政策部、会計課、選挙管理委員会事務局及び監査・公平委員会事務局所管の関係予算の主な内容について、ご説明をさせていただきます。

令和4年度予算に関する説明書、一般会計の7ページをお開きください。

上から2段目の6款、法人事業税交付金につきましては、税制改正に伴い、法人市民税法人税割の減収分を補填するために、県の法人事業税の一部を市に交付する目的で、令和2年度に創設がされた交付金であります。

令和4年度におきましては、本年度の交付実績見込みから、前年度対比63.6%増の1億8,000万円を計上いたしました。

その下の7款、地方消費税交付金につきましては、本年度の交付実績見込みなどから、本年度と同額となる23億円を計上いたしました。

また、一番下の11款、地方交付税の説明欄、普通交付税53億1,800万円につきましては、市税収入見込みの状況や、国が示す、令和4年度の地方財政計画等を勘案しまして、前年度とほぼ同額を計上いたしました。

17ページをお開きください。

中段からやや下の15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の説明欄の2行目、防災対策推進費国庫補助金、742万5,000円につきましては、ハザードマップ作成に係る財源として計上したものであります。

21ページをお開きください。

一番下の16款県支出金、2項1目、総務費県補助金の説明欄の2行目、市町村総合交付金事業費県補助金につきましては、本年度の交付実績見込みをもとに、4,020万円を計上いたしました。

その下の防災対策推進費県補助金 100 万円につきましては、自主防災会の新規設立を促進するための資機材支給に係る補助金を計上したものであります。

その下の地方創生事業費県補助金 163 万 4,000 円につきましては、都市住民等を対象とした移住支援補助金などを計上したものであります。

少し飛びまして、31 ページをお開きください。

中段の 18 款寄附金、1 項 1 目総務費寄附金の右側の 2 節、ふるさとかぬま寄附金につきましては、本年度の受け入れ状況を踏まえ、令和 4 年度は 1 億円を計上いたしました。

一番下の 19 款繰入金、1 項財産区繰入金のうち、1 目西大芦財産区繰入金、及び、33 ページになりますけれども、一番上の 2 目加蘇財産区繰入金につきましては、財産区議会議員選挙の執行に要する経費等の財源として、それぞれの財産区から、市の一般会計に繰り入れを行うものであります。

また、3 目栗野財産区繰入金につきましては、栗野地区における防犯灯電気料補助や、自治公民館修繕補助等の財源の一部として、栗野財産区から繰り入れるものであります。

次の 2 項基金繰入金につきましては、各基金からの繰り入れを行うものであります。

このうち、2 目、新型コロナウイルス対策基金繰入金 4,462 万 3,000 円につきましては、感染症の影響を受けた中小企業者等に対する制度融資利子補給事業や、小中学校における情報教育推進事業、いちご一会とちぎ国体における感染症対策費等の財源として繰り入れを行うものであります。

次の 3 目地方創生基金繰入金 1,000 万円につきましては、花木センターのフラワーゾーン整備事業の財源として繰り入れるものであります。

次の 4 目、財政調整基金繰入金 9,000 万円につきましては、一般財源の不足を補うため、繰り入れるものであります。

一つ飛びまして、6 目かぬま・あわの振興基金繰入金 3 億 8,573 万円につきましては、このうち、基金利子分及び前年度に受け入れた、ふるさとかぬま寄附金の使途目的ごとに、地域のチカラ支援事業や、観光イベント事業など、10 事業の財源として繰り入れるものが 1 億 2,022 万 8,000 円であります。

このほか、鹿沼インター産業団地整備事業や、医王寺金堂茅葺屋根の修繕、また彫刻屋台の修繕補助、その財源として、2 億 6,550 万 2,000 円を繰り入れるものであります。

37 ページをお開きください。

下段の 22 款市債、1 項 7 目臨時財政対策債につきましては、市税収入見込みや、国の地方財政計画等を踏まえ、前年度比 27.5%減の、12 億円を計上するものであります。

41 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

2 款総務費、1 項 1 目、一般管理費につきましては、このほとんどが経常的な事務経費であります。

44 ページをお開きください。

44 ページの説明欄の上から 3 つ目の○。総務事務費 6,517 万 1,000 円につきましては、市が発送する郵便物の郵便料や、広島平和記念式典派遣事業委託料、柳田邦男氏と中学生の対話事業委託料などを計上したものであります。

46 ページをお開きください。

説明欄の上から4つ目の○になります。

防災対策推進費、2,907万円につきましては、自主防災会への資機材支給経費や、災害情報共有システム及び防災情報伝達システム保守料のほか、新たなハザードマップ作成に要する費用などがあります。

48ページをお開きください。

説明欄の一番下になります。

ふるさと納税推進事業費4,961万3,000円につきましては、ふるさと納税をしていただいた方への返礼品等の関係経費を計上したものであります。

49ページをお開きください。

2目総合企画費の説明欄の○の上から4つ目、まちづくり戦略費、741万2,000円につきましては、鹿沼版地域おこし協力隊員活動サポート事業や、定住、移住イベント関係経費、移住支援補助金などを計上したものであります。

51ページをお開きください。

3目行政情報システム管理費2億8,054万2,000円につきましては、行政情報ネットワークの維持管理経費、システム利用料などのほか、RPA等の運用経費などを計上したものであります。

その下の4目広報広聴費の説明欄の上から2つ目の○、広報広聴活動費1,780万1,000円につきましては、広報紙の発行や市ホームページの運用等に係る経費を計上したものであります。

54ページをお開きください。

説明欄の上から2つ目の○、営業戦略費518万2,000円につきましては、「いちご市」をPRするためのイベントの開催費や、デジタル広告費などを計上したものであります。

67ページをお開きください。

11目の地域振興費につきましては、70ページをご覧いただきたいと思えます。

説明欄の上から2つ目の○、かぬま・あわの振興基金積立金1億262万3,000円につきましては、ふるさと納税による寄附受け入れ額、及び基金利子収入を積み立てるものであります。

少し飛びまして、79ページをお開きください。

中段の4項3目参議院議員選挙費、その下の4目栃木県議会議員選挙費、それと81ページになりますけれども、中段の5目財産区議会議員選挙費につきましては、令和4年度に執行が予定されている参議院議員通常選挙、西大芦並びに、加蘇財産区議会議員選挙及び、令和5年度に執行予定の栃木県議会議員選挙の関係費について計上したものであります。

少し飛びまして、83ページをお開きください。

5項2目基幹統計費304万5,000円につきましては、5年ごとに実施される就業構造基本調査、及び住宅・土地統計調査の関係経費などを計上したものであります。

飛びまして、237ページをお開きください。

237ページ、お願いします。

一番上の、12款公債費につきましては、市債借り入れ先からの償還予定に基づく、元金及び利子の償還に要する経費を計上したものであります。

以上で、令和4年度一般会計予算のうち、総合政策部等所管の主な関係予算の説明を終わ

ります。

○梶原委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 おはようございます。行政経営課長の高村です。よろしくお願いいたします。

議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算のうち、行政経営部所管の関係予算の主な内容についてご説明いたします。

令和4年度予算に関する説明書の、一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款市税 1 項 1 目個人につきましては、昨年度に引き続き、コロナ禍での影響による所得の減少を想定しておりますが、令和3年度の決算見込み額への影響が想定より少ないことを勘案し、前年度比2.4%増の46億700万5,000円を計上いたしました。

次に、2 目法人につきましても、令和3年度の決算見込み額から、コロナ禍での影響や、令和元年度の税制改正による影響が想定より少ないことから、前年度比34.3%増の、11億2,227万3,000円を計上いたしました。

次に、2 項 1 目固定資産税であります。土地につきましては、地価下落の影響を踏まえ、家屋及び償却資産につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への減免措置がなくなることなどを勘案し、固定資産全体での計の欄では、前年度比5.4%増の65億9,550万3,000円を計上いたしました。

5 ページをお開きください。

上から2 段目、6 項都市計画税につきましても、固定資産税と同様の理由から、前年度対比2.8%増の、7億8,628万2,000円を計上いたしました。

9 ページをお開きください。

一番下、14 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務使用料についてであります。引き続き12 ページをお開きください。

説明欄、最上段の総務管理使用料、1 行目の市庁舎等行政財産使用料795万7,000円につきましては、旧粟野庁舎敷地などの使用料を計上いたしました。

15 ページをお開きください。

上段の2 項 1 目総務手数料の説明欄、1 節、徴税手数料につきましては、これまでの実績をもとに推計し、2 行目の不動産納税証明手数料は519万5,000円、4 行目の督促手数料は200万円を計上いたしました。

25 ページをお開きください。

一番下、16 款県支出金、3 項 1 目総務委託料の説明欄、2 節、徴税費委託金1億7,272万9,000円につきましては、個人県民税の賦課徴収の取り扱いに対する県からの委託金を計上したものであります。

27 ページをお開きください。

中ほどの17 款財産収入についてであります。29 ページをお開きください。

1 項 2 目財産貸付収入の説明欄 2 行目の土地・建物賃借料1,598万1,000円につきましては、土地や建物の貸し付けのほか、自動販売機設置、市民課前にあります、広告つき窓口番号表示システム設置などの収入によるものでございます。

次に、中段 2 項 1 目不動産売払収入の説明欄一番上、不動産売払収入、6,652万7,000円に

つきましては、市有地8区画などの売り払いを見込んだものであります。

31ページをお開きください。

一番下、19款繰入金についてであります。34ページをお開きください。

2項基金繰入金の説明欄1行目、庁舎建設基金繰入金2億5,596万1,000円につきましては、新庁舎建設の財源として繰り入れするものであります。

35ページをお開きください。

一番下、21款諸収入、4項3目雑入についてであります。説明欄5行目、派遣職員収入1,423万4,000円につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合及び、栃木県消防学校に派遣している職員2名分の人件費相当額を収入として計上したものであります。

37ページをお開きください。

22款市債1項市債についてであります。説明欄2行目、新庁舎整備事業債、10億8,710万円につきましては、新庁舎の第2期工事等の財源として計上するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

少し飛びます。失礼いたしました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

少し飛びまして、46ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費の説明欄、2つ目の○にあります。契約検査事務費、2,017万7,000円につきましては、電子入札システム処理委託や、とちぎ建設技術センターへの、工事検査業務委託等の費用を計上したものであります。

48ページをお開きください。

同じく一般管理費、説明欄の中段、職員研修費1,018万3,000円につきましては、新規採用職員研修や、各種専門研修の負担金など、職員の研修に係る経費を計上したものであります。

その下、福利厚生費990万7,000円につきましては、職員の健康診断や、ストレスチェック等の委託料のほか、メンタルヘルス研修講師謝礼や、カウンセラーの報酬などを計上したものであります。

少し飛びまして、59ページをお開きください。

2段目の、8目財産管理費についてであります。説明欄3つ目の○にあります。庁舎等維持管理費1億2,060万円につきましては、市本庁舎の施設管理に係る経費に加え、東電、東京電力パワーグリッド株式会社鹿沼事務所の建物借上料を計上したものであります。

64ページをお開きください。

説明欄の中段の新庁舎整備事業費、13億7,706万1,000円につきましては、本体工のほか、内装木質化工事や、工事監理委託業務などに係る費用を計上したものであります。

65ページをお開きください。

9目集中管理費についてであります。説明欄2つ目の○にあります。公用車等管理費1,963万6,000円につきましては、公用車の燃料費、自動車保険、リース料を計上したものであります。

少し飛びまして、75ページをお開きください。

2項徴税費、2目賦課徴収費についてであります。説明欄の1つ目の○、賦課事務費1億5,045万3,000円につきましては、次期評価替えに伴う路線価資料作成に要する費用な

ど、課税事務に要する費用を計上したものであります。

2つ目の○、徴収事務費 1,511 万 2,000 円につきましては、市税の徴収事務に要する、電算委託料、各種帳票印刷費など、徴収事務に要する費用を計上したものであります。

以上で、令和4年度一般会計予算のうち、行政経営部、主な関係予算の説明を終わります。

ご審議よろしくお願いたします。

○梶原委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。よろしくお願いたします。

議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、市民部関係予算の主な内容について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

予算に関する説明書、一般会計の11ページをお開きください。

14款使用料及び手数料、1項3目衛生使用料であります。12ページの説明欄、環境衛生使用料、4行目、見笹霊園永代使用料、960万2,000円につきましては、見笹霊園内の墓地の新規使用を見込み、30区画分を計上したものであります。

次に、17ページをお開きください。

2段目、15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の説明欄、戸籍住民基本台帳費国庫補助金、2行目、住民基本台帳費国庫補助金4,606万8,000円につきましては、マイナンバー関係事務の委託に係る交付金であります。

また、その下の段、民生費国庫補助金の社会福祉費国庫補助金、説明欄一番下の行になります。DV・女性保護対策等支援事業国庫補助金303万9,000円につきましては、DV・女性保護対策のための、女性相談員の手当及び活動費に係る補助金であります。

次に、23ページをお開きください。

16款県支出金、2項1目総務費県補助金の説明欄、上から1行目になりますが、バス路線対策費県補助金、259万4,000円につきましては、リーバスの円滑な運行に対する県の補助金であります。

次に、37ページをお開きください。

22款市債1項1目総務債の説明欄、上から4行目、コミュニティセンター整備事業債2億4,350万円につきましては、西大芦コミュニティセンターを整備するための市債であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

55ページをお開きください。

2款総務費、1項5目交通対策費であります。説明欄2つ目の○になります。バス路線対策費1億9,688万4,000円は、市民生活の足を確保するためのリーバス及び予約バスの運行等に要する経費でありまして、そのうち1億9,338万円が運行事業者への補助金となります。

次に、57ページをお開きください。

6目自治振興費の説明欄の一番下、安全安心なまちづくり推進事業費の最後の行、犯罪被害者等見舞金、30万円につきましては、犯罪被害者等支援条例化に伴いまして、見舞金制度を創設するためのものであります。

次に、67ページをお開きください。

11 目地域振興費の説明欄3つ目、地域のチカラ協働事業費1億円につきましては、市内17地区で取り組む防犯、福祉、環境などの事業や、住民主体による地域の課題解決や地域振興に取り組む、持続可能な事業を支援するための補助金等であります。

その下の、コミュニティセンター整備事業費2億4,407万3,000円につきましては、西大芦コミュニティセンターの新築工事請負費等の経費でございます。

次に、77ページをお開きください。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費の説明欄の中段になります、住民基本台帳費、4,511万4,000円につきましては、印鑑証明や住民票などの諸証明の交付、住民異動届などの届け出処理や、マイナンバーカードの交付及び住民票の写しなどのコンビニ交付に係る経費であります。

次に、99ページをお開きください。

3款民生費、1項5目人権対策費、上から2番目の人権施策推進事業費229万8,000円につきましては、令和4年4月から施行いたします、パートナー&ファミリーシップ宣誓制度の周知や、人権施策に関する啓発のために要する経費であります。

次に、101ページをお開きください。

6目女性青少年費、下から2番目の男女共同参画推進事業費121万7,000円につきましては、セミナーや講演会などの学習機会の提供に要する経費であります。

次に、飛びまして、131ページをお開きください。

4款衛生費、1項7目墓地埋葬費の説明欄の一番下、見笹霊園費4,558万円につきましては、規制墓地の区画残数が少ないことから、新たに17号墓域を規制墓地として造成整備する工事費が主なものであります。

以上で、令和4年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、市民部関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 星野消防総務課長。

○星野消防総務課長 消防総務課長の星野でございます。よろしく申し上げます。

議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算のうち、消防本部において所管する予算のうち、主な内容についてご説明いたします。

令和4年度予算に関する説明書、一般会計の15ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

14款使用料及び手数料、2項5目消防手数料につきましては、法令等に基づく危険物タンクの検査手数料などで、令和3年度の実績見込みより推計し、前年度対比6.9%増の1,465万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

189ページをお開きください。

9款消防費、1項1目常備消防費につきましては、そのほとんどが経常的経費でございます。

主な内容につきましては、192ページをお開きください。

説明欄の下から1番目、救急救助費の4,938万円につきましては、主に栗野分署の救急車の更新に要する経費であります。

次に、195ページをお開きください。

2目非常備消防費のうち、1つ目の消防団員報酬5,636万9,000円につきましては、年額報酬と出勤報酬を計上したものであります。

次に、説明欄の下から2番目、非常備消防施設整備事業費190万7,000円につきましては、藤江町コミュニティーセンター敷地内に、消防団第10分団第4部の車庫新築工事設計業務に要する経費でございます。

以上で、消防本部で所管する主な説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。33ページ、花木センターへの地方創生基金繰入金ですね。

聞きたいのは、花木センター、いろいろ議論になっていますので、聞いていかなくてはということなのですけれども、この基金、地方創生基金が、一体、今、では大体いくらぐらいあるのかって、その中から、この、花木センターには、この金額になった根拠みたいなことを聞いてみたいと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの佐藤委員の地方創生基金の現在高ですね、令和3年度末で1,017万4,000円ありました。このうち、今回1,000万円を支出するという内容でございます。

以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 もっとすごい、いっぱいあるのかと思ったのですよ。何かすごい何億ってプールがあって、その中から、では花木センターにだけみたいなの。

これ1,017万円残高で、花木センターに1,000万円ですよ。

もうだったら、もう全部出してしまってもいいのではないかなっていう、17万円残してなんだって話なのですけれども、お願いします。

○梶原委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの佐藤委員のご質問ですが、1,017万4,000円のうち1,000万円が信金中央金庫からの花木センターのフラワーゾーンに使ってほしいという目的の寄附でした。はい。

それを1回基金に積んで、それで今回、令和4年度にその1,000万を用いまして、フラワーゾーンを整備する、目的ありきの寄附だったものですから、それでそのように対応させていただきます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、わかりました、流れが。

では、この地方創生基金というのは、そういう突発的な、決め打ちしての寄附なんかを経由するために、便宜上設けている、家計で言ったら一つそのための口座っていう考えなのでしょうか。

それと、この地方創生基金というのは、何か、設立というのが、法的な指定があって、あるものなのか。

それとも市独自の判断でこういう基金を設定しているものなのか、ちょっとそこだけ詳しくお願いします。

○梶原委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、ただいまの佐藤委員のご質疑にお答えしたいと思うのですが、この地方創生基金につきましては、この基金を創設したのは令和2年度に創設したものであります。

それで、これのきっかけとなったのが、先ほど総合政策課長のほうからご説明ありました、信金中金さんのほうからのご寄附、企業版ふるさと納税というような形で、ご寄附をいただきました。

それで、その後、年度内に償還ができれば基金に積む必要はないのですが、その歳出事業のほうで、今年度にわたるといような経過がありましたので、それを踏まえまして。

それで、この基金の目的なのですが、きっかけは信金中金さんからの寄附があったというのがきっかけではあるのですが、基金条例のほうには、ひと・まち・しごと創生鹿沼市総合戦略に位置づけられた事業の財源として、そちらに充てるといような目的で設置した基金でございます。

それなので、今回、花木センターフラワーゾーンっていうのが、寄附者の意向でもありましたので、そちらのほうに移動いたしますが、今後同様の、例えばご寄附をいただいた場合とか、そういったものについては、その財源として基金にプールするということも可能だと思いますので、そういった目的で活用はしていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

この、では、3番のですね、地方創生基金っていう、ちょっとなんか設立根拠はよくわからなかったところはあるのですが、2つ、3つ下がると6番に、かぬま・あわの基金ってあるではないですか。

趣旨は、なるべく皆さんの行政の手間を省きたいし、シンプルにわかりやすくしたほうが、皆さんのお仕事、減るのではないかなと思っている中で、信金中金さんからのご寄附ありがたいのですが、では、別にそれをかぬま・あわの振興基金という中に入れるほうが、それで、その中から「こういうものが入ってきました、この中から、こういうものに出してきます」というほうが、何か1カ所になってわかりやすいと思って、これから、また、何でもどんどんいろんな趣旨で基金が増えていってしまうと、仕事ばかり増えて、それを回しているだけのコストが増えていってしまうというのがあるので、このかぬま・あわの振興基金との意味合いはどう違うのかっていうのだけ聞いて最後です。お願いします。

○梶原委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまの佐藤委員のご質疑にお答えしたいと思うのですが、まず、このかぬま・あわの振興基金、こちらにつきましては、旧栗野町のほうと合併をしたときに、合併特例債、これを原資として創設をした基金でございます。

それで、その財源としては、原資としては、合併特例債なのですが、その基金の設置目的は、地域振興のため実施する事業に必要な財源に充てるといことで、基金は、目的

を持って設置をされております。

ただ、議員さんおっしゃるように、ここに合わせてもいいのではないかとというようなところは、確かにそこは理解できる部分もあります。

確かに細かい基金が増えてしまうと、実務上かなり手間がかかるというのも、これも事実でございますので、これにつきましては、零細な基金、こういったものは統合する方向で、今後検討させていただきたいと思います。

今現在、こういった基金が設置されているので、こういった活用の仕方をしておりますけれども、これについては、今後、整理のほう、検討させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。増淵委員。

○増淵委員 今、佐藤委員のほうから花木センターのことで質問があって、これの基金が、1,000万円がフラワーゾーンになってたのですけれども、これ、一般質問でも、鈴木毅議員が、まだこの5億円でどうだっていることは検討したり、いろいろ調査・研究するということが、答弁の中でもありましたよね。

そもそも論になってしまうのですけれども、まだ決まってないし、議会の中で提案されただけなのに、それがフラワーゾーンで使うということはもう既成事実として、もう計上、提案した時点で、この計画、新聞にも出てしまいましたよね。

あれを、私だったら、執行部だったら、まだ決まってないし、一応計画として上げたことが、もう、あたかももう全部こういうふうにするのだからというのだったら議会いらんではないですか。はっきり言いまして。

議会いらんではないですか。議会の中で議論をするために計上、提案されて、それ、5億円のいいのか、20億円にするのか、10億円にするのか、交通量はどうなのだ、国道ではないのにどのぐらいの、前面に通っている通行量、どうなのだということ、調査・研究いたしますというのがこの前の答弁だと私は理解しています。

なのに、これが、フラワーゾーンに。

いいですよ、いいのですけれども、いやいや、今の段階でそれはまだあれなので、これはフラワーゾーンっていう形なのですけれども、使い道としては別なところになるかもしれないって、寄附者に対してですよ。

だけれども、あたかも寄附者は、もうこれできているところへやる、もう計画では、もう青写真できていて、全部できているのだったら、今の答弁いいと思うのですけれども、まだ青写真も多分できてない時点で、何で目的税として、これが投入されるということは、もう既成事実として、鹿沼市はやるのだということなら議会通さないでいいではないですか、専決処分を出してしまえばいいですよ。

そうなりますよ、今の議論を聞くとね、これはやっぱり議会としてそれは大いなる、こういうふうな既成事実として、市長が提案したらそれがもう次の日、新聞に出て、これは市民から見れば、「あ、今度花木センターできるんだ」というような流れになってしまうと、議会に、その存在意義自体がないから、だったら、市長の専決処分として、こういうのをやるのだと、もうこういうふうにするのだということで、提案したほうが我々としてすっきりしますよ、議会に提示していろいろ議論をするのだと言っているし、鈴木毅議員は、一般質問でも、それが重きがあるから、5億円でいかなもの、中途半端なのはやめ

たほうがいいのか、もうちょっとちゃんとした商売になるかどうかということまでちゃんと決めてからやったほうがいいです。答弁もそういう調査・研究しますということなのに、なぜ花木センターのフラワーゾーンにということで、使用目的が決まっているということは、もう我々の議論はスルーして、そのままやるのだという結論になっているのですかということをお聞きしたい。よろしくお願ひします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの増渕委員のご質問に対しましてお答えいたします。

まず新聞報道等につきましては、私も同じように感じる場所がありまして、今回経済部長の答弁で、駅前誘致すると、検討すると言ったのですけれども、そういうことがありまして、もちろん我々執行部といたしましては、まず予算については、今回、議会にお出しをして、ご審議いただき、承認いただきたいという体制でございます。

続きまして、今後の花木センターの整備につきましては、鈴木毅議員に、市長から答弁させていただきましたように、今後詳細に検討するということは間違いございません。

ただし、このフラワーゾーンにつきましては、信金中金さんからの申し込みの目的が、フラワーゾーンに使ってくださいよということにいただいているのです。

ということで今回、1,000万円につきましてはぜひフラワーゾーンに使わせてくださいよということで議会に提出させていただいております。

その他の内容につきましては、まちづくり戦略課長のほうから説明させていただきます。

○梶原委員長 竹澤まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。

増渕委員の質疑にお答えいたします。

先ほど篠原課長から説明があったように、この1,000万円のほうは、総合戦略のほうに位置づけられた花のテーマパークという事業が、既に公表されておりまして、そこに使ってくださいという趣旨で寄附を、ふるさと納税を受けたという形でございます。

その部分だけは、今回議員全員協議会のほうでお示ししたスケジュールの中でも、この別枠として、こちらのほうを捉えてお示したのはそういう意味だったわけでございます。

それで、こちらのほう、令和4年度までしか使えない制度という形になりますので、寄附者の意向に沿った形で、これは今回、議会のほうに提案をさせていただいたという流れでございます。

その他につきましては、鈴木毅議員に説明したとおりですね、これから全体の基本計画はつくっていくということは変わりありません。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 増渕委員。

○増渕委員 わかりました。

1,000万円の趣旨はわかっているのだ、もうそれはそれでそういうことになっているけれども。

ただ総合的に戦略と考えるのであれば、だってまちの駅化するのだからという中の一部だとしてしか捉え、1,000万円。

ということは、その1,000万円が物すごく、フラワーゾーンだけの整備で1,000万円が済

むのかなと、ちょっとそこが、だから、中途半端なお金の出し方をすると、そこだけが全体の中で浮いてしまったり、効率的ではなかったり、動線がまた書き直しになってしまう。

せっかくのご寄附が、無駄になってしまうのではないかと思うので、今2人の答弁でわかりましたけれども、それをそういうふうに使わざるを得ないというのはわかったけれども、そこくっつけるのではなくて、本当は道の駅化とフラワーゾーンは全く別のものだというふうな形だと言っているけれども、あの説明だと、その中にフラワーゾーンも入れるっていう、新聞もそうなっていました。

それで、これは先ほど篠原課長がおっしゃっていたように、新聞が出たときに、検討するが全部出ていたら、それは訂正記事とか、これはまだ検討ですからということは、新聞報道として、あたかもあれつくるって、もうなっていますよ。あの新鹿沼駅のも、みんななっているんで、そんな、あそこに、お客さんがどれだけ入るかわからないし、どれだけになるかというのは検討して、いろいろなデータをもとにという経済部長の答弁だったのにもかかわらずなっているというのは、やはりそこら辺のところは、副市長、やっぱりちゃんと「こういう形で」って「ニュアンスをきちんと伝えてくれ」ということは、申し入れしていただくこともあわせてお願いします。よろしくお願いします。以上です。

○梶原委員長 ほかに質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 最後ちょっと、増淵議員、言われた、僕もそれちょっとつけ加えて言わせていただきますと、平成25年の11月の新聞、これコストコが載っています。

そのときもですね、上石川、鹿沼インター付近に、もうコストコというふうに、もう来るものだというふうに、もう下野新聞の1面のほうにもう、これ載っているのですよね。

それで、今回も、これ花木センター、1面ではないですけども、道の駅というふうに見出し載っているのですよ。

あたかも、もうできるものと、下野新聞、書いているのですよ。

それに対して執行部、何も言わないのかな、言わないのかな。

まだもんでいる最中なのに、何で下野、こういうこと書くのかな、まだどうなるかわからないのだよ、だって。

コストコの二の舞になってしまうよ。

そういうねえ、見切り発進はちょっとやめてもらいたいと思うのですよね。それだけです。

○梶原委員長 そのほか質疑はありますか。鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっと歳入のほうの市税について伺いたいのですけれども、個人がね、2.4%増えたり、法人が34.3%増えているのかな、数字、間違いだったらごめんなさいね。

それは、令和3年度の実績から見て、コロナの影響が少ないというふうに見たのですよね。

それで、固定資産税も、そうなのかな、都市計画税もそうなのかな。

そんなにコロナの影響が鹿沼市の財政に及ぼさなかったっていう要因は何でしょうか、何なのではないかな。もっと影響があるものだと思っていたのですけれども。

○梶原委員長 諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 鰐原委員の質問にお答えします。

令和3年度の予算を積算したときには、コロナの影響で、営業、農業、これは法人、一つ

の例として法人税割の積算なのですけれども、営業、農業、あと給与所得がですね、令和2年度比で15%減少するというふうに考えて積算をさせていただきました。

それで、令和3年度の決算見込みを見ると、それほど影響がなかったというふうなことになります。

それで、この理由というのが、我々が調査したわけではないのですが、専門誌等の状況、書いてあることを読みますと、まず一つは、人件費の圧縮、または固定費の削減などで、コストの削減を事業所さんがしたということ。

それとですね、資産の売却なども通じた資金の捻出、それと、コロナ関連の支援や、補助金または給付金などが下支えになったということで、利益を確保したというふうなことで、こういうふうな支援策などが一時的な増益効果を招いた、減収増益の傾向が一応顕著に表れたということではないかなというふうなことで考えております。

以上で、答弁を終わります。

○梶原委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長の秋澤です。

ちょっと私のほうから補足的にご説明させていただきたいと思うのですが、鰐原委員のご質疑の中で、固定資産と都市計画税もそうかというふうなお話があったかと思えます。

それで、この固定資産、都市計画税については、令和3年度だけの措置として、コロナ感染症対策で中小企業者等で、売り上げが減少した事業者さんの家屋、償却資産に係る固定資産税、また都市計画税を減免するという措置がとられました。

それで、その額が令和3年度予算でいうと、2億8,400万円で、それが令和3年度限りとされましたので、令和4年度においてはその分が税収として今回計上されておりますので、固定資産税、都市計画税が増えているというのはそういった理由もあるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 企業が努力したのだということもあるかと思うのですが、そうしますとね、7ページには、地方消費税の交付金が、23億円でできてますよね。

そうすると、それだけね、企業活動というか、経済活動が割合低調だったのに、消費税の交付金が伸びないというのは、どういうふうにこれ、見積もっているのか。

○梶原委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

ただいまの鰐原委員のご質疑にお答えしたいと思います。

実は、消費税につきましては、前年度当初予算で22億8,000万円、失礼しました。22億5,000万円ですね。

それで本年度が23億円ということなのですが、実はこの22億5,000万円、これにつきましても、コロナの影響がどの程度出るかというのは、昨年度の予算編成の時点で、まだ不明なところでありました。

それで、通常であれば、この22億5,000万円というふうな見込みを立てた、去年は立てたわけなのですけれども、予算編成の段階で。

それで、正直、内心的には、ここまでいくのかなというふうな心配がありました。

ただ、ふたをあけてみて、今年度、開けてみまして、この地方消費税交付金の収入なので

すけれども、現段階での実績見込みでは約 23 億円、これが入ってくる、現段階で見込みになっております。

これを踏まえまして、令和 4 年度予算につきましては、本年度の実績見込みで 23 億円、これを計上したところであります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 コロナ禍においてもね、そういう消費動向が下がらないということは、やっぱり自民党がやっている、コロナ対策がよかったのだと、そういうふうな判断もできると思います。続いてよろしいでしょうか。ほかになれば。

○梶原委員長 どうぞ。

○市田委員 はい、では。

○梶原委員長 では、市田委員。

○市田委員 はい。45 ページのですね、一般管理費の説明欄の、防災対策推進費 2907 万円というふうになっていますけれども、自主防災会、これは各地区の防災会に、そういったグッズみたいのを送られるのかなと、使われるのかなと思うのですけれども、どんなものを予定しているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○梶原委員長 渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 防災対策推進費のうち、自主防災会への経費ということでよろしいでしょうか。

これらにつきましては、需用費の消耗品費が、下から 5 行目にございます。

こちらで 332 万 2,000 円を計上しておりますけれども、このうち、自主防災会の資機材購入ということで、1 団体につきまして、50 万円を限度といたしまして、4 つの自主防災会を想定した 200 万円で、この内容につきましては、各自主防災会のほうで購入する資機材を選んでいただいて、この限度額まで購入をしていただくというふうなことでございます。

また 48 ページのほうになりますけれども、補助金というのが、18、負担金、補助及び交付金の上から 2 段目の補助金 200 万円を計上しておりますけれども、これはコミュニティ助成事業と申しまして、自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業ということで、自主防災組織育成助成事業ということで、20 万円を限度といたしまして、10 団体を想定をいたして計上しております。

こちらに関しましても、各自主防災会のほうで、必要な資機材等を申請をいただいて、この 20 万円の限度額の中で購入をしていただくと。

これまでですと、例えばですが、発電機を購入されたり、投光器を購入されたり、チェーンソーを購入されたり、あるところでは、そういった資機材を納める倉庫、簡易倉庫のようなものを買入したりというふうなことで、自主防災会の支援というふうなことで計上をいたしております。

以上で答弁を終わります。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 4 つの地区という、さっき 50 万円の 200 万円という話も出たのですけれども、ちょっと、私、17 地区全てにもたらされるのかなと思って聞いたのですけれども、その辺のところ、ちょっと、はい、お願いします。

○梶原委員長渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 50万円の4地区ということですが、これは新たに自主防災会を設立した団体に対して、補助をいたすというふうなことでございまして、もう既に自主防災会が設立されているというふうな組織に対しましては、先ほど申しあげましたコミュニティ助成事業20万円のほうで、対応をいただいているというふうなことでございます。

以上で答弁を終わります。

○市田委員 というのは、3,000万近い、どういう使われ方をするのかなと思って、ちょっと確認したのですが、内容わかりました。ありがとうございます。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。石川委員。

○石川委員 石川です。同じく46ページの防災対策推進費の部分なのですが、令和4年度の主要事業一覧で、防災機能の充実という項目があったのですが、ハザードマップの詳細で、4月末に5万5,000部、全戸配布予定であるとか、細かいことを教えていただいたのですが、高校生の意見交換会のときに、ハザードマップだけでなく、駅の周辺に、大きな看板でいつでも見られるように、そういった看板を設置してもらえないとか、あるいは、以前藤田議員のほうから、電柱に、浸水、この辺まで水がきますよとか、そういった提案があったかと思うのですが、全戸配布するハザードマップ以外に、避難の、確実に避難させるような情報提供するという考えが、今あるかどうか、今後、令和4年度の、ハザードマップの予算しか入っていないのかなとは思いますが、そのあたりの確認と。

それと、同じく防災機能の充実の中に、危険ブロック塀の撤去支援というものが入っていたのですが、こちらがちょっと危機管理課なのかどうか、ちょっとわからないのですが、もしそうであれば、どういった事業内容なのかを教えてください。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 危機管理課、渡辺です。

先ほど申し上げなくて、申し訳ない、すみませんでした。

まず、ハザードマップの関係ですが、ハザードマップの作成につきましては、48ページの委託料のうち、上から3つ目の図面作成がございまして、1,485万円を計上しております。こちらがハザードマップ。

これは12月の議会でも、阿部議員のほうから質問がございまして、その中でも、見やすく、わかりやすくというふうな、そういったハザードマップを作成してくださいというふうな、ご要望もございました。

今、防災マップということで、作成しているものにつきましては、A4版の形なのですが、それは大きめにいたしまして、B4版で、5万5,000部を作成し、全戸に配布というふうなことでございます。

その中で、ハザードマップ+αということですかね。

例えば、駅周辺に、看板、避難所への誘導の看板ですとか、あるいは電柱に、浸水深の表示というふうなことでございましたけれども、今のところ、そういった予算については計上はいたしておりません。

ただ、避難の情報に関しましては、やはり早めの避難というふうなことで、現在あります防災情報システム、@Info Canal、これをさらに多くの市民の方に登録をいただいて、市のほうの避難情報等について、適切に情報発信のほうをしてまいりたいというふうな

考えております。

また、危険ブロックの関係の補助制度ですかね。

これについては、都市建設部所管のほうで行っておりますので、危機管理課の所管ではございません。

以上で答弁を終わります。

○梶原委員長 石川委員。

○石川委員 よくわかりました。

I n f o C a n a lについては、高校生の意見交換会の際にも、会場で、実際にスマートフォンで見てもらったりして、「こういうふうに河川の水位がライブカメラで見れたりするんですよ」なんていうふうに、お知らせさせていただいたのですが、現状で、そのI n f o C a n a lの登録件数というのは、目標値なり、どの程度増えていて、順調なのかどうか、確認させてください。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 I n f o C a n a lの登録の状況でございます。

昨年度末といたしますか、令和3年の3月29日時点で、4,540の登録者数がございました。

それで、直近で、2月15日、本年の2月15日での登録者数ですが、5,847ということで、昨年度から1,300ほどは増えておりますけれども、まだまだもっと多くの市民の皆様に登録をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○梶原委員長 審査中ですが、1時間がたちましたので、休憩をとりたいと思いますが、5分にしますか、10分にしますか。

それでは暫時休憩とします。

再開は、11時15分といたします。

(午前11時10分)

○梶原委員長 ご着席ください。

休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時15分)

○梶原委員長 (…)の質問がある方は、お願いいたします。佐藤委員。

○佐藤委員 防災ハザードマップなのですね。ちょっと3番の(…)とかぶるのですが、これは700万円補助金がきて、それで市で、この、48ページのほうを見ていくと委託料で図面作成1,485万円なんてあるので、もしかして、これのことを言っているのかなというのと。

それで、そのハザードマップは、聞いている限りでは、見やすいものに変えるということを知っていたのですが、何か、そのエリアの指定なんかが変わってくるのかなという、そうすると、これは、もうとても見やすくなるのもいいのですけれども、それ以上に大事な改定になるので、この1,400万、幾らかわからないけれども、計上して、いつぐらいの新年度に、まず、完成して配布が始まるのかという、まずざっくりしたその事業の概要説明を求めます。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 危機管理課の渡辺です。

ハザードマップの作成についてでございますけれども、一級河川につきましては、これま

で思川、黒川が、県のほうから公表されていたわけですがけれども、令和2年と、あと令和3年、そして現在も、県のほうで作業を進めておりますけれども、その他の一級河川につきまして、新たに浸水リスク想定図というふうなことで、浸水のエリアを表示した図面のほうが公表が既になされているもの、そして現在作業中のものもございます。

また、あわせてですね、土砂災害警戒区域、これにつきましても、これまでの指定に+ α ということで、令和3年度で、おおむね300カ所、追加の指定がなされる予定でございます。

河川の浸水想定リスクと、土砂災害の警戒区域の情報を、ハザードマップに落とし込みましたものを作成して、各家庭に配布することで、ご自宅、あるいは事業所等が、それらの浸水のエリアや土砂災害の警戒のエリアに入っているのかどうかというふうなことをご確認いただいて、もしものときに、それらのリスクが発生しそうな場合に、避難所への、例えば避難ルートはどこを経由したほうがより安全なのか、そういったことを、各ご家庭でご確認をいただきたいというのが趣旨でございます。

作成につきましては、まだ公表になっていない部分もございますので、令和4年度中ですから、ちょうど1年後ぐらいに、各家庭にお配りできるように、今のところ、そんなスケジュール感で進めているところでございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

県、県が策定したのに合わせて、300カ所追加になっていくので、1年かけてつくって、1年後ぐらいに配布という、大まかな、わかりました。

ちょっと聞き足りなかったことを聞きますけれども、この44ページから46ページの中の、あ、違う、ページが違う、あれ。

あの、それ、この図面作成料というので、46ページの、あれ。

失礼しました。すみません。48ページの図面作成というのでいいのかという、まず認識を一つと。

当然300カ所追加になるということは、これ今答えろって言いませんけれども、当然、では、面積にしてどんなものだと。

それで、その中には、戸数が、これ何戸あるのだと。

それで、そこに当然、何人住んでいるのだという把握が必要になると思うのですね。

それで、今把握していたらすごいので、それはあったら聞きたいのですけれども、なかったら、当然それは、どこかの段階で聞きたいです。

新しい300カ所追加になったところのは、どれだけの面積なのか、何軒いて何人住んでいるのかって。

それで、そうすると1年後に新しいものができたときに、やっぱり、皆さんに配るときに、「この地域が新しく指定されました」とか、「おたくが今度入ったんですよ」というのは、当然今までハザードマップの対象になっている人という認識もちろん必要ではあるのですけれども、せっかく1,400万円だと思っておりますよ、それで改定するわけですから、新しく対象になった方には、やっぱり市民部なんか通じて自治会でね、「おたくのこの町内のこの地区が」というのは、一軒一軒行政からというのは、やっぱりしんどいかなと思うので、

そういうときに自治会の力に頼ってもいいのかなと思うのですけれども、そういう新しい対象になったところへの特段の周知というものは、どうお考えでしょうか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 危機管理課、渡辺です。

まず、図面作成 1,485 万円、これがまさしくハザードマップを作成するための業務委託ということになります。

また、300 カ所の土砂災害警戒区域の追加ですけれども、この面積や、そのエリアに含まれる戸数については、現状市のほうとしては、把握はいたしていません。

ただですね、土砂災害警戒区域内のお宅の方に対しましては、区域指定をいたしました、栃木県鹿沼土木事務所のほうから、毎年なのですけれども、ご通知を差し上げるというふうなシステムになってございます。

それで、いざというときの避難につきましては、早め早めをお願いしますというふうな、あるいは周辺の、例えば急斜面ですとか、崖地、そういったところの、現状の変更があるのかなのか、そういったことを、よく見てみてくださいというふうなお知らせがございしますので、新たに追加指定になりました、ご家庭につきましては、県鹿沼土木事務所のほうからご通知がいくというふうなことでございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

県からいくというのは、それはもうありがたいことなのですけれども、これ、本来でいったら、これは場合によっては、市町村がやることなのかなと思うのですよ。

県は県でやってもらうのはありがたいですけれども。

では、鹿沼市として、住民なり、地域に対して、働きかけがないというのは、どうでしょうか。それはやっぱり、ちょっと、何だろう、いかがなものかなと思うのです。

やはり場合によっては、県の業務、お金をもらって、鹿沼市でやったっていいぐらいなのだと思うのですよ。

県がやっていることなので、鹿沼市は、では、ノータッチということですね。各、個別の地域や住民への周知というのはノータッチでいいのですね、県がやっているのと、どうですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺危機管理監。

○渡辺危機管理監 危機管理課、渡辺です。

市として、何も取り組まないというふうなことではございません。

まず、ハザードマップを新たに配布するときには、各、お宅といますか、世帯が、それらに入っているかどうかを十分に確認してくださいというふうな、お知らせといますか、のほうもさせていただければというふうには考えております。

また、市としてどういうふうな、新たに追加指定になられた、ご家庭にお知らせをするかというふうなことにつきましては、県のほうの、その毎年の通知、それらのものとどのように連携ができて、周知が図れるのか、そのことについては、検討をさせていただければというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、県との無駄のない、連携というのは模索していただきたいと思いますし、先ほどの新しく対象になった面積、戸数、住民というのは、これも県がやっているのなら、県から聞いてきてもらいたいと思いますし、市独自としても、どこかの段階でハザードマップ、だって、何と云って、鹿沼市が最終的にハザードマップ、出すわけですから、そのときには、どこかの段階で、新しくハザードマップ、改定になって増えていますと。

それで、おたくのうちも入っているかもしれませんよって、なんせ 300 カ所追加で、これだけの面積で、その中に何軒あって何軒住んでいるわけですからと、詳しくは県からの案内、見てねってというような、そういったところは続けていただきたいと思います。以上です。

○梶原委員長 そのほかに、質疑のある方はいらっしゃいますか。増淵委員。

○増淵委員 66 ページの公用車管理費というところの、保険料、自動車、この前南雲部長のほうから詳しく、いろいろあるのですけれども、今の公用車が何台で、全体の保険料がいくらかなのかというのが、もしお教え願いたい。

それと、事故が結構、今回は議案で出てきたけれども、専決処分で結構事故が多分多いので、まず分母の公用車が何台あるかによっても違うと思うので、私は、イメージ的にはちょっと毎回議会中に、専決で出てくるのがあるので、かなり、どのぐらいの台数かがわからないから、そこを聞かせていただきたいのと、事故率、台数で、分母が台数で何回鹿沼市はやったかというのが、出なかったら、それは後で、この時間内でいいのですけれども、まず保険料の総額はわかるかなと思う。あと台数はすぐわかるのではないかと思います。そこどころ、お聞きしたいのですけれども。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 行政経営課長の高村です。

増淵議員のご質疑にお答えします。

公用車は、消防を除いて、市全体としては 257 台ございます。

そのうち、この公用車等管理費で管理している公用車は 33 台ということになります。はい。

それで、保険料については、一応、こちらのほうでまとめて加入ということになっていきますので、66 ページにあります、予算の 516 万 6,000 円というのが予算額になります。以上です。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 これはわかっている、だから、33 台分というのはわかりました。

それで、257 台分があって、257 台分の保険料はいくらかって聞いている。

○梶原委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 254 台分の予算が 516 万 6,000、516 万 6,000 円ということで、これは全体の分を一括して行政経営課のほうで加入をしております。

全体の事故率になりますけれども、257 台分の 22 台ということになりますので、約 10%弱ぐらいかと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○梶原委員長 はい、増淵委員。

○増淵委員 もう1回確認な、ちょっと私の常識でちょっとあれなんで、
では、516万6,000円で257台分の保険料が賄えるということは、1台につき2万ちょっと
で済むということ。

○梶原委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 そのとおりになります。一応車体価格で保険料が決まるという特殊な保
険ですので、大体100万円代の車体価格で1万円からそれ以下ぐらいの金額で1台入れると
いうふうに、かなり安い保険になっております。

以上で答弁を終わります。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 物すごく安いと思うのですね。

それで、そうするとそれで、何ていうの、無制限の人身とか全部網羅されているの。

車両はないにしても、対物とかという普通の我々民間で入っているのは網羅されて、そこ
だけ確認なの。

○梶原委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 ほぼ全部網羅されているということです。

○梶原委員長 そのほか、質疑のある方はいらっしゃいますか。鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっとふるさと納税の件でお聞きしたいのですけれども、ふるさと納税の件の
歳入ではですね、32ページの、ふるさと納税寄附金1億円、まあ、入るという内容ですけれ
ども、これ、何名ぐらいの方から寄附受けられるのかと。

そして、そうすると48ページには、ふるさと納税推進事業費4,961万3,000円、この返礼
品などを返すのかなと思うのですけれども、返礼品の内容の説明をいただきたいと思いま
す。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 鹿沼営業戦略課長の齋藤です。よろしくお願いします。

まず、歳入の関係ですが、1億円の歳入に関しまして、想定見込み人数は、約1,000人で
すね、1,000人を見込んでおります。

そして、返礼品の内容ですが、現在ゴルフクラブ、そのほか、地元でとれた野菜のトマト
とか、イチゴとか、そういった果物関係。

そのほか、製品で、最近ですと、アウトドアで使うような鍋、そういったものなども返礼
品として出しております。

現在、品としましては、150品ほど細かい品がございます。

説明は以上となります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ふるさと納税でね、泉佐野市だったですかね、大分話題になりましたけれども、
そういうことを積極的にやっついていいということになったのですよね。違います？

私の(…)だと、総務省で認められなかったものが、裁判では認めるべきだと。

これ単位違うけれども、50億円ぐらい入っている市もあるのですよね。

そうすると、1億円というのは、1億円いただくために、4,900万円出費しているというふ
うに、民間感覚だと見るわけですよ。

そうすると、もっと有効に使えば、もっと魅力的なものを、探り当てるといふか、鹿沼市

の特徴あるものを探り当てるとなれば、5,000万円で、その1億円ではなくて、5,000万円で2億円か3億円、鹿沼市に寄附してくれる人もいるのではないかなというようなことも予見されるのですが、そういう努力っていうかな、そういう、そのアイデアということはどういうようにして発掘していくものなのでしょうかね。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。

返礼品に関しましては、寄附額の3割以内ということが基本になっております。

そのため、例えば、今まで1億円だったものを、それを2億円、3億円という形で収入するとすると、返礼品の割合をですね、10%とか20%に、引き下げなくてはならなくなってしまいかと思います。

そうしますと、ほかの自治体と同じようなものが出ている場合、例えば、イチゴとか、梨とか、そういったものは、やはりどうしても安く、多く求められることがありますので、ほかの市に競争ができなくなる可能性がありますので、その率を下げるのではなく、新たな、目立つような返礼品を探しながらやっていきたいと考えております。

説明は以上です。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 もう一つ、基本的なことを、ちょっと私、ふるさと納税、やったことがないの

で、わからないで、お聞きするのですけれども、ふるさと納税で1,000人ほど、鹿沼市に納めてくれる人がいると、そうすると、逆に鹿沼市民の中からも、よその市にいくと、そういう人はどのくらいで、どのくらいのお金になるのだから、わかりますか？

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。

どなたが説明をしますか。

○鰻原委員 関連してね、お伺いするのですけれども、70ページには、ふるさと納税、ふるさと納税の積立金がありますよね。

あ、あ、結構です。これ私の勘違いだから結構です。

それでは、それ、お願いいたします。

○梶原委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、歳入全般の話というので、ちょっと私のほうから答えられる部分だけお答えしたいと思います。

鰻原委員のご質問なのですが、歳入に対して、市内の市民の方がほかに、よそに寄附しているのはどのくらいかというようなご質問かと思えます。

これは2020年なので、一昨年の実績になりますけれども、寄附額8,800万円に対しまして、市内の人で、よその市町村、自治体に寄附をされた方、これが6,600万円です。

それで、そのほか、返礼品等でかかっている経費が3,700万円ということですので、実質赤字というような状態になっています。

ただ、一昨年、令和2年度、令和元年、違う。すみません。

令和2年度ですか、令和2年度で歳入8,800万円に対して、税控除で引かれている分が6,600万円。

それと3,700万円が経費でかかっているということで、実質赤字になっているのですけれども、今年度、令和3年度については、現段階で伸びておりまして、現段階で約4億円の歳

入が見込める状況となっております。

それなので、いずれにしても返礼品、いかに工夫していくかというのは大事なポイントになるかと思うのですけれども、今後もそういった研究含めまして、歳入増につなげていければというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、32 ページにある1億円は、令和3年度の見込みは4億円だから、この予算書には反映されてないということになります？

○梶原委員長 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長秋澤です。

この予算編成した段階、これは昨年の9月の段階での歳入状況、これを踏まえて、年間1億円ぐらいだろうというような予想を立てました。こういう見込みを立てました。

それで、今年度予算というのは、来年度予算というのは1億円という見込みを立てたところなのですが、実はその後も、この寄附の勢いといいますか、寄附者がどんどん増えておまして、通常であると、確定申告なんかに寄附金控除という形で使うので、12月末をもって新年度明ければ、年が明けると、なかなか寄附が増えないという現状があるのですけれども、今年は年が明けても寄附が続いているというような状況があります。

それなので、昨年の秋の段階では1億円が年間の実績見込みだろうというような見込みを立てたのですが、現段階でも、どんどん伸びておまして、令和3年度実績としては、現段階では4億円程度を見込めるというような状況になっておりますので、令和4年度、当初予算としては1億円の見込みを立てさせていただきました。

ただ状況に応じては、場合によっては補正予算が必要になる場合もあるかと思えます。

そういったものを含めまして、説明とさせていただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。

要因としましては、いくつか考えられますが、まずは、ふるさと納税のポータルサイト、受け入れのサイトをですね、今まで2つ、2事業者だったのですが、それを有名な『楽天』と『ふるなび』という2つの新しいポータルサイトを増やしました。

それと、返礼品に、やはり新しいものを追加してきました。

先ほど少し出しましたが、ゴルフクラブが1種類だけだったものを、それをドライバーとかUTとか、そういった、いろんな種類のドライバー、あとはセットもいたしましたので、その点が大きくなるかと思えます。

また、ふるさと納税がテレビとかCMとかで、かなり取り上げられまして、知名度が広がって、やり始める人が増えたこともあるかと思えます。

さらに、コロナの影響もありまして、巣ごもり需要が拍車をかけられています。

以上の要因などが含まれたので、鹿沼市以外でも増えているという話、聞きますが、鹿沼市は、特にふるさと納税のサイト、それと返礼品を増やしたことで、ここまで伸びたのかと思えます。

説明は以上となります。

○梶原委員長 そのほか、質疑のある方はいらっしゃいますか。では、石川委員。

○石川委員 78ページの住民基本台帳費のところなのですが、マイナンバーのことを結構問い合わせをいただくことが多くて、いつまでポイントがもらえるのかとか、今まで5,000ポイントだったのが、トータルで全部やると2万ポイントということで、健康保険証としてのひもづけ、使えるようにしたり、支払いのほうも、マイナンバーでできるようにすると、7,500で、合わせて2万だと思えるのですけれども、それが、どうやって申請するのかとか、いつまで、9月だったかと思うのですけれども、そういう部分、あるいは、実際どうやってポイントをもらうのかがわからないとか、その辺のPRをどういうふうに周知をされているのか。この予算の中に、そういう周知の費用というのも入っているのかどうか、確認したいです。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 情報政策課の大貫です。よろしくをお願いします。

ただいまの石川委員の質問のうち、マイナポイントに関することについてお答えしたいと思います。

マイナポイントは、今年の12月で第1弾、延長、延長、の第1弾が終わりまして、第2弾に、ただいま入っています。

それで、そのうち、現在申請してポイントが付与されているものというのが、マイナンバーカードを新たにつくったことによる5,000ポイントです。

そのほかにも、第2弾としては、健康保険証とひもづけることによる7,500ポイント、それから、公金振込口座の登録をすることによる7,500ポイントがありますが、こちらのポイントの付与の関係についてはまだ国から示されておりません。

それで、これらについては、6月頃には、申請等ができるようになるかと聞いております。

現在、市民課のほうで、マイナンバーカードをつくっていただいた流れで、マイナポイントの申請補助という形で行っておりますけれども、マイナンバーカードと、それから、どの事業者の、例えば、いろんなポイントカードとかがあると思うのですけれども、どの事業者のカードにそのポイントをつけるかというのを、申請していただいて、それを窓口でお手伝いできるような仕組みをとっております。

この事業自体については、最終的に来年ですね、令和5年2月末で終了になるかと思えます。

随時というか、まだ国から示されないことも多いのですが、その辺の示され次第になってしまうので、一番ホームページが一番情報を瞬時にお伝えできるかと思えます。

ホームページのほうでもお伝えしておりますし、間に合えば印刷物になりますけれども、広報かぬまのほうでお知らせをしていく予定です。以上です。

○梶原委員長 石川委員。

○石川委員 まだ国のほうがはっきりしていなかったということで、すみません。勘違いをしておりました。

健康保健証としての機能を付与したときに、例えば鹿沼市内だと、どの程度使えるようになっているか、もしわかれば、ちょっと予算と逸脱してしまうかもしれないのですけれども、お願いします。

○梶原委員長 大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 ちょっと古い情報になるかと思いますが、まだ3カ所程度の医療機関や薬局での利用というふうに聞いております。以上です。

○梶原委員長 そのほか、いらっしゃいますか。藤田委員。

○藤田副委員長 副委員長の藤田です。

1点、お伺いいたします。

22ページ、歳入のほうなのですけれども、一番下の一般管理費県補助金の中の、地方創生事業費県補助金について伺います。

これは、移住支援に関する補助金であるということですが、この県とか国の移住政策のところはどんな、今、趣旨なのかをちょっとお聞きしたくて質問しているのですけれども。

まず、この補助金が、市の歳出のほうの事業のどんなところに充てられるのか、充当先についてお伺いしたいのと。

あと、この県補助金の趣旨、目的について、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。竹澤まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。

藤田委員の質疑にお答えいたします。

22ページの、こちらの地方創生事業費県補助金、このうち、150万円が移住支援のための補助ということでございます。

それで、こちらの充当先といたしましては、50ページをお開きください。

50ページの一番下の段ですね、こちらの補助金と書かれているもの、次のページにまたありますけれども、移住支援補助金200万円という形でございます。

200万円の4分の3が補助という形で県から支出されているものでございます。

こちらのほうの内訳といたしましては、国が2分の1、そこに県が4分の1を加えて、鹿沼市が支出したものの4分の3を補助金という形でいただいているという形になります。

続きまして、この補助の趣旨ということでございますけれども、こちらの補助金のほうはですね、国の地方創生移住支援事業としてですね、令和元年より全国一律に、これは開始をされたものでございます。

これを利用して、各県市町、市町村、こういったところで補助制度を立ち上げていったという経過がございます。

県では、とちぎWORKWORK（わくわく）移住・就職・起業促進プロジェクトという形で、ここにその4分の1を加えているという形でございます。

それで、先日ですね、増渚議員の一般質問の中で経済部長のほうから新規就労施策の答弁があったかとございます。

こちらのほうの目的といたしましては、東京23区から、県内、中小企業に就職、または起業、または移住した方ですね、そして移住した方、こういった方に直接補助金を支給するという形の移住促進策という形になります。

それですので、当初、目的としていたものは、就業と起業という形になります。

その後ですね、これ、なかなか実績がなくて、令和2年まで鹿沼市でも実績はございませんでした。

それで、令和2年の12月に、この専門人材とか、テレワーク、こういった新しい働き方が

要件として加わったことで、鹿沼市で必ず、鹿沼市、栃木県内で、必ずしも就業するという要件ではなくて、都内に勤めたまま移住先を鹿沼市に求める、こういった新しい働き方のほうも対象となってきたという形でございます。

それで、目的は、移住だけではなくて、これ5年間住まないと返還されるのですね、返してくださいということになります。

3年未満だったら全額、3年から5年の間だったら半額という形で返還義務があるので、必ず最初に5年以上継続して居住する意思がありますかという確認をするので、定住というものも目的となっているということでございます。

以上で説明終わります。

○梶原委員長 藤田委員。

○藤田委員 途中で制度に専門人材とテレワークも含めてというふうに趣旨が変わったということなのですが、ちょっと確認したいのですが、このテレワークもありというのは、住所を、東京とかに置いたまま、鹿沼で仕事をしているということも含むということなの、あ、その逆か。

鹿沼に住んで、東京都の企業のほうに勤めているというか、仕事をしているということか、要は、それまでは、鹿沼市内で事業を起こすとか、就業、就職しなければいけないのが、東京のほうに就職したまま鹿沼でテレワークをしてもいいということになったということか、よろしいか、ちょっとそこだけ確認させてください。

○梶原委員長 竹澤まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。

ただいまのご質問のとおり、東京都内で就職したまま、住所を鹿沼市に持ってくるという形のものでございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほかありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 52 ページ、52 ページの、これちょっとお聞きしたいのは、行政指導相談員というのがありまして、月 18 日、確か前の答弁だと、勤務しているということらしいのですけれども、18 日でこの 293 万円で割ると、1 日 1 万 3,500 円なのですよ。

だけれども、普通何かしらの、何か出席した場合って大体 7,300 円とかが基本だったと思うのですけれども、これはどういう根拠でこういう金額になっているのか教えてもらいたいのと。

これ行政指導相談員で、僕ちょっと勘違いしていて、役所のこの行政手続に関するその不利益処分とか、不許可とか、取り消しとか、そういった形で相談するのかなと思ったら、要は行政に関する、要はあるある相談ということなのですよ。

それで、それが 1 日何件あるのか。

そんなに頻繁にあるわけではないと思うのですけれども、例えば鹿沼広報紙に、最後の紙面に載っている、例えば、弁護士・司法書士、僕らもそう、調査士の法律相談、月 1 回だけなのですよ。

弁護士は意外と人気で、やっているらしいのですけれども、まあ、ありきたりの回答しかないのでしょうかけれども、これ、そんなに 1 日、月に 18 日出て、そんなに行政の相談ってあるのかなというのが不思議なので、ちょっとそこら辺。

あと、この金額がいいのかどうか、ちょっと僕、ちょっとわからないので、お答えできればなと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○松子生活課長 生活課長の益子です。

ただいまの鈴木委員の質問になりますが、まず報酬につきましては、月に20万と610円払っております。

それで、その金額ということですが、この行政指導相談員のほかにも、消費生活相談員さんというような方が今4名おりますが、その方と金額は一緒になっております。

それで、その内容の、1日何件ぐらいかとか、そういった話ですが、大体月に30件ぐらいはありまして、毎日1、2件はあります。

それで、内容もですね、やはり相続の話であるとか、そういった、何というか、弁護士さんとかにも入れなくてはならないような相談があるのですが、その前に、この相談員がまず聞いて、「じゃ、こういうことに、ここに行ったらいいんじゃないか、ここ行ったらいいんじゃないか」という割り振りもしているものですから、その辺のところの、報酬相当額にはなるのではないかなと、私は思っております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 内容はわかりました。

ただ、多分全員、多分元行政出身の、市職出身の人ですよ、全員ね、ですよ。わかりました。以上です。

○梶原委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 この行政指導相談員の方は、職員ですね、先ほどの消費生活のほうは、また別なものですから。はい。すみません。以上です。

○梶原委員長 よろしいですか。

そのほか、質問のある方、いらっしゃいますか。鰻原委員。

○鰻原委員 まだ何点かあるので、よろしく願いいたします。

12ページにね、市庁舎等行政財産使用料で、旧栗野町の役場があったかと思うのですよ。

それ、おいくらで、お貸ししていますか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。竹澤まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。

水資源対策室長という立場で、説明をさせていただきます。

こちらのほうですね、旧栗野町の使用料のほうは、365万1,000円となります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 1年間で365万2,000円ですが、前のほうにね、松だとか、生け垣だとかあるのですけれども、2年間だと720万円ぐらい入るのに、1年に1回とは整備しないのですよね。

松なんかは2年に1回ぐらいしか手入れしないものだから、落ちてしまって、虫がわくのですよ。

そういう状態にしているも、やっぱり365万2,000円はいただけるのですね。

それと、いつまで水資源公団に貸す契約になっておりますか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。竹澤まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。

ただいまの、その松とかの手入れのほうは、これは私どものほうで指導していきたいと考えております。

金額のほう、使用の期間ですけれども、ちょっとお調べしてお答えしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 やはりね、きれいな形で保存しておくということが、やはり大切なのではないかなとは思うのですけれども、ひとつ、よろしく願いいたします。

それと、では、次、なければやりますけれども、よろしいですか。

○梶原委員長 そのほか、いらっしゃいますか。鰻原委員。

○鰻原委員 34 ページにね、かぬま・あわの振興基金繰入金というのがありますわね、

それで、当然、有益なこれからの事業に使いますわね。新しい産業団地とかね。

医王寺のことが、ちょっとお話になりましたけれども、医王寺の件は、去年できなかったのですよ、これ、やってくれるという確約があって、このような予算は立てましたか、繰り入れ。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまの鰻原委員のご質疑にお答えしたいと思います。

医王寺につきましては、確かに昨年度当初予算でも、茅葺屋根の修繕ということで、それに充てる財源ということで、あと、市のほうの歳出のほうも補助金も計上しておりました。

ただ、この補助制度については、2分の1が県が持つ、それで、4分の1が市と、あとは医王寺さんのほうで持つ、負担するというような補助制度になっております。

ただ昨年につきましては、県のほうでこの補助採択がされなかったという経緯がございました。

それで、改めて今年度、4年度に予算を取り直しているのですが、4年度につきましては、県のほうから、県補助のほうのおおむねの内示をいただいているということで、4年度に間違いなく執行されるだろうということで、予定をしているところであります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 大体確定ということでね、あれしますけれども、大分これ自由民主党の小林栃木県議会議員が骨折ったのですよ。

いや、やはりね、きちんとそういうことを言っておかないと、わからないもので。

ただ、その予算が流れてしまったから、流れてしまったからって、何年間も流すということとはまずいと思うのですよね。

ですから、そういうことで、多分やってくれると思うので、お願いいたします。

時間ですけれども、どうですか。

○梶原委員長 審査中ですが、昼食のため、休憩としても、よろしいですか。

昼食といたします。

再開は、午後1時といたします。

(正 午)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時00分)

○梶原委員長 竹澤まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。

午前中の鰻原委員の、庁舎等行政財産使用料の質疑にお答えをいたします。

こちらの庁舎の使用期間でございますけれども、複数年契約というわけではなく、単年度ごとに使用許可という形で、毎年予算要求時に意思を確認し、3月の初旬には、相手方から借り受け申し込み書をいただいて、それで正式に許可をするという流れでございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ここで、議案第2号について、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

○藤田副委員長 それでは、暫時進行を務めさせていただきます。

ご質疑のある方は順次発言を許します。はい。梶原委員。

○梶原委員 予算に関する説明書の41ページ、2款1項1目、一般管理費、42ページの説明欄で、下から2番目ですね、一般管理関係職員給与費なのですが、これ前年158人で、8億2,141万1,000円でしたけれども、この職員手当のところ、11億1,000円飛んで3,000円になって、約3億円ぐらい、人数見ると158人から162人・1人ということで、その増加に対して、この3億円ということなのですが、この点について説明をお願いします。

○藤田副委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 梶原委員の質疑にお答えをいたします。

おおむね3億円程度ですね、手当のところが増えている要因でございますが、こちらは主に、退職手当が増額の要因となっております。

ちなみに令和3年度は定年退職者予定が20名ございました。

それが令和4年度は33名の予定で、13名が増えているということで、こちらが増額になっております主な要因となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田副委員長 ほかにご質疑ありませんか。梶原委員。

○梶原委員 続きまして、51ページの2款1項3目、行政情報システム管理費の隣の52ページの説明欄の、行政情報ネットワーク管理事業費の中の電算システム借上料というのが、前年、令和3年の予算と比べて、2,400万円の減となっておりますけれども、これ、どういった原因で、このシステム借上料が減となっているのか、説明をお願いします。

○藤田副委員長 執行部の説明をお願いいたします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 情報政策課の大貫です。

ただいまの電算システム借上料の減額の理由についてご説明いたします。

今年度、ネットワーク関係ですね、見直しをいたしまして、基幹系システムですとか、それから、事務用パソコン等の見直しを行った結果、基幹システムで、4,000万円ほど減っております。これはシステム借上料もあるのですが、機器のリース料も入っています。

それから事務用パソコンについても、今年度、更新時期になってはいますが、こちらのリース料が、更新を迎える平成29年度リースの一部が半分くらいになっております。

それから、ネットワーク構成自体を見直したことで、セキュリティ関係の機器の必要のな

いものが出てきたりというところで、これだけの減額になっております。以上です。

○藤田副委員長 梶原委員。

○梶原委員 わかりました。

そうしたら、ちょっと次の質問に移らせていただきたいと思います。

67 ページの 2 款 1 項 11 目の地域振興費のうち、68 ページ、説明欄の 1 つ目の協働のまちづくり推進事業費のうち、18 番の負担金、補助金のところの補助金の中に、今回新たにこのコミュニティ育成費というのが 500 万円入っているのですけれども、これが何に使われるのかと。

あと、同じく 70 ページ、1 つ目の○の水源地域振興事業費の、やはり同じく 18 番目の負担金の補助金と交付金ということで、負担金というのが積みまれているのですけれども、これ、どこかの事業に対する負担金だと思うのですけれども、こちらについて説明をお願いします。

○藤田副委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。よろしくお願いします。

まず、協働のまちづくり推進事業費の中の 18 番の補助金、コミュニティ育成費につきましては、宝くじの助成金であります。

こちら上石川と塩山町のお祭りの用品の金額となっております。

説明は以上です。

○藤田副委員長 竹澤まちづくり戦略課長。

○竹澤まちづくり戦略課長 まちづくり戦略課長の竹澤です。

こちら 70 ページの水源地域の振興事業費につきましては、経済部所管の事業でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田副委員長 梶原委員。

○梶原委員 すみません。では、ちょっと今回の質問は、取り下げさせていただいて、次の質問をちょっとさせていただきたいと思います。

77 ページ、2 款 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費のうち、78 ページの説明欄の 1 つ目、住民基本台帳費が、マイナンバーカード関係ということでお聞きしているのですけれども、これ、あれですね、この電算システム借上料なのか、この前年より 600 万円増となっている、この点について教えてください。

○藤田副委員長 執行部の説明をお願いいたします。鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 すみません。マイナンバーカードの交付に関する負担金の 3,000。

○梶原委員 全体的に予算が、昨年は 3,956 万 1,000 円だったのが、4,500 万円になっていると、600 万円増えている、その中の詳細ですね。

○鈴木市民課長 わかりました。

それで、主な一番の要因は、マイナンバーカードの交付に係る負担金の部分のところ、前年に比べますと、枚数等が増えていることが想定されておりますので、昨年より比べて、増加しているのが、一番その理由になってくるかと思えます。

あとは、システム借上料にしても、前年に比べると、逆に若干減っているような状況でございますので、一番の要因は、マイナンバーカードの交付のための負担金が増えているとい

うのが一番多く増えている要因になっていると思います。

以上で説明を終わります。

○藤田副委員長 梶原委員。

○梶原委員 同じくその中にですね、ちょっとわからないのがありまして、この11番のところ
で、これ、筆耕翻訳料というのですかね、これ具体的にどういったものなのでしょうか。

○藤田副委員長 執行部の説明をお願いいたします。鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 これはですね、外国版の案内チラシというか、外国の方に対する案内のチ
ラシをつくるのに当たって、翻訳料として4カ国語を、1カ国2,500円の部分の、4ページの
部分の1枚になってくるのですけれども、そこを一応翻訳をお願いするための費用として要
求しているところになります。

以上で説明を終わります。

○藤田副委員長 梶原委員。

○梶原委員 わかりました。

すみません。また、ちょっと続けさせていただきたいと思いますが、129ページ。

4款1項7目、墓地埋葬費、130ページの説明欄、斎場費の予算ですね、の、斎場費、こ
れ、昨年の予算だと3,500万円ぐらいでしたけれども、今回4,500万円ということで、1,000
万円増となっていますけれども、この点について教えていただきたいのと。

あと、132ページの、下から1つ目の、見笹霊園費についてなののですけれども、先ほど新規
で30区画整備ということでしたけれども、これ昨年の予算が673万6,000円だったものが、
これ4,500万円ということで、大体4,000万円近く、3,900万円の増となっているのですけれ
ども、これ30区画整理するのに、これの増分だけかかっているのかどうかというのを、ちょ
っと教えていただきたいと思います。

○藤田副委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

まず、斎場費のほうに関しましては、132ページの管理運営費というところがあるかと思
います。

それで、今までですね、これ3年間の委託業務で、業者さんにやってもらっているのです
が、今回新たに変わるということで、この間、継続費の関係で、3年間分の予算要求させ
てもらったのですが、補正させてもらったのですが、その3年間分の3分の1ということで、
1年間なので、その額が増えたということです。

それから、見笹霊園の話になりますが、最初、私のほうで30区画と言ったのは、現在今あ
る区画の、売れるのが毎年大体平均30区画ぐらいでありまして、今回ここに要求しているの
は、17号墓域という墓域を今度ですね、新たに110区画なのですが、それを造成するた
めに、ここに工事費用などが入っておりまして、30区画というのは今現在あるやつを、売れる
見込み額で、収入に入っております。

○梶原委員 では、いくつ区画としては、新規でつくっていくのかというのは、この17。

○益子生活課長 17号墓域というのを今回、来年度予定しているのですが、そこは110区画を
予定しております。

以上で説明を終わります。

○藤田副委員長 よろしいですか。梶原委員。

○梶原委員 わかりました。

では、最後に、すみません。

195 ページになります。

9 款 1 項 2 目非常備消防費の 196 ページ、説明案の 1 つ目の消防団員報酬ということで、年収、報酬、これ今回の議案第 28 号にもかかわってくると思うのですけれども、これ令和 3 年で 835 人だったのが、今回 770 人になりますということで、令和 3 年の予算が 3,721 万 9,000 円だったものが、今回 5,636 万 9,000 円ということで、やっぱりこれ 1,900 万円増となっております。

この、1 つ目聞きたいのは、この人数が 835 人から 770 人になって大丈夫なのかなというのと、この予算が増え、1,900 万円増えたということについて、説明をお願いします。

○藤田副委員長 執行部の説明をお願いいたします。臼井地域消防課長。

○臼井地域消防課長 地域消防課長の臼井です。

梶原委員の質疑に、ご説明いたします。

まず、人員のほうですが、この後の 28 号議案でもご説明しますが、消防団員の定員が 835 名から 770 名になったということの主な理由ですが、消防団員の、令和 2 年の 12 月に消防団員のアンケート調査を行いました。消防団員全員に対してですね。

そのときに、今の活動状況とかを、今の状況を踏まえると、消防団員が定員を見直して減員したほうが良いという意見が約 50% 近くありました。

それとあわせまして、昨年 4 月に国のほうから消防団員の報酬等の適正な見直しを行うことという、総務省からの指示がありまして、その結果、消防本部内において、適正な人員を見直すための検討委員会をつくりまして、その結果ですね、770 名でという定数の数を導き出しました。

それで、既に定員 835 名ということだったのですが、実際の消防団員がいる数は、実員数といいますが、実員数は、実員数はもっと少ない数でありまして、すみません。

現在の実員数が、実員数が、すみません、ちょっと今、実員数が 785 名であります。

ということで、実員数から導きますと、770 名ということは、おおむね 15 名の減になったというのが、人数の理由であります。

なお、金額のほうは、今回は消防団員報酬ということで、消防団員 770 名の報酬と、前年度までは、費用弁償という形で、消防団費のほうの旅費ですね、そういうような扱いで出していたのですが、先ほどお話ししました国からの基準の見直しで、費用弁償ではなく、報酬制度ということでありまして、今年度の予算を計上しております出動の報酬費用は、2,372 万 2,000 円ということで、それと今回の報酬、今年度の出動報酬ですね、それを合計しますと、5,636 万 9,000 円になりまして、報酬の額が移動したということだけであって、おおむね総額は変わっておりません。

以上で説明を終わります。

○藤田副委員長 梶原委員。

○梶原委員 ありがとうございます。以上です。

○藤田副委員長 では、別段質疑もないようですので、委員長と交代いたします。

○梶原委員長 それでは、暫時、進行を務めさせていただきます。

ご質疑のある方は順次発言を許します。市田委員。

○市田委員 55 ページのですね、交通対策費の内訳、説明欄に、バス路線対策費が1億9,600 云々、主にバス路線維持費ということでわかりますけれども、これに対して3月の補正で、確か2,500 万円の補正も組んであるかと思えますけれども、多分ガソリンの価格とか、そういうものが影響しているのかと思えますけれども、その辺のところをちょっと説明をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○梶原委員長 執行部の説明を求めます。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

ただいまの市田委員の質問、今回この当初予算の1億9,338 万円にそのガソリンの価格がどうなっているかということによろしいでしょうか。はい。

補正については、この後10号でありますので、今回のですね、この1億9,338 万円というのは、ちょっと内訳を言いますと、リーバスが1億2,766 万5,000 円です。

それで、予約バス、デマンドと言われていますが、その4地区でこれが5,690 万円。

それで、不採算路線といいまして、荒針線であったりとか、楡木線、そういったところに、国と県と市で負担しますので、その金額が881 万5,000 円と、こういった内訳になっております。

それで、今回リーバスの、今言いました1億7,665 万円の算出根拠になりますけれども、それについては、令和2年度のときの実績を見て、この金額を出しております。

ですので、今回そのガソリンの価格の関係は高騰したからということで、ここの中には、まだ現在は含まれてないと思います。令和2年のときの実績の額を入れていきますので、この後の補正ありますが、補正のほうでも、その補正のほうは、当然運行費からですね、運賃を引いた額ですから、そういった高騰していれば、その分が請求がきますので、その分は補正のほうには、入っている場合もあります。はい。

そんなことで、すみません。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 本当にかかっただけ、請求がくるという話、今ありましたけれども、車の場合、走る距離に対して、何キロというような形で見てもいいのかなとは思っているのですけれども、今現在、特に西大芦に行く関東バスなんかは、昔の赤い線が入った本当に古いバスが、ほとんど人を乗せてなくて走っているような状況を、私、見受けられるのですけれども、そういったところはやっぱり、もう少し改革して、年間2億先かかることですから、今後本当に慎重に検討してもらおう。

ちょっと、あれに逸脱するかもしれないけれども、そんな感じがするわけでございます。

ぜひ、あまりお金をかけないようなシステムをつくっていただければと思います。よろしくをお願いします。

○梶原委員長 ほかにご質疑ありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 見笹霊園の造成の、梶原さんの、ちょっと追加で、関連になるのですが、その見笹霊園事業が、前は特別会計でやっていたのですけれども、何か職員1人しか割り振ってなくて、給料が出てしまっていて、何か、それで言っていたら、特別会計でなくなってしまったので、一般会計に入ったので、では、単独としてみなしてみた場合、その見笹霊園事業、今どんな状況で、今進んでいるのかという、概要的な経営状況ですね、単独と仮想的に

みなした場合の状況、つまびらかに収支云々までは問いませんが、わかる範囲での概要を聞きたいと思います。

○梶原委員長 執行部の説明を求めます。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

今、まず、収入のほうからになりますと、清掃手数料といいまして、1個、全部で3,000区画ございますので、これ16ページにあるのですが、1,183万8,000円をまず清掃手数料として見込んでおります。

それで、逆にですね、支出のほうとなりますと、ほぼほぼその管理費になるのですが、清掃委託費とか、トイレの保守管理で、600万円ぐらいということで、差し引き500万円ぐらいのプラスにはなるのですが、そこに職員とか、そういった人件費もございますので、ほぼほぼ、赤字にはなっていないということでございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑ありませんか。増淵委員。

○増淵委員 先ほど市田委員のほうでリーバスの路線対策で、納得したみたいなのだけれども、私はまだ全然納得していないので、ちょっとそこの辺のところを聞きますね。

2億円先ですよ。大きな、鹿沼市の中で2億円というのは、かなりの大きなウエイトを占めていると思うのですけれども、これから先も、免許返納とかあって、この額が増えるような形になることを見込まれると思うのですけれども、そのときにやっぱり足の確保というのは大変重要なことなので、そのことはいいのですけれども、今回は、利用者の、利用者数が、秋まつりとか、さつき祭りがこのコロナの関係でないで、今利用してるのは多分真水の市民の利用客の正確な数字が出ると思うのですね。

そうすると、1人当たりどのぐらいの、割り算するとなるのかとか。

あと路線ごとにこのリーバス、1億2,000万円、予約バスの5,600万円はいいし、赤字路線のこの補填はいいのですけれども、1億2,000、1億3,000万円近いお金が、どういうふうな、路線ごとに、どういうふうにする、だから、先ほど西大芦がどう、そこに利用客がどうということになると、1人当たりの単価が出るわけですよ。

そのところをきちんと試算がしたというか、多分してなくてはだめだと思うので、そのところをお答え願えればと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

まず、経費の負担のほうになると思いますけれども、リーバスですと、令和3年の実績で見ますと、1人959円、約1,000円かかっています。はい。

ちなみに予約バスは2,342円です。

あとは、路線の関係ですよ。

路線の内訳になってきますと、一番負担がかかっているのがお買い物バスと、古峰ヶ原線、あと栗野線なのですが、そういったところが一番ですね、振り分けますと、そこが一番補助金の額が多くなる場所です。

○増淵委員 振り分けた人数と、その割り算が聞きたいの。

平均はわかった、1,000円でしょう。

○益子生活課長 はい。

○増渕委員 うん。

○鰐原委員 委員長、勝手に発言させないで、挙手して発言させてください。

○益子生活課長 すみません。ちょっと、今、その路線ごとののはちょっと計算しなくてはならないものですから、全体は出ているのですけれども、はい。

○梶原委員長 はい、増渕委員。

○増渕委員 いや、今、すみません。

結局何が言いたいかというと、この予約バスもそうだけれども、2,342円とかってなってしまうと、タクシーでも、タクシーでワンメーターいくらってやったって、こういう予約バスでもっと使い勝手がいいタクシーとかをすれば内需にも、タクシー会社とも統計的にやって、そういうことをやらないと、単価だけ高くなってしまって、生活の足だっていうのを、もうちょっとグローバルに考えて、全体でやらないと、バスバスっていう形だけでやっているより、乗り合いで、例えば、タクシー1台に3人乗って1人2,300円だったら、7,000円あれば、多分片道7,000円あれば、多分相当遠くから行っても網羅できてしまうよね。

それだと一緒でしょう、結局鹿沼市の払うのは、そういうふうな考え方でいったら、それを聞きたいのね。

だから、1人の単価を聞きたいの。

そうすれば乗り合いタクシー、乗り合いでタクシーを呼んで、粕尾で3人か4人が乗り合ってきたら1万円だから、多分1万円なら片道で、相当鹿沼市の病院とかぐるっと回ったっていいし、そうすれば路線とかいろいろ考えなくて済むし、リーバスが止まっていたり、あ、デマンドが止まっていて、ずっとどこかのところに駐車しているなんていうの、私も見たことがあるけれども、あの時間がもったいない。それも金額に入っているわけだから、だからこそ、そこを主旨として聞きたいので、本当、何かちょっと計算したら、また、わかったら、はじき出したら、委員長、そのときまで、それはいいですから、そういう趣旨でございます。

○梶原委員長 そのほか、ご質疑ありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 67ページ、西大芦コミセン建設2.4億円で、これ、一般質問でしているのですけれども、一応確認として、もう1回ちゃんと記録を残しておきたいもので、予算として上がってきて、構わないです、建てるの。

ただ、やっぱり旧西大芦小学校がある中で、そういう判断に至ったというところ、もう1回ちょっと確認、時間がなかったもので、あのとき。1回、さらっとで構わないのですけれども、答弁お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。

3月11日の佐藤誠議員の質問につきまして、市民部長が答弁した内容になぞるような形になるのですけれども、平成29年に西大芦小学校を、西大芦小学校の1階へ、西大芦コミセンを移転する計画ができました。

その後、実施計画をスタートしたところなのですけれども、平成30年の10月に、その実施計画を策定している途中で、民間提案制度での小学校の利活用の提案がありましたので、そこで施設の一体的な活用の検討を始めました。

その後、市と地域と事業者間で6回ほど協議をしていったのですけれども、その協議をし

ていく中で、令和2年の10月に、取水量、西大芦地区の取水量の問題や、コロナ禍の影響によって、民間事業者からの提案の取り下げがございました。

そこで改めて、実際の計画を今度西大芦コミュニティセンターをどうやってつくっていくかという見直しを行いました。

その中で、また元に戻って、コミュニティセンターを使うという選択と、ごめんなさい。

コミュニティセンターを西大芦小学校に改築してつくるという案と、新築で別につくるという案と、あとリースによってつくるという案を比べて、検討をしていきました。

その中で、検討の中で、民間提案制度事業によって、旧小学校を有効活用するということと、コミュニティセンターを、小学校に使う場合には施設が課題であり、その施設維持費も多くなるということ、そのほかに、既存施設の更新や、新たな設備費用、その他の、その後の維持管理費用を総合的に検討した結果、併設せずに、別に建てたほうが良いという結果になったということです。

説明は以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 整理すると、平成29年の頃は、あの小学校に入れようってやっていたわけですよ。ね。

だけれども、民間がきたので、では新設しようかなという話になっていて、民間がポシャってしまったので、では、普通に考えれば、最初から、そういう、入る計画だったのだから、では、民間こなくなってしまったのだから、そこにね、入ればいいだけのことなのだと思うのです。

ただ、いろいろね、では29、いろいろお金がかかる云々と言うのですけれども、では、平成29年の頃だって、西大芦小学校に入るというときに、ねえ、入るよりもつくるほうがお金がかからないというシミュレーションがあったはずなのですけれども、ただそこをね、もう、これ言ってもしょうがないので、もう、しょうがないという声もあるのですけれども、どうしようかな、次、この後まだまだ論客が控えていますから、これ足りないところ出ているのですけれども、自分は、では、西大芦小学校ね、活用、ただ、僕、すごい根が意地悪なので、あの西大芦小学校の、あの民間の話があったときに、これ本当にくるのかなと思ったのですよ。

何か、いろいろ協議して行って、最後出ていってしまうのではないかって、その前に、なる前にコミセンつくってしまうみたいなのかなと思っていたのですね。

でも、何かね、善意の解釈しますよ。うん。

それでね、本当にコロナで出ていってしまったと。

では、西大芦小学校を確かに、あのまま余計なものが入らないで、空き家のまま、空き物件として、何か今後いい話をね、待つというのは、僕はありだ思うのです。あそこがもうすごいね、あそこを本当にね、花木センターにしてしまったりね、すればいいのではないかなと思うのですよ。

だから、その、では、西大芦小学校を活用するために、あとお金が逆にコミセンを新築したほうがかからないからということですよ。

そういう考えでいいですか。整理としては、西大芦小学校を活用するためと、新築のほうがかえってお金がかからないのだという、そういう理解でいいのですか、今の時点では。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。

はい。今の段階では、新築をした、新築と改築費用を比べた場合には、確かに改修して、コミセンを使ったほうが確かに安いという事実はあります。

ただ、その後の、実際にランニングコストの点を考えていきますと、新築よりも100万円程度安くなるという試算が出ております。

また、既存のその、実際に、もうつくってから30年たっている西大芦小学校を使った場合に、つくった後に、屋根や外壁やエアコンや様々な改修費用がかかっていくということも勘案しまして、新築のほうが長く経済的に使えるのではないかという判断がございました。

説明は以上です。

○梶原委員長 ほかにご質疑ありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 新築のほうが長く、安く使えると言いますがけれども、もっともっと長いスパンで見れば、西大芦小学校だって、あの建物、そもそも、今建っている西大芦小学校のその前の建物だって、まだ使えたのではないかという中で、建ててしまって、それで、また、それ空き家になってしまって、それで、また、その、おっしゃる、長期的なスパンというのは、僕から見ると、もうちょっと短いスパンなのですね。

さらに長いスパンで見れば、またさらにもう1個、建物を建てるというのは、どうなのかなと思うのですね。

ただ、西大芦小学校、今の西大芦小学校だって、30年たったと言いますがけれども、ああいいう、もう鉄筋コンクリートですから、あと本当に何十年って使えるので、そこは、ではね、今100万円、プールして自分はこれ以上は、いいですよ、コミセン建てたらいいですよと、その代わり、西大芦小学校をちゃんと活用してくださいよっていう、今の時点で、自分はそういう考えなのですからけれども、では、その今の時点で、その西大芦小学校のあの建物、どういう引き合いとか、何か活用しようという考えは、今の時点ではあるのですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 現在の活用状況について、ご説明をさせていただきます。

1階部分の調理室と食堂については、週1回の地域のお弁当配布事業ということで、毎週1回使っております。

そのほかに、体育館等については、集団健診とかですね、敬老会、そういったもので使っております。

あと、校舎の2階については、一応現在災害時の避難所として、新しいコミュニティセンターができるまでは、あそこの2階部分を、避難所として指定されております。

そのほかに、現在引き合いが3件ほどきていまして、教室を使っているいろいろやりたいということで、今民間の事業者から3社ほど話がきております。

それで、今のところ具体的に進んでいるのは1社、ドローン教室とかをそこでやりたいということですので、事務室の1カ所を年間を通じて借りたいと。

そのほか、体育館とかが空いている日においては、そこで、実技のほうをやりたいと、そういったところに、講習会を開いてやりたいということで、こちらのほうは大分話が進んでおりまして、4月ぐらいには契約を結べるのではないかなということで、今話のほうを進めさせていただきます。

残り2社については、今のところ、まだ、相談は何回かあったのですが、具体的な話にはまだ至ってないという状況です。

以上で説明のほう終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 4月で、ドローン教室ということなので、下野新聞いないな、聞き逃した。

そういう冗談として、今、では、いいと思いますよ、そういう引き合いがまずね、3件もきているというね、いいことだと思いますし、1件はそういう、もう具体的なことになるということなので、いいですけども。

ただ、どの教室にきても、あれだけある建物の一部ではないですか。

そうすると何か、どのぐらいのその費用対効果というふうになっていくのかなと思う中では、もう少し、あれを一体的に使った、思い切ったプロジェクトがくるぐらいではないと、やっぱり寂しいなという、せっかくいい、いろんな資源に恵まれた場所で、あれだけのもう建物が、構造物が建っているのですから、本当にやりようによっては、あそこが本当に、京都なんかは、まちの中の廃校が丸々高級ホテルになってしまったみたいなの、あったりするし、いろんな活用ができるわけですから、そのぐらいのものを持ってこれないと、だったら本当にあそこを道の駅に、花木センターにして道の駅にしまったほうが、よっぽどいいのではないかなと思うのですけれども、いろいろ期待はしていますけれども、やっていってもらいたいので、これ市民部ではなくなってしまうけれども、すみません、ぜひ、さらなる前向きな活用をしてもらいたいのですけれども、ただ1回この前、あの中を見に行ったのですね、見せてもらったのですよ。管財のほうの、そうしたら、やっぱり中が、片づいてないのですよ。

すごいごみだとか、残ってしまっている機材だとか何だとか、それでは本当に引き合いがきて、見に来て、虫の死骸だとか、埃だとか、もう残った、放り出してある機材だとかでは、やっぱりせっかく来た人が、何かいろいろ創造性を発揮しようというときに、やっぱりその美意識の観点からは阻害するものになるので、売りに出して活用していこうという気が、本気であるのだったら、やっぱり整理整頓は、もうしっかりやっておいてもらいたいのですよ。

それは本当に、そうしないと、もう単なる、この前ちなみに仙台で津波でやられてしまって丸々空き家になってしまった小学校があったのですけれども、そっちのほうによっぽどきれいですからね。

しっかりと整理整頓なり、いつでも迎え入れて、商談がスムーズに進むような体制というのは、やる予定ありますか、どうですか。

○梶原委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

先日、佐藤議員からご指摘をいただきましたので、基本的に掃除のほうは、その次の日にやらせていただきました。

それで、あと物品については、使用できるというかですね、相談があった箇所については、随時片づけをさせていただきたいと思っています。

あと、一体型の整備ということでお話あったのですが、なかなかあの小学校は地域のランドマーク的な施設でありまして、一体型で使いたいということで、今までも業者のほうを、

地元とかに、「こういう使い方したいんだ」ということで、そういった受け付けもしております。

ただし、なかなか、これが折り合いがつかないとかですね、そういったこともありまして、今回は部分的にそういうことで貸し出しをしようということで、話のほうを進めさせていただいております。

以上で、説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、今度もう1回見に行きますよ、片づいたかどうかとか。

それで、あの中、相当多分まだまだだと思えますので、何か聞いたら、「まだ中身のいろんな機材は教育委員会の所管だから」って、もう教育委員会は「もうこの学校廃校です。どうぞ財産管理係」という中で、もうボールが中間地点で放り出されているようなものなのですよ。

そういう中では、しっかりと、もう中のものはきれいにして、もう使えないものばかりですから、やっぱり思い切って捨てていかないとだめだと思いますし、一体型の運用という中で、何か引っかかるのが地域のランドマーク的なシンボル云々という中で、何かそれって逆に、いろんな思惑や、いろんなしがらみがかえってあれの思い切った活用を阻害しているのではないかというほうに、勝手な想像をしてしまうのですが、いずれにしても、整理整頓と一体的な活用、積極的なものは、進めていってください。以上です。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 佐藤さんが熱弁を振るった西大芦のコミュニティセンターね。

それね、私は栗野のコミュニティセンターをつくるときは、永野も、粕尾も、栗野も古い建物なのですよ、全部ね。

だから、西大芦のこれ2億4,000万円かけてつくるの賛成ですよ。

地域住民にとって、新しいものを建ててやる。これは、過疎地にとっては必要ですよ。

どうせ使用する人はだんだんだんだん減ってしまうわけけれども、2億4,000万円かけてもいいと思うのですよ。

ですけれども、例えば、私、参考に聞きたいのだけれども、新しくつくったのは、清洲のコミュニティセンターだけだったのだけれども、その十数年前、それいくらでつくったかということ調べていただきたいということと。

私が合併してから新しくつくったのは、楡木のコミュニティセンターかな、それと北犬飼があると思うのですけれども、それらもいくらのお金を使ってつくったか。

できれば、粕尾、永野、栗野の場合は、コミュニティセンター、いくらで立ち上げたか、それ参考資料として出してください。お願いします。後で結構です。

○梶原委員長 では、後ほど、資料のほう、提出してください。

そのほか、ご質疑ありますか。石川委員。

○石川委員 石川です。私も西大芦のコミュニティセンターについてなのですが、太陽光発電設備の設置と、蓄電池の活用ということがあったと思うのですけれども、そちら、どのぐらいの発電量で、避難所として利用したときに、どういうふうに、どのぐらい使えるのかなという、具体的に、その辺をお聞きしたいです。

また、その太陽光と蓄電池の部分で、どのぐらいの予算がとってあるのか、お願いします

す。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。

まず、こちらの太陽光設備につきましては、環境課の事業としまして、西大芦コミュニティセンターの整備と一緒に実施を、辺地債を使って実施するという事業になっております。

環境課からの資料をもとに説明をさせていただきますと、蓄電池と、太陽光で10キロでつくる予定でおります。

それで、ここで、非常用電源としましては、事務室と最低限の照明ということで、2日間使えるというふうに報告を、計算をしてあります。

実際の蓄電池等の値段になりますが、蓄電池10キロで、約150万円で、そのほかのカーポートパネル設置工事で120万円、その他の諸経費を合わせますと、約700万円ですが、そのほかにも、コミセン側で使う、コミセン側の内部工事や、外部の外回り配線工事で、外回り工事、また、分電工事等で、合わせて500万円程度かかるというふうになっております。

説明は以上です。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありますか。鰻原委員。

○鰻原委員 最初から言いますね。50ページ。

鹿沼市総合計画審議会委員報酬というふうになっています。16万8,000円ですけども、この第8次総合計画の案を出した後も、この委員会というのは存続するのだと思うのですが、その存続理由をお知らせください。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

総合計画審議会委員報酬につきましては、総合計画がつくられた後、後ですね、政策評価や地方創生関連事業について、評価をいただきます。年1回評価をいただきます。そのために存続していただきます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 その評価の結果報告というのは、市民の前にさらされるものなのですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

評価結果につきましては、毎年ホームページ等で公開しております。

以上、説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 いいでしょうか。

○梶原委員長 その前に答弁、益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

先ほどの増淵委員のご質問の中でですね、リーバスの路線ごとの経費ということだと思うのですが、まず、経費につきましては、純然たる経費を利用者数で割った額になるのですが、まず上久我線になります。これが623円です。

小来川森崎線でありまして、2,361円。

運転免許センター線 576円。

それから、南押原線、2,074 円。

公設市場と鹿沼南高校線、これちょっと一緒になっていまして、これが 422 円です。

それから、古峰ヶ原線が 1,132 円。

お買い物バスが 953 円。

南摩線が、1,491 円。

口栗野線が 790 円。

上粕尾山の神線が 1,061 円。

入栗野上五月線が 1,153 円となります。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 どうもすいません。

1 人当たりの単価はわかったのだけれども、この人数的には、どのぐらい、1 路線の利用客。

(「路線ごとでよろしいですか」と言う者あり)

○増淵委員 路線ごとでいい。

(「わかりました」と言う者あり)

○梶原委員長 生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

まず、上久我線になります。1 万 8,335 人。はい、年間です。これ、令和 3 年度になります。

それから、小来川森崎線、6,050 人。

それから、運転免許センター線、1 万 9,915 人。

それから、南押原線が 4,545 人。

公設市場・鹿沼南高校線が 1 万 3,331 人。

古峰ヶ原線、3 万 3,702 人。

お買い物バス、1 万 6,081 人。

南摩線、1 万 5,883 人。

口栗野線、2 万 1,617 人。

上粕尾山の神線が 1 万 7,066 人。

入栗野上五月線が 1 万 558 人となります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 ありがとうございます。

これの中での、やっぱりばらつきが、路線によって単価が全然違う。

確かに生活の足だからいいのだけれども、前も、課長には言ったのだけれども、2 人でちょっと相談があったときに言ったのだけれども、前に一般質問で私のほうで指宿の視察で行って、指宿が、やっぱり同じように沢づたいなのですね、市が横になっていて、沢ごとになっていて、そのときにやはり、やっぱり 3 億円ぐらいかかるというのを、どうにかしたいというので、半額にしたというので、視察に会派で行ってきたときがあるのだけれども、それが何だろう。

沢ごとに月・水・金とか、火・木・土って決めてしまって、その中で集約して、使う人を

木曜日とか、火曜日に病院に行くとか、買い物はいつにするというふうには、市長自らやって、すごい反対があったのだけれども、それをやったことによって、えらい、3億円だったのが、1億円ぐらい、2億円ぐらい減ってしまって、なぜかという、そうですね、だって、今まで7路線あって7つのバスが必要だったのだけれども、それを半分で3便で、その代わり月・水・金しか行かないとかという形を、思い切って大胆にやらないと、足は確保しつつ、税金の節約をというのは、ちょっと考えるところがあるので、そこら辺はちょっと大胆にね、やらないといけないと思うので、そこら辺、研究の対象にさせていただけることをお願いして、質問を終わります。以上です。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰻原委員。

○鰻原委員 バス路線対策費なのですけれども、1億9,600万円、この対策費は、今度ね、口栗野線はリーバスは残すけれども、口栗野から先、粕尾線、永野線は、入栗野線はなくすというような話だね。

そのなくした中での予算措置になっていますか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

今回の予算の算出は、令和2年度の実績を見ていますので、そちらのほうの、まだ先の計画のほうの内容は見ておりません。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 先の計画は見てない予算措置だというのがわかりましたけれども、いつから、実施はいつからになります？リーバスとデマンドバスへ変わるという実施の予定は。

○梶原委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

今のは、公共交通計画の話ですよね。

それにつきましては、令和4年度に、協議会も含めまして、協議をして、今のところ、その計画では、令和5年度から、運行を、そういった変わった路線とかですね、そういったものを始めたいというふうに、計画の中にはそのように記載されております。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 パブリックコメントをね、2月いっぱいかな、求めている、実施が1年先だ、まるっきりね。

そういうことであるのですか。いろいろあるでしょうけれども。

○梶原委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 今回その内容のパブリックコメントで、いろんな市民の方から意見を聞いて、それを参考にしたいということで、パブリックコメントをやらせていただきました。

それで、その内容をですね、内容をこれからも、この来年の1年間がその協議会、地域公共交通活性化協議会というのがありまして、これ、いろんなタクシー会社である、バス会社とか、みんなそういう人が入っている協議会なのですけれども、その中で、互いにもんでやっついていかななくてはならないので、それでもし、その路線が変わる場合もですね、国土交通省の許可も必要になってきますので、どうしてもすぐに、「じゃあ、できたから」というわけにはいかないのです、どうしても1年間だけの計画期間は、見させてほしいということで、そ

んなふうにはやっております。はい。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

次の質問なければ、続けたいのですが、ありますか？

○佐藤委員 はい。

○梶原委員長 それでは、佐藤委員。

○佐藤委員 59 ページで、庁舎維持管理費というやつなのですけれども、東電からオフィスを借りているという話がありましたので、坂田山の仮庁舎のことだと思っているのですが、いくらぐらいかかっているのですか、年間の、要は家賃を聞いています。以上です。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。よろしくお願いします。

佐藤委員の質疑なのですが、東京電力パワーグリッド鹿沼事務所の借上料ということで、庁舎等維持管理費のほうで、予算のほうを計上しております。

内訳についてでございますが、事務所借上料ということで、年間 250、失礼いたしました。3,088 万 8,000 円。空調リース料、そちらが 823 万 2,000 円。駐車場の借上料 191 万 4,000 円、機械警備料 54 万 8,000 円、総額の 4,158 万 2,000 円ということが、令和 4 年度の予算計上額になっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ご質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 年間 4,000 万円かな、いろいろ足して、そのままここにいってもいいのではないかなと思うのですけれども、本当に、将来世代にツケを残さないって、いつも言っているのに、では、空いているものをそのまま使えばいいのですけれども、やっぱり新しく建てて入ってしまったほうが、ランニングコストが安いということでいいのですよね。

だから、あえてそのままいないで、そこは一時的に借りておいてということですよ。

それで、全部庁舎が建って東電から引き払ったら、あそこをどう活用するかは、これはもう民間の建物ですから、民間が頑張って、どうぞという話かなって、そういう認識でいいですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

東京電力の契約につきましては、新庁舎工事、終了する予定の令和 5 年の 4 月の予定で計画しております。

その時期で東京電力のほうに、事務所のほうはお返しするということになりますので、その後につきましては、東京電力のほうの判断になるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 68 ページ、地域のチカラ協働事業 1 億円、報償金と、補助金、説明を願います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。

68 ページの地域のチカラ協働事業の報償費と補助金の内訳ですが、まず報償費につきまし

ては、まず、自治会補償費と、自治会報償金と、地域のチカラ協働事業の報償費としまして、3,772万円。

そして、今までは補助金だったのですけれども、見守り隊、見守り隊員さんへの活動費ということで、228万円、合わせて4,000万円が報償費となっています。

補助金につきましては、今まで第1階層、第2階層って分かれていたのですが、第1階層の部分としまして、防犯灯の電気料の補助が671万円。

地域商店会等運営支援事業費、こちら、まち灯りの補助金になりますが、223万2,000円。敬老会事業としまして2,294万3,000円。

地域環境ネットワーク事業、こちら環境課ですが、80万円。

それで、自主防犯団体事業費としまして119万円。

財産区分としまして、282万8,000円。

今までの第2階層・第3階層部分だった地域の夢実現事業の部分が、2,300万円で、合わせて補助金のほうが、1億円という、ごめんなさい。6,000万円で、報奨金と補助金合わせて1億円というふうに、内訳になっています。

説明は以上です。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 前は5年間の地域の夢実現事業だったわけですね。

それで、地域の夢実現事業は、各地区で行われたと思うのですけれども、大体ね、参加している人というのは、地域で、まあ、そういうことで、地域を何とかしなくてはならないと思っている自治会の役員を初めとしたね、人たちが参加していたと思うのですよ。

けれども、一般のね、人たちの参加というのが、広く求められたものかな、どうかというのに、私は疑問を抱くのですよ。

ですから、実質ね、鹿沼市民の実、実出席者っていうかな。そういうのは一体、何人がいて、この地域の夢実現事業というのが、実を結んだのか、そしてこれからは、地域のチカラの協働事業は、何回も同じ人が繰り返して出ているわけだから、実際そういう頭数、実参加者っていうかな、そういう人が何人ぐらい、この事業には出てもらいたいのだとかというのがありましたら、お知らせ願いたいのですけれども。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課の柿沼です。

まず、今までの夢実現事業で、実出席者というところなののですけれども、正確には、大変申し訳ないのですが、把握しておりません。

というのは、集計を取ろうとしたのですが、実際に、例えば事業をやっていたときに、計画、計画とか、事業を推進する側と参加する側、そこら辺の、区別をきちんとつけていなくて、集計をしていなかったというところが、ちょっと今回の反省点の一部であります。

ただ、わかる範囲での集計は、これからしていきたいとは思っております。

これから先の実参加者を増やしていくという点では、確かに夢実現事業でも、一部の人たちが中心になってやっていたのではないかという反省点がございました。

ですので、今度の新しい地域のチカラ協働事業につきましては、補助対象事業を実施していく上での、盛り込むべき視点や要素というところを、説明会等でも説明していったのですけれども、運営組織基盤の強化ということで、自治会とか各種団体の、今までの参加者のほ

かに、若手の参画や新しい担い手をどうやって盛り込んでいくかというところを、審査の対象にしたり、あとは、他の市民団体とか企業とか様々な協力者を求めていくということも、事業を推進していく上での大事な視点というふうに思っています。

そこら辺を大事にして、実参加者を、1人でも多くの方が、地域づくりに参加していただけるように事業を進めたいと考えております。

説明は以上です。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 地域のね、夢実現事業、5年前にやったとき、大分私も議論しましたよ。

そのときに一番恐ろしいのが、これが市長の政治利用になるのだということです。この事業が、政治的に言えばね。

それで、残念ながら、夢実現事業は、そういう統計をとってなかった、ね、実際何人出てどうかっていうふうに事業、とってなかった。それはそれでいたし方ないと思うのですが、引き続きね、地域のチカラ協働事業が、政治家、タイプはいろいろありますよ。

ここで言うては悪いのだけれども、佐藤市長はあくまでも市民運動家だというふうに私たちは捉えている向きがあるのですよ。

ですから、こういう事業がね、政治活動に利用されるということが、本当にいいのかどうか。

それは「俺は利用してない」「利用してる」という人もいろいろいるけれども、そういう議論があるということも一つ捉えられていければ、気をつけていただきたいと思うのですけれども。

これは一般質問で、佐藤市長と論じなければね、皆さん方、職員の責任ではありませんので、そういう意見を持っているということもあるということです。引き続き、よろしいでしょうか。

○梶原委員長 ここで、暫時休憩をいたします。

○鰐原委員 暫時休憩。

○梶原委員長 再開は14時15分といたします。

(午後 2時08分)

○梶原委員長 着席してください。

休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 2時15分)

○梶原委員長 質疑のある方は挙手をお願いします。増淵委員。

○増淵委員 30ページ、不動産売払収入、この詳しいことと、これ全部売れるのかなということ。

あと、これは売り先が大体決まって、この予算計上しているのかということだけ、詳しくお教え願えればと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 行政経営課長の高村です。よろしく願いいたします。

不動産売払収入における区画地は、全部で8区画ございまして、これについては、まだ売れるかどうかというのは、現時点では確定しておりません。

これらの土地については、不動産鑑定までとか、境界確定もしてありまして、ご希望があ

ればすぐに売れる土地ということで、予算計上のほうをさせていただいています。

それについての費用が、大体5,300万円と。

あと、法定外の公共物ということで、赤道とかですね、そういったものの売り払い等を、例年1,000万円程度ぐらい売り払いの実績がございますので、こちらのほうの予算を合わせて計上させていただいて、収入とさせていただいております。以上です。

○梶原委員長 ご質疑はありませんか。増渕委員。

○増渕委員 新鹿沼駅、8区画というのは、駅西の区画でいいのかな。区画、ではない、全部ではない、ではないのだね。

○梶原委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 ただいまの質疑にお答えいたします。

こちらは、駅ということではなくて、今までの区画整理とか、宅地販売とか、そういったところで、残った土地とか、あと改めて保育所とか、そういったものが廃止になったことによつて出てきた土地とか、そういったものをこちらのほうに載せております。

以上で、説明を終わります。

○梶原委員長 ご質疑ありませんか。増渕委員。

○増渕委員 ということは、理解的には、合わせてこれだけのあれということね。

それで、これ以外の財産で売払収入を計上するという、もっとというか、もっとある、そういうところが、区画的にあるかどうかということだけ、最後に聞きたいのですけれども、それどう。

○梶原委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 当然これ以外にも、市が所有している土地はございます。

それで、今回はあくまで不動産売り払いということで、売ることを前提にしている土地については、こちらのほうで計上しております。

それで、そのほかに空いている市有地なんかは、去年の実績で言えば、旧日吉北の市営住宅跡地を売却したりとかですね、あと、保育所関係なんかも、空き地となった場所を民間に貸し出ししたりとかですね、できるだけ、市が行政目的で持っていない土地については、当然売り払いが大原則だとは思いますが、売り払いができない土地についても、できるだけ貸し付けをして、歳入を上げていきたいということで、今、そのほか、あと民間提案なんかもございますので、できるだけ空いている土地がないようにということで、今進めさせていただいております。

以上で答弁を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑ありませんか。鈴木委員、では、増渕委員。

○増渕委員 では、悪いね。

一つだけ、54ページ、これは、この前も一般質問した、営業戦略費512万円で、この効果、さっき説明で「いちご市」のPRとか、何とかって言っていたのだけれども、全然少ないと思うのだけれども、営業戦略課はこのお金で、どういう、この小さいお金でどういう効果をもたらして、「いちご市」をどういうふうにして、どういうふうなことをすれば、営業戦略として鹿沼市が売り込めるのかなという戦略をお聞かせ願います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。

今回の本会議の一般質問でも、流山市の事例を増渚議員のほうから紹介していただきまして、大変勉強になりました。

このシティプロモーション、究極の目的としては、選ばれる自治体となるためと言いますが、来てもらって、住んでもらって、最後は住み続けてもらう。それが最終目標だと考えています。

その最初の入り口が知ってもらうということで、この知ってもらうことを続けることが大事だと思っております。

そのためには、行政が出したい情報のみでなく、求められる情報のニーズをしっかりとつかんで、ターゲットを明確にして取り組むことが必要だと思っております。

先月、宇都宮市役所では、新たに機構改革がありまして、新年度から人口対策・移住定住促進室というのを設けるそうです。

人口対策とあわせてシティプロモーションを力を入れていくという話がありました。

やはり、今伝えたように、最終的には、来てもらう、住んでもらう、住み続けてもらうということのために、小さいことから、積み重ねていきたいと思っております。

予算に関しては、確かに500万円という程度ですが、営業戦略、あと、まちづくり戦略課、また、観光部分と一体となって様々な取り組みを考えて進めていきたいと思っております。

説明は以上となります。

○梶原委員長 増渚委員。

○増渚委員 本当に今の齋藤課長のは、本当に小さい予算の中で、できるだけ効果をというところで、確かに知ってもらうだけではだめで、やっぱりニーズに応じてこそなので、ちょっと「いちご市」、市長が旗振っているから、それに沿うような形は仕方ないのだけれども、旗のことはいいから、旗のことはあなたが言ってください。私は旗ではなくて、旗振りとしてって言っているのだから、そここのところ、わきまえてもらいたい。

それで結局、そのことに関して、本当に一体となってやらないと、営業戦略だけではだめなので、小さい予算の中で、ほかの課も引っ張っていきながら、もっと大きなものを出して、を目指してください。

ではないと絶対できません。500万円、月40万円ではできませんから、移住定住までをやるには、ただその始めとして、小さいことから凡事徹底しながら、そこから大きなものに、志を高く、特にそこにお座りの課長さん、そこら辺が重要になると思いますし、その前の皆さんを初め、そこら辺も含めて、やっていただけることを期待しております。

大きな予算で、5,000万円ぐらいほしいですぐらいのことを議会に提出してください。よろしく申し上げます。

○梶原委員長 ほかにご質疑ありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 さっき増渚委員が言った不動産売り払いなのですからけれども、ちょっと、さっきね、なるべく完全に売り渡すということなので、市有地で、普通財産ではないですよ、市有地で、例えば公売が出ましたと。2回、3回決まりませんでした。

その場合ですね、それでも空き家があつてね、負の財産となるようであれば、僕は評価額をね、鑑定士を入れてもですね、いろんな理由をつければいけるのかもしれませんが、それでも売り渡したほうが、僕はいいかなと思うのですけれども。

通常の裁判所物件だと、特別売却と言いましてね、地価の半額以下で、3分の1とかで売るパターンもあるのですが、市の公売というのは、どういう条件までだったら、できるのか。

例えば随契できるのか、公売なのか、そこら辺ちょっと、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 ただいまの質疑にお答えします。

原則は公売の形になります。

それで、随意契約については、基本的に公売をかけた物件で、手が誰も上がらなかったという場合に、随契で販売するケースも出てくるかもしれませんが、原則それで特例を設けて何か安くするというのは、なかなか難しいということで考えております。

それで、昨年度はひなた保育園を売却、公売をかけたときに、こちらも手が上がらなかったのですが、解体条件付き価格ということで、建物の解体費用分を、差し引いて土地を売るとかですね、そういった形の試みはやりました。

でも実際には、手はちょっと上がらなかったのですが、議員がおっしゃるとおり、売れない土地をできるだけ活用するというので、できる範囲ですね、なかなか民間みたく、一概に、では売れないから3割引ですよ、4割引ですよというのは、ちょっと、市の物件の場合は難しいものですから、そういう活用を向けられるような形とかですね、あと、先ほど民間提案のお話もしましたが、貸し出し等をして、民間の資金を使って、建物をリニューアルしていただいてという方式をとりながら、そういう活用ができないかとかですね、そういったことを探っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鈴木議員。

○鈴木委員 非常にいいことを聞きました。

ただ、何かねえ、課長クラスはこういうことを言うのですけれども、職員はそういうこと、言ってなかったですね。

だから、そこら辺、できれば、ちゃんと下の人にも、通達は出してもらいたいのですけれども、ではないと、上はいいこと言っても、下が「いや、そんなことできませんよ」とか、全然同じ課にいながら、答えが違うのでは、これ行政サービスではないと思っていますので、そこら辺、ひとつ、よろしくお願ひしたいのと。

このまま、引き続きいいですか、ほかにいますか、質問、いいですか。

48ページ、これ、ちょっと気になって聞くのですけれども、職員研修費で、1,183,183万円ですね、というのがあるのですけれども、これ、何人で、この金額で、時間がどのぐらいの期間で、どんな内容をやるのかというのをちょっとお聞きしたいなと思って、お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。

ただいま鈴木委員の質疑にお答えをいたします。

職員研修費ですが、研修につきましては、市単独研修、あと上都賀ブロックの定期研修、そのほか、栃木県の市町村振興協会の研修、そのほか、専門研修といった感じで、研修のほ

うが分かれております。

それで、研修については1日とか、あとは1週間かかるものもございます。その研修によっていろいろでございます。半日で終わる研修もございます。

それで、令和4年度の予算計上している案件につきましては、全部で148講座、延べ人数でしますと、729人の研修参加を予定しております。

以上で説明のほうは終わらせます。

○梶原委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 佐藤さん、ありがとうございます。ぜひですね、前にも1回質問しているのですが、自衛隊で無料で1週間研修やっています。

ちなみに、鹿沼市はやってなかったのですよ。ほかの市町村は10市ぐらいはやっていたと思います。

1週間、駐屯地の中で、規律、それと基本教練、きっちり学べますので、無料ですので、ヤマダ電機とか、栃木銀行、僕がいたときは、栃木銀行、僕、研修の班長としていきました。

そういうふうにしてやっていますので、ぜひ活用してください。以上です。

○梶原委員長 そのほかご質疑はありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 それを僕もやってみたいです。その研修は。

52ページの、行政情報ネットワーク管理事業費ですね、2款1項3目、はい。

この中でRPA推進という説明がありましたので、内訳ですね、どのぐらいの予算かけて、どういったシステムを導入して、どのぐらいの効果を見込んでいるのか、概要を梶原議員に代わって質問します。以上です。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 情報政策課の大貫です。よろしくをお願いします。

RPAの予算についてということですが、まずRPA、もう御存じのことかと思えますけれども、人間の代わりに業務をこなしてくれる自動化のツールということで、ご理解をいただければと思います。

それで、RPAが向いている事業というのが、決まった手順の定型的な業務、それから、繰り返して行うようなルーティンワークというふうになっております。

令和3年度、初めてこの事業を導入しました。

試験的導入ということで行いまして、9業務を選定しました。

それで、結果などはホームページのほうで公開させていただいていますけれども、契約検査課の業者登録情報変更届の入力業務ですとか、納税課の市税等振替口座の入力、それから市民課のマイナンバー発行申請受付表の作成などなどとなっております。

それで、予算につきましてはですが、RPAにつきましては、13節の電算システム借上料のところに含まれております。

こちらのほうで356万4,000円のみ計上させていただきました。

それで、令和3年度については、ちょっと私たち職員自身が、業者のコンサルの方の指導を受けながら、その業務に対するRPAへの手順の構築を行いまして、実際にプログラムを自主的につくったということになるのですが、それで実施しております。

それで、来年度につきましても、同じように進める予定なのですが、今度はコンサルが入ってこなくなりますので、この予算で、電算システム借上料のみで実施させていただく予定

となっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 お答え聞ききれなかったもので、もう1回言いますけれども、それでその356万円かけることで、どのぐらいの効果があるのかって、それで、どういう分野に取り組むかという内容に関しては、聞いているのを推測すると前回試験的にやった9事業のことなのかなという、と思うのですが、副市長が違うって、首傾げているので、では何ですかということ、どういう業務を今度、356万円かけてやるのですかって、それでどのぐらいの、では効果を考えていますかって、それをお願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 どのような業務、それから効果についてお答えしたいと思います。

業務なのですが、実は今年度もそうなのですけれども、職員に、「自分がやっている業務は向いているんじゃないか」ということで手を挙げてもらいました。

なので、それで39業務かな、38業務出てきた中から、効果が見込めるもの、例えば、夜中にRPAに働いてもらうことによって、職員がその分の時間をほかの業務に回せるということが見込まれるようなものを選んでおります。

処理件数が多いものとかですね、あとは、処理枚数の多いもの、それからそれにかかる時間が、そのためにかなり時間がかかっているものという視点も、業務選定の大きな鍵とさせていただきます。

それで、今年度は9業務になったわけですが、令和4年度については、その業務にプラスして、さらにまた、「令和3年度、こんな業務でこんな効果が出ました。またやりたいところありますか」というふうに、新たな業務の募集を行います。

これは、実際に業務を行っている人が、これを、ここを変えていきたいという意思を持ってもらわないと、こちらから一方的に言っただけでは、変わらないところになりますので、導入失敗する事例となっておりますので、手を挙げてもらって、そのRPAを導入していくことに対して、全面的に一緒につくり上げていくというようなことを見込んでおります。

それで、令和3年度の効果についてなのですが、9業務、あ、8業務ですね、8業務で、時間数の削減が、355時間。

それから、一つはAI-OCRのほうになるのですけれども、1,700枚を、PDFという形で、データとして紙の申請書をデータとして残すということで、その紙の保管スペースが、0.17ファイルメーターというので、ちょっと難しいのですが、10センチの、こういうファイル、1.7冊分くらいのスペースが削減できる、一つの業務でなのですが、というような結果を出しております。

それで、この効果については、それぞれの業務で違うのですが、この後多分総合計画のほうで出てきたかと思うのですが、そちらとしては、一つの業務当たり80時間削減できることを目標としているようです。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ご質疑ありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 今までのことと、これからのことがちょっと混在していたので、ちょっと1回整理したいのですが、今、既存の走っている年度の中では、までは、1回職員に「こう

いうRPAやるけど、どうか、手を挙げなさい」と、そうしたら、38の業務で手が挙げたのだと。

その中で、9業務やってみたのだと。

そうしたら、355時間、時間を減らせたのだと。

それで、紙が1,700枚削減できたのだと、ここまでが、今までこうだったという認識でいいですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 そのとおりです。以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 それで、では、これからどうするかというのが、今の予算委員会なので、新年度では、356万円の予算を計上して、今まで成果が上がった9業務のほかにも、これから応用が利く業務を生み出していくのだと、これで合っていますか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 おっしゃるとおりです。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、それは、令和4年度からは、どんな業務にやっていく予定ですか。お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 先ほどざっと説明してしまった中に入ってしまったのですが、どの業務という縛りはこちらからはつけません。

ただ、こういうような業務が向いていますよというのを、令和3年度にやった結果を示しながら、職員のほうで、「じゃあ自分のこの業務が向いているかな」というのを、どんどん、意欲的に手を挙げてもらいたいということなので、何の業務というのは、私たちの側には想定、全く想定していない状況です。以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、もし、一番ワーストのケースからいきますけれども、職員からは手が挙がらなかったと、新年度、それでも、今まで9業務はやっていたのは、355時間を削減するのに、356万円ですから、1時間削減するのに1万円かけるといって、1万円日当で働いたら10時間誰か働いてくれるので、そっちのほうがかえって、鹿沼市の中、お金が回るのではないかなと思ってしまいますけれども、この時点で、9業務以外で、これからやっていくと、それで、総合計画の中には、一番目玉事業として確かそのデジタル化云々というのは入っていますよね。

それで、言っているのは、721業務当たり80時間当たりの削減を見込んでいくと、だから8掛ける9は72ということなので、今までの9業務とは別に、720時間削減をしていくのをねらっていると。

だから、今まで実績がある約300時間プラス、720時間で1,000時間、令和4年度からは、356万円をかけて、削減できるという認識でいいのでしょうか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

もし万が一、手が挙がらなかったときですが、どれという想定、想定は、今ここでお答え

するものでもないかもしれないのですけれども、「こういう業務に向いているよね」というのはありますので、それで、去年ちょっと手を挙げただけけれども、次点になっているものですとかもあります。

それで、続けて、今年やってみて、すごいよかったので、続けて、私の持っているこの業務の次のこの段階もやってみたいというお話もいただいています。

それで、それらを入れて、さらに、「あと1業務ほしいんだけどな」というときには、「この辺どうですか」というお声かけはさせてもらうかもしれません。

それで、年間の使用料が、その金額ということになりますので、何業務であっても、ただAI-OCR読み取りのほうは、ちょっと枚数の限度を超えてしまうと、プラスアルファになってくるかと思いますが、それ以外は定額的なところが多いので、はい、何業務であっても、今のところその予算でいく予定であります。以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これ本当に、梶原委員長のほうが、よっぽど詳しいはずなのですけれども、もう既にほかの、全国のね、1,700先の市町村で、もう、このRPAをやって、9業務以外にもね、もうこれでうまくいったというのなんかは、あるはずなのですよね。

だから、それをもう探してきて、手が挙がる前に、「もうよそでうまくいっているの、こうやれ」って言うほうが、いいと思うのですよね。

社員からどうだって言うよりも、社長がね、全国を見てきて、「こういう機械でうまくいってるから、お前ら社員、この機械使え」と言うほうが、筋としては合っているかなと思うのですよね。

それで、ただ、限界費用がゼロだっていうね、なんぼ使っても基本的には使えば使うほど得なわけですから、そうすると、今聞いていると、これから成果は未知数だし、さらに言えば当然それによっての皆さんの業務がどれだけ楽になった、少ない人数で皆さんの給料、僕増やしたいなと思っているのですよ。

今いる人を首にしよう、給料減らそうって言うていないのですけれども、新しい人の採用は少し抑制されれば、皆さんの仕事が楽になって、皆さんの給料増えるのではないかなと思うのですけれども、そういうちょっと夢は、今のところ、見れないので、ちょっと引き続きこのRPAは、梶原委員にしっかり見ていってもらいたいと思いますので、以上で質問を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑、あ、大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 いろいろとありがとうございます。

そうですね。実は、「こちらから言ってしまうばいいんじゃないか」というご指摘いただいたのですけれども、インターネットとかを見ている限りでは、それが失敗事例として挙げられているのです。

こちらから一方的に「こういう業務をやったらいいんじゃないの」って言ったときには、まず現場の意識を改革するところから始めていかないといけないということで、失敗につながりやすい事例として上がっていますので、できるだけ職員の自主的な参加にかけたいと考えています。

以上で終わります。

○梶原委員長 そのほか、ご質疑はありませんか。鰐原委員。

- 鰻原委員 30ページのね、不動産売払収入、増渚委員とのやりとりがありましたけれども、この中にね、北犬飼コミュニティセンター、旧北犬飼コミュニティセンターの跡地などは対象になりますか？
- 梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高村行政経営課長。
- 高村行政経営課長 現在のところ、旧北犬飼出張所、コミュニティセンターですか、それは含まれておりません。
- 梶原委員長 鰻原委員。
- 鰻原委員 令和4年度中の売り払いはないということで理解しました。
それとですね、営業戦略費、54ページ。この中で、新しい「いちご市旗」の作成は考えておりますか？当たり前。
- 梶原委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。
- 齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。
新しい「いちご市旗」の作成は予定しておりません。以上です。
- 梶原委員長 鰻原委員。
- 鰻原委員 明確な答弁、ありがとうございます。
それで、247ページ、新庁舎整備事業ですね、継続費で今年、4年度は、13億4,730万3,000円。この事業費が載っておりますが、どんな事業内容になりますか、お願いいたします。
- 梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- 網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。
継続費、新庁舎整備事業、令和4年度ですね、13億3,470万3,000円の内訳でございますが、建設工事費、工事費で13億223万1,000円、工事監理費、工事監理費がですね、3,247万2,000円。
以上の合計額が13億3,470万3,000円となっております。
以上で説明を終わります。
- 梶原委員長 鰻原委員。
- 鰻原委員 そうしますと、13億3,470万3,000円で、市庁舎の整備事業は全て完了ということで理解してよろしいでしょうか。
- 梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- 網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。
鰻原委員の質疑にお答えいたします。
新庁舎整備事業継続費の計上の内容についてなのですが、工事費及び工事監理費の内容になっております。
そのほかに、工事完了後に、備品の設置ですとか、引っ越し、ネットワークの構築、電話の回収、そういったもろもろの経費がございますので、この継続費の後、ほかに経費を予定しております。
以上で説明を終わります。
- 梶原委員長 鰻原委員。
- 鰻原委員 そのほかの経費はですね、総合計で、いくらぐらいになると概算しておりますか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

現在のところの、あくまで試算でございますが、以前から話しております、事業費 68 億円という内容で説明させていただきますと、工事費関係、初期建設費用ですね、そちらで現在の見込みですが、64 億 5,220 万 3,000 円を予定しております。

そのほかに地元業者発注額、備品関係、内装木質化、そういった内容で、3 億 4,331 万 8,000 円を予定しております、事業費 68 億円と言っております総額に対しましては、67 億 9,552 万 1,000 円という金額になっております。

ほかに、その他の経費としまして、先ほど佐藤委員の説明で話しました、東京電力の借上料ですとか、あとネットワーク構築、防災ネットワーク、その他、各部局におけます、いろんな個別システム、そういったものを含めまして、全ての経費となりますと、73 億円程度、現在は試算しております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 ただいま 73 億円という話は初めて聞きました。

当初の約束は 60 億円以内ということであったので、私はこの場所に新庁舎をつくることに大反対してきましたし、あくまでも、その予算が入っている予算には棄権いたします。

そのように、委員長、取り計らいをお願いいたします。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 2 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議あります」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議ありましたので、ご異議がありますので、挙手による採決をいたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(何事か言う者あり)

○梶原委員長 いえ、賛成・反対の反対になります。

(「それをちゃんと、議決とるのだから、退席をさせてあげないと鰻原委員」と言う者あり)

(「ちゃんと選択して」と言う者あり)

○梶原委員長 したがって、議案第 2 号については、原案どおり可とするものと決しました。

次に、議案第 7 号 令和 4 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第 7 号 令和 4 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について、主な内容をご説明いたします。

予算に関する説明書の下から 2 番目のインデックス、粕尾財産区特別会計、そちらの 3 ページをお開きください。

それでは、まず、歳入についてご説明をいたします。

上から3段目、2款繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金、33万8,000円につきましては、財産区の管理費などに充てるため、粕尾財産区財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

次に、5ページをお開きください。

歳出について、ご説明をいたします。

一番上の段、1款管理会費1項1目管理会費10万6,000円につきましては、管理会会長及び委員報酬などを計上したものであります。

次に、上から3段目、3款財産費、1項1目財産管理費、17万8,000円につきましては、上粕尾の羽立地区における植栽負担金が主な内容であります。

以上で、令和4年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算の説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第7号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第8号 令和4年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第8号 令和4年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について、主な内容をご説明いたします。

予算に関する説明書の、清洲財産区特別会計、そちらの3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

上から3段目、2款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金143万7,000円につきましては、財産区の管理費などに充てるため、清洲財産区財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

次に、5ページをお開きください。

歳出について、ご説明をいたします。

中ほどの3款財産費、1項1目財産管理費134万7,000円につきましては、区有林の下草刈り及び忌避剤散布に係る負担金などを計上したものであります。

以上で、令和4年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算の説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第8号については原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

議案第11号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）のうち、総合政策部所管の関係予算の主な内容について、ご説明をいたします。

令和3年度補正予算に関する説明書、表紙のほうに、一般会計第10号と入っているものになります。そちらの3ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明をいたします。

一番上の11款地方交付税、1項1目地方交付税の7億447万3,000円の増につきましては、国において普通交付税交付額の再算定が行われ、追加交付額が決定したことによるものであります。

中段の15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の右側の説明欄、4行目の地方創生臨時交付金、1,660万5,000円の増につきましては、国の補正予算に伴う、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分について、小中学校における感染症対策事業の財源として計上するものであります。

7ページをお開きください。

2段目の18款寄附金、1項1目総務費寄附金、2億2,000万円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の今年度の実績を見込み、増額をするものであります。

一番下の22款市債、1項9目、臨時財政対策債5億円の減につきましては、普通交付税の再算定に基づく追加交付を受け、交付税の代替財源である臨時財政対策債の発行額を減額をするものであります。

9ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明をいたします。

一番上の段、2款総務費、1項1目一般管理費の右側の説明欄、上から2つ目の○、新型コロナウイルス対策基金積立金、1,423万7,000円の増及び、一番下の11目地域振興費の説明欄の下から2つ目の○、かぬま・あわの振興基金積立金1億6,490万1,000円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の増に伴いまして、寄附金の使途目的ごとに、それぞれの基金に積み立てを行うものであります。

上の段に戻りまして、3目行政情報システム管理費2,563万6,000円の減につきましては、説明欄の行政情報ネットワーク管理事業費について、行政情報システムに係る機器借上料等につきまして、実績見込みにより、不用額を減額するものであります。

飛びまして、19ページをお開きください。

一番下になりますが、14款予備費、159万4,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）のうち、総合政策部所管の主な関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 行政経営課長の高村です。よろしくお願ひいたします。

議案第 11 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、行政経営部関係予算の内容についてご説明いたします。

令和 3 年度補正予算に関する説明書、一般会計（第 10 号）の 5 ページをお開きください。まず、歳入について、ご説明いたします。

一番下、17 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金の右側の説明欄 2 行目の、庁舎建設基金利子収入 34 万 8,000 円及び 11 行目の公共施設整備基金利子収入 57 万 8,000 円につきましては、いずれも基金利子収入の実績見込みにより、増額するものであります。

次に、21 款、失礼いたしました。

次に、7 ページをお開きください。

次、21 款諸収入、4 項 3 目雑入の説明欄 1 行目、共済金及び賠償金 5,906 万 4,000 円の増につきましては、令和元年の台風 19 号等を初めとした自然災害における、保険料の清算により、増額するものであります。

続いて、9 ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費の説明欄、庁舎建設基金積立金 34 万 8,000 円の増につきましては、利子分の積み立てでございます。

なお、令和 3 年度、基金残高見込みは、3 億 1,038 万 6,000 円であります。

8 目財産管理費の説明欄、庁舎等維持管理費 1,366 万 4,000 円の減につきましては、新庁舎に伴う建物清掃、警備等の入札執行残であります。

10 行目の公共施設整備基金積立金 2 億 9,057 万 8,000 円の増につきましては、今後実施が見込まれている事業実施のため、新たに 2 億 9,000 万円を積み立てるもので、補正後の令和 3 年度末の基金残高見込みは、21 億 3,627 万 5,000 円であります。

9 目の集中管理費の説明欄、庁用共通管理費 113 万 1,000 円の増につきましては、電話料について、実績見込みにより増額するものであります。

以上で、令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、行政経営部関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

議案第 11 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、市民部関係予算について、ご説明いたします。

まず、歳入について、説明いたします。

令和 3 年度補正予算に関する説明書、3 ページをお開きください。

4 段目、15 款国庫支出金、2 項 1 目総務費国庫補助金の説明欄、住民基本台帳費国庫補助金 440 万円の増につきましては、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続のワンストップ化に伴う、システム改修に対する補助金であります。

次の 2 目になります。民生費国庫補助金の説明欄、DV・女性保護対策等支援事業国庫補助金 182 万 8,000 円の増につきましては、DV・女性保護対策に係る女性相談員の手当及び活動費に係る補助金であります。

次に、歳出について説明いたします。

9 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項 5 目交通対策費の説明欄、バス路線対策費 2,570 万 6,000 円の増につきましては、主にコロナ感染症の影響等により、リーバス利用者数が減少し、運賃収入が減収となったことから、不足額を運行事業者へ補助するものであります。

続いて、11 目地域振興費の説明欄、地域の夢実現事業費 2,300 万円の減につきましては、コロナ感染症の影響などから、地域で行う事業の規模縮小や中止により、申請件数等が、当初見込みより少なくなったことによるものであります。

11 ページをお開きください。

2 款総務費、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の説明欄、住民基本台帳費 440 万円の増につきましては、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続のワンストップ化に伴う、システム改修に対する業務委託費であります。

13 ページをお開きください。

2 段目、4 款衛生費、1 項 7 目、墓地埋葬費の説明欄、斎場費 110 万円の増につきましては、原油価格の高止まりに伴う鹿沼市斎場火葬業務に要する灯油の燃料経費であります。

以上で、令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、市民部関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は、順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 ふるさと納税の増はどこだ。何ページ、はい、7 ページかな。

ふるさと寄附金が、2 億 2,000 万円増えたわけですね。

そうすると、返礼品も増えたと思うのですが、そのほうは、もう全て予定していたから、歳出増にはならないのですか。

○梶原委員長 執行部の説明を求めます。齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。

おっしゃるとおり、返礼品のほうが、支払いが存在します。

その分につきましては、予備費で対応させていただいております。

説明は以上となります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 予備費対応は、お金にしてどのくらいなのですか？

○梶原委員長 執行部の説明を求めます。齋藤鹿沼営業戦略課長。

○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。

基本的に、これの半額が、失礼しました。

委託料と、それと返礼品合わせまして、約 50%が出てきますので、1 億 1,000 万円程度は出ていく予定になっております。

以上で説明は終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 2 億 2,000 万円、今、入ったのは予算化されていますから、わかりますよね。

そうすると、1 億 1,000 万円、出ていく金は、予備費からどのように出ていくのか、ちょっとわからないのですけれども、その点、ご説明願えればと思います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、予備費のほうは、財政課の所管になりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、このふるさと納税で、寄附を受けた方、寄附をされた方というのは、当然これまでも年明けから12月補正にも補正しているのですが、その後、ここにくるまでに、既に寄附をされた方がいます。

それで、本来であれば、歳出予算、今回の3月補正に計上して、ご審議をいただくところなのですが、ただ1月に寄附をされた方が、3月のこの議会が終結するまで、その予算の成立を待って、そこから返礼品を送るということになると、ちょっと寄附された方も、迅速にそこはいただきたいというような意見もありますので、そこは予備費を活用させていただきました。

それで、この予備費の執行額なのですが、すいません、3月の7日時点での数字になりますが、ふるさと納税の返礼品として、7,138万9,000円、これを予備費のほうから既に執行している状況でございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ご質疑はありますか。

鰻原委員、大丈夫ですか。

そのほか、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第11号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

はい、増渕委員。

○増渕委員 休憩の動議を發します。

(「賛成」と言う者あり)

○梶原委員長 それでは、暫時休憩といたします。

再開は、3時20分といたします。

(午後 3時10分)

○梶原委員長 着席をお願いします。

休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 3時21分)

○梶原委員長 次に、議案第16号 第8次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定についてのうちの基本構想及び、総務常任委員会関係施策を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。よろしくお願ひいたします。

説明に入らせていただく前に、資料のご用意をお願いしたいのですが、まず、こちらの定例会議案、こちらの議案第16号でございます。はい。16号のページをお開きください。

続きまして、2月16日の議員全員協議会の際に、配布をさせていただきました総合計画

案、こちらです、こちらをご用意ください。

それでは、議案第 16 号 第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定について説明をさせていただきます。

まずはじめに、どの部分まで議決の対象とするのかについてでございますが、本市の場合には、議会からの基本計画も議決事件として、議会の信を問う必要があるとの意見に基づきまして、基本構想部分だけではなく、基本計画部分も議決の対象といたしました。

このとき、市では、第 6 次総合計画を策定中でありまして、基本計画の議決対象を単位施策までと決めました。

したがって、「鹿沼市議会の議決すべき事件を定める条例」に基づき、基本構想及び基本計画について、議会の議決を求めるものであります。

こちらの定例会議案のほうのですね、議案第 16 号に、今私が説明をさせていただいた言葉が記載されております。

これをめくっていただきまして、総合計画の体系というのがございます。体系、目指すまちの姿、政策施策、取り組み方針、ご覧いただきましたでしょうか。

ここまでを議決の対象とお願いいたしますということで説明をさせていただきます。

第 8 次鹿沼市総合計画基本構想につきましては、計画期間を令和 4 年度から令和 13 年度までとすること、及び基本構想の内容について、第 8 次鹿沼市総合計画基本計画につきましては、計画期間を令和 4 年度から令和 8 年度までとすること、及び、その施策・取り組み方針についてご審査をいただきます。

それでは、お手元の資料 1-1、鹿沼市総合計画（案）を用いまして、説明をさせていただきます。

まず、基本構想の概要から説明をさせていただきます。

策定経過につきましては、令和 2 年度から策定作業に着手をし、基礎調査、市民ウェブアンケート、中高生アンケートなどを経て、市民のまちづくりに対する意識の集約を図り、8 月からは、議員にも参画をいただき、第 1 回鹿沼市総合計画審議会をスタートさせました。

その後、令和 2 年 2 月に中間報告を、5 月 19 日の市議会議員全員協議会では、市長から次期総合計画策定の進捗状況、特に基本構想案について詳細に説明をさせていただきました。

今回改めまして、構想の概要を説明させていただきます。

総合計画（案）の 3 ページをお開きください。

基本構想は、先ほど申し上げましたとおり、令和 4 年度から 13 年度までの 10 年間の計画期間としております。

続きまして、17 ページをお開きください。

まず、目指すまちの姿を、「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」としております。

この「花と緑と清流のまち」につきましては、豊かな自然環境や、良質な農産物など、本市の魅力を表しております。

「笑顔あふれるやさしいまち」につきましては、市民と行政が協働し、多様性にあふれ、活気あるまちづくりを進めている様子を表しております。

次に、政策の柱についてであります。18 ページをご覧ください。

政策は、「1、すこやか～次代の担い手を育むまちづくり～（子育て・教育分野）」から

「7、たくましさ～将来を見据えた持続可能なまちづくり～（行政経営分野）」の、7本を柱として設定をいたしました。

鉢植えの花の図をご覧ください。

花の部分でございますが、「政策1のすこやか」から「政策5のしなやか」まで、5つの政策を推し進めるためには、市民同士の支え合い、市民と行政の協働、そして、これらの取り組みを支える安定した行財政運営が不可欠であることから、「政策の6、なごやかさ」と、「政策の7、たくましさ」が支えている様を表現しております。

続きまして、21ページをご覧ください。

人口減少問題への対応といたしまして、現在のコロナ禍が、さらなる人口の減少に拍車をかけている中、本市では、各施策の推進によりまして、まずは平成27年です、2015年の国勢調査に基づく推計値に近づくよう、努力していくこととしております。

続きまして、22ページをご覧ください。

ここでは、市域の特性と有効活用として、人口減少が進む中でも、持続可能なまちづくりを進めるため、コミュニティ・プラス・ネットワークの取り組みを進めてまいります。

24ページをご覧ください。

ここでは、施策体系について整理をしておりますが、先ほど説明をさせていただきました、7本の政策と、32の施策を位置づけ、基本計画において、具体的な施策の展開を整理しております。

以上が基本構想の概要になります。

次に、基本計画について説明をさせていただきます。

基本計画につきましては、その都度議会への中間報告を行い、本年2月16日の市議会議員全員協議会では、市長から、第8次鹿沼市総合計画（案）を説明させていただきました。

26ページからが、基本計画になります。

基本計画は、令和4年度から8年度までの5年間を計画期間としております。

27ページをご覧ください。

まず、重点プロジェクトとして、今後のまちづくりの取り組みを加速させるため、複数の分野の連携が不可欠な横断的取り組みを、3つの視点で整理をいたしました。

1つ目は、28ページ、「防災力強化プロジェクト」であります。

目指す姿の実現に向け、地域の共助と連携し、誰一人取り残さない防災体制の推進や、災害に強い都市基盤の整備を進めてまいります。

2つ目は29ページです。「上手に縮む多核連携型拠点形成プロジェクト」であります。

ここでは、市街地が有する都市機能や集落の持続可能性を高める拠点の形成を図り、市全体がつながる体制の構築を目指してまいります。

3つ目は30ページ、「Society 5.0の実現に向けたデジタル化プロジェクト」であります。

ここでは、行政や民間のデジタル化を進め、市民の暮らしの質が維持されるよう取り組んでまいります。

続きまして、各政策の説明につきましては、部局別に説明をさせていただきます。

なお、総合政策部と行政経営部につきましては、政策の柱を共有しておりますので、一括して説明をさせていただきます。

まず、67 ページをお開きください。

先日の市議会議員全員協議会におきまして、花木センターの道の駅化整備事業の基本方針について、説明をさせていただきましたが、こちらでは、「政策の3、にぎやか～地域の活力あふれ、にぎわいのあるまちづくり～（産業・文化）」の、「施策の15、資源を活かした「選ばれるまち」の創造」、こちらの68ページの取り組み方針の1番、観光資源の再評価云々の一番下にですね、花木センターの道の駅化を進めるということで位置づけをしてございます。

次に、79 ページをご覧ください。

「政策の5、しなやか～弾力ある安全安心の強いまちづくり～（都市基盤・危機管理分野）」では、安全安心かつ、誰もが暮らしやすいまちの基盤づくりのための防災対策、都市インフラの整備などの施策分野に関し、市内各地域の実情等に応じたコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するとともに、平時から大規模災害等への備えを行い、強さとしなやかさを持ち、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる都市基盤の構築を目指してまいります。

89 ページをご覧ください。

「施策No.24、様々な危機に対し生命と財産を守る防災力の強化」であります。この施策については、市民や地域の防災意識が高まり、様々な主体が協働することで、防災力の高いまちを目指し、全地域への自主防災会設立による主体性を持った防災活動の推進や、総合的な治水対策の推進による安全に安心して暮らせる地域づくり等に取り組んでまいります。

101 ページをご覧ください。

「政策の7、たくましさ～将来を見据えた持続可能なまちづくり～（行政経営分野）」では、まちの将来を考え、自治体DX、デジタル化や官民連携の推進、さらには職員の意欲と能力の向上などにより、効率的で効果的な行財政運営を推進することで、たくましい行政を実現する基礎である、強い行財政基盤を構築し、市民から信頼される持続可能な鹿沼市の実現を目指してまいります。

103 ページをご覧ください。

「施策No.29、シティプロモーション・移住定住の戦略的推進」については、訪れたい・住みたいまちとして、全国的に認知されるとともに、住んでいる人が愛着と誇りを持ち、住み続けたいと思うまちを目指し、本市のイメージアップや認知度向上、市民の郷土愛の醸成、移住定住情報の発信や受け入れ体制の強化などに取り組んでまいります。

105 ページをご覧ください。

「施策No.30、健全な行財政基盤づくり」については、最小の経費で最大の効果を発揮する計画行政により、健全で持続可能な行財政基盤づくりに向けた体制の確立を目指し、全体最適の視点に立った経営的な計画行政や、健全で安定的な行政運営などに取り組んでまいります。

107 ページをご覧ください。

「施策No.31、行政情報の発信と市民の声の把握の充実」については、的確な情報発信と幅広い市民の声の聴取により、市民が市政の一翼を担っているまちを目指し、わかりやすい行政情報の発信や、幅広い市民の声の聴取による市政への反映等に取り組んでまいります。

109 ページをご覧ください。

「施策No.32、多様な幸せを実現するためのデジタル化」については、デジタルという手段を用いて、行政事務の効率化や市民の利便性の向上が図られ、市民生活が豊かになることを目指し、行政手続などの利便性向上や、デジタルを活用した効率的な行政運営などに取り組んでまいります。

以上で、基本構想と総合政策・行政経営部関連の基本計画の説明を終わります。

○梶原委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

続いて、市民部が所管する部分についてご説明いたします。

市民部は、「政策5、しなやか～弾力ある安全安心の強いまちづくり～（都市基盤・危機管理分野）」のうち、「施策No.26、安心して暮らすことができる生活環境づくり」と、「政策6のなごやかさ～多様性を支える協働のまちづくり～（市民協働分野）」を所管いたします。

93 ページをご覧ください。

「施策No.26、安心して暮らすことができる生活環境づくり」につきましては、日常生活における様々な不安や問題が解消され、市民が安心して暮らすことができる生活環境の形成を目指し、交通安全対策に対する意識の向上や啓発活動、防犯や衛生面でも暮らしやすいまちづくりなどに取り組んでまいります。

95 ページをご覧ください。

「政策6、なごやかさ～多様性を支える協働のまちづくり～（市民協働分野）」では、市民一人一人が互いを認め合い、支え合う意識の醸成や、あらゆる場に居場所があり、活躍する機会がある、全世代・全員活躍型の社会の実現による協働・共創のまちを目指してまいります。

97 ページをご覧ください。

まず、「施策No.27 番、彩り豊かな協働による市民が主役のまちづくり」につきましては、市民一人一人が認め合い、支え合い、様々な分野で活躍できる協働のまちを目指し、地域住民が主体的に考え、実施する取り組みや、持続可能な地域コミュニティ支援と活動拠点の適正化などに取り組んでまいります。

99 ページをご覧ください。

次に、「施策No.28、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を發揮できる社会づくり」につきましては、一人一人の違いを認め合い、尊重し合い、社会のあらゆる分野に全ての人が主体的に参画することを目指し、身近な人権問題や、性の多様性などについての理解促進や、男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上等に取り組んでまいります。

以上で、第8次鹿沼市総合計画基本計画の策定についてのうち、市民部関連の説明を終わります。以上です。

○梶原委員長 星野消防総務課長。

○星野消防総務課長 消防総務課長の星野です。

91 ページをご覧ください。

消防本部におきましては、「施策No.25、強固で持続可能な消防体制の確保」を所管しております。

この施策につきましては、自助・共助・公助が機能し合い、消防力が充実することで、市

民の安全安心が守られているまちを目指し、迅速かつ的確な通信体制の整備や、消防車両及び装備等の充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で消防本部で所管する主な説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 これは、総合計画、聞いているところによると、コンサル会社、トーマツさんに約2,000万円を委託料を払って、策定に携わったということなのですが、2,000万円で、どれをどのぐらいやってきたのかなっていう、それで、もうこれ、できたので、トーマツさんはもうこれで一応、一丁上がりって、終わりなのかなと、次年度以降、新年度以降は、総合政策の審議会は残すそうですけれども、もうそれには、トーマツさんは関係ないのかなというところですね、コンサル会社に2,000万円かけて、どのぐらいこの計画策定に携わったかという、まず基本的なことを聞きます。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの佐藤委員のご質問にお答えします。

私自身も何度か、これまで総合計画づくりに携わってきましたが、今までは、職員の手づくりといいますかね、職員が中心でやっていきますということで。

ただ、時代を考えると、今までの総合計画は、職員の中でも、本市の強みとか弱みとかやりますけれども、その中で、「じゃあ、次の5カ年で何をやりましょう」「どんな事業をやりましょう」、そういうことをメインにやっていたような反省を今しております。

今回、トーマツさんが入りました。

それで、一番、一緒におつき合いをさせていただいて感じたのは、やはり将来の都市像のイメージをまずみんなで固めましょうと。

それで、それを実現するために、今何をやっていきましょうという、バックキャストというのですが、そういうことをまず冒頭で言われました。

それで、次に、これまでも何度か議会で答弁をさせていただきましたが、400を超えるいろんなデータから、鹿沼市を分析してもらったと、健康診断ですかね、をやってもらったと。

それで、その結果が、栃木県全体に言えるそうですが、他県と比べて、寿命が1年短いそうです。

それから、独身男性がもちろん多いのもあるのですが、別れる方も多いということが出ました。

それと、一番端的に表れたのが、やっぱりこれからどうしても施設の維持管理、持続可能ということであれば、そちらに目を向けざるを得ないのですが、やっぱり数字で明らかにされたのが、他市町に比べて、やっぱり学校数が多いとか、あとは当然学校数が多いですから、かかわる先生たちも多いとか、それはもちろん鹿沼の地形に影響があると思うのですよね。

それが、私も個人的には、各地域に学校は残ったほうがいいと思っています、それで、運営できるのであれば、ただ、これからはなかなかそうはいきませんよ、そういうのが、もう明らかにされたら、他市と比べてどうなのだと。

他市の、全国の同じような人口の規模のところと比べてどうなのだというのが出されまし

たので、それをもとに、当然、各部のヒアリングというのもやったのですよ。

それは、当然今までは職員がやっていたのですけれども、今回外部の目でやってもらいました。外部の目で。

そこで、もうガチャガチャやり合いました。「あなた、現場知らないでしょう」という、やりましたが、向こうは、相手はプロですからね。その辺は冷静に受け止めてくれましたが、そういう殴り合いといいますか、キャッチボールをやりながら、意識を高めていったというのが一番の価値かなと思っています。はい。

それで、今後もですね、何かにつけて、アドバイスをお願いしたいと思っているのですが、今のところ、予算を多分、せつかくできたご縁ですから、日本でも有数のコンサル会社ですから、何かにつけて、アドバイス等はいただきたいなと思っています。

以上で答弁にさせていただきます。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、2,000万円がどう使われたかというところでは、最初に出ると、トーマツがまず分析をして、多分皆さんにプレゼンをしたのでしょうかね、「我々はこう分析してます」って、それで、そこからアドバイスとして、そのバックキャストイングするための、まずゴールを決めましょうと。

それで、それに当たって、では、細かい政策は、トーマツのコンサルが部署に入っていて、あえて外部の、何も知らない立場からいろいろアドバイスしていきますから、それをもとにあなた、皆さんが、市役所の皆さんがどうぞ、つくりなさいという、そんな流れだったという認識でいいですか。

○梶原委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

佐藤委員のご質問にお答えします。

今回ですね、2年間で1,878万8,000円、お金をつけていただいたのです。

これはもう稀だと思います。稀なことだと思っております、我々にすれば。

なので、この2年間でトーマツさんの考え方とかやり方を職員が盗むのだという気持ちで、政策係の職員は取り組みました。

それで、それを各、皆さんいますけれども、幹事課長さんや係長さんと一緒にやりました。

それで、先ほどトーマツさんがいろんなテーマを出してくれたのではないかということなのですが、それは職員の側から、みんな出しています。

その中で、取捨選択は、これからきつとご質問あるかと思うのですが、どうしても今までは、全てのことに平均的にやろうとしていたのが、今後はそうはいかないわけですね。選択と集中という言葉、何回も出たと思うのですが、持続可能な鹿沼市をずっと残していくためには、何に力を入れるのだというところをみんなに理解してもらうように、2年間やってきたと。

それを、今回のつくり方を、今後もやっていけるよということの、投資の2,000万円だと思っています。約2,000万円。はい。

以上で説明終わります。

○梶原委員長 質疑はありますか。増淵委員。

○増渕委員 篠原課長が、先ほどの議案の中の16号の説明で、これを審議してくださいというの確認なのですが、まずはじめに、取り組み方針というところまでなの。

下の、市民が協働で協力してできることというのは、この議案の審議に入っていないの。

○梶原委員長 はい、篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 今回ですね、議案を上程するに当たって、過去の経緯をよく調べましてですね、見ていただいているこの黄色の表紙の16号の施策の体系がありますね。

それで、この取り組み方針というのが、例えばですが、67ページ・68ページの取り組み方針の公助ですね、これの修飾した黒字、観光資源の再評価云々とか、前日光とか、地域資源のってありますね。ここまでです。

○増渕委員 だよな。

○篠原総合政策課長 はい。

○増渕委員 それで、下の市民がみんなで協力してできることというのは、入っていないということなの。

○篠原総合政策課長 入っていないですね。

○増渕委員 審議に入っていない。

○篠原総合政策課長 審議には、はい。

○増渕委員 ここがまずね、もっと市民というから、そんなのでは、これ書く必要ないよね。だって審議に、だって、計画案で我々がこれを認めて、これを読んでだよ、市民がさ、我々はここまでですよというふうに言って、我々が市民に説明するとき、これが、第8次総合計画が出たときに、例えば市民がこうやって、市内を自分で歩き、自分の目で自分で評価を出しますとか、発信しますとかっていうのは、これは誰が約束しているのっていう、誰がこれを言っているのということになってしまう。

それで、はじめの方針の中にだよ、はじめの方針の中には、市民の自助・公助・共助というのが、もうここにばんばん書いてあるのだよね。

ここの前の取り組み、計画の前に、基本方針として、基本方針で書いてあるにもかかわらず、我々が審議しろというのは、取り組みまでで、それに、その後の自助・共助は全く取り組まないとしたら、これ市民に、ここいっぱい書いてあるのだから、物すごい市民にこれ押しつけとか、これ、ここまでやるのとか、こんなこと自覚するの、どうやって言うのというのが、たくさん書いてあるのだよ。読む？ねえ。

「日常生活において、健康に気をつけた生活を送ります」、これ、誰が言っているの。ねえ。

「各種集団健診を受診し、病気の早期発見・早期治療を行います」。これができたら、市のがん検診も何もいらないよね、なってしまうよね。がん検診とかいらないよね、自分でやるということで、そうすると、この総務常任委員会で、ここを除いて審議しろと言ったら、審議できないし、これ無責任になってしまう、我々議員として。

それで、書いてあるのだから、これが、こっちが補足資料で、こっちにね、こういうことを市民の皆様にご協力お願いしますとか、資料編のほうに書いてあるのならいいのだよ。

だけれども、こっちに書いてあって、これ市民が見て、「議員は何やってたの」って言われたとき、「いや俺らは、上の取り組み方針までしか議論できないから、これはあなたたち、ここに書いてあることはみんな市民の中でやることなんだよ」と言われてしまったら、

これ絶対できないよね。

ほかの議員の皆さんに聞いてみてもらって、俺は、この感覚ではできない。

これを審議に入ること自体が、これをこの、これを出されてだよ、この総合計画を出されて、ここに書いてあることを、この下の自助・共助のほうを、いや自助・共助をやるとか、やらないとかではないよ。

それがいいとか悪いとかではなくて、審議の対象になっていなくて、議論にならないし、では、このこのところ、全部スルーするのだよ、これ、全部市の書いてあることをスルーするのだよ。ありえないよね。

これスルーしていて、俺ら議員として、何回も繰り返しますけれども、これを誰かが読んで「俺らがこれやれって言うんかい」って、「議員はこれ認めちゃったんかい」って言ったら、「いや、だけど、審議の対象になってないから、俺は関係ないんだよ」って言ったら、多分ここにいる議員全員、めっちゃくちゃ、議長も含めて、「はあ」って、「何やってたの、あんた、仕事してんの」って言われてしまうと思うのだよ。

まず、そこのボタンのかけ違いというか、そこを修正できるのか、できないのか。

○梶原委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 今回ですね、先ほど私、今回の常任委員会に当たって過去の経緯を調べましたと申し上げましたが、第6次総合計画をつくる際に、議会と執行部が打ち合わせをして、当然こういった常任委員会を開いてですね、議案として上程をして、その後本会議で議論していただいて、採択した内容が、内容がですね、これでいうと、「施策の体系までとします」ということだったのです。はい。

それで、今回それを当てはめまして、例えば、今回私がいろいろと説明をさせていただきましたが、今回、こちらの黄色い表紙に載っている取り組み方針というのは、この一番上ですよという話をしました。

それで、この下の黒ポチについては、対象とはなってないのですよ。

というのは、ここまで対象にしてしまうと、例えば、計画を進めている間に、何か突発的なことが起こりましたとか、変更になりましたと言ったら、その都度、議会にお諮りするということになってしまうのです。

なので、弾力性がなくなってしまうので、ここまではお願いしますということでした。

それで、そうすると、次に、増渚委員がおっしゃったように、第6次を決めた際には。

○増渚委員 そんなの書いてないよ。自助・共助って書いた？第6次。

○篠原総合政策課長 入ってないのですよ。

○増渚委員 だろう。

○篠原総合政策課長 はい。

○増渚委員 だから、それだとはじめに、議長を通して、今回、ここが市民が入ること、打ち合わせしないと、これ、つくってしまったから、自助・共助とか出てきてないのだよ。あ、手を挙げなくて、ごめんね。

○梶原委員長 はい、増渚委員。

○増渚委員 これをやってないで、打ち合わせをしてないで、ここへ出すというのはおかしいよ、だって、新しく盛り込んだものなのだから。

前の第6次のときに、これ入ってないから、これ聞いているのだよ。

ここが特徴になっているわけだよ。

そうすると、この自助・共助はどういうふうにするのか、どういうふうだね、自助・共助やっていかななくてはしょうがないよ。

だけれども、その中のこの自助・共助がこれだけ、市民に押しつけてしまっているのかどうかという議論をこの場でしなくてはならないでしょう。

市民が一番これ、一番この第8次で、一番変わっているのは、今、篠原課長、熱弁振っていたけれども、一番改革したのは、コンサル入れたのでも何でもなし、自助・共助というのを新しく盛り込んだというのが一番の目玉なのだよ、今回のこの第8次は。

では、その第8次の議論をするところ、端折ってしまって、俺らにこれを認めてくれと言ったって、認められるわけないではないかなと、私は思う。

その点を議論したい。

議論したいというか、その説明はわかっている。

それで、第6次ときはなかったのもわかっている。

それで、第8次になって、ここに新しく盛り込んで、ここが目玉でしょうって。

コンサルを入れたことによってこれが出てきたのではないのって、逆に言うと俺は思うのだよ。ここを議論しないで、ここスルーしてしまったら、俺ら、何にもならない、議員として。

○梶原委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 立ったままで、すいません。

まず、施策のことは、まず置いておいて、この自助・共助のところについては、特に、コンサルが入ったから、今回出てきたのではないです。

それは議論の中で、「もう役所だけじゃ、やっていけないね」というのが明らかになったので、これは市民とか、はっきり言えば、振り返ってみれば、もう既にいろんな団体とか、市民の方が協働して、もう既にずっとやっているわけですよ。

それを改めて落とすだけなので。

○増淵委員 だけではないよ。改めて書くから。だけではないのだよ。

改めて書くから、これが大切だと思ったから、書き、今までは空中で、お互いなあなあで、自治会とかと、今もやっているよ、市民でね、自治会頼む。だけれども、これが第8次総合計画には、これをちゃんと入れて、改めて共通認識にいたしましょう。

それを議会でもんでいただきましょうというのが、今回提出議案の中に入ってなくて、今篠原課長の言ったことは、よくわかるよ、現場もわかっているよ、それ、わかっているよ改めてここに書いたにもかかわらず、ここが審議対象になってないというのは、俺ら議会人として、これは認められない。

これについては改めて対象を広げるのか広げないのかは、悪いけれども、ほかのところのね、議長どうでしょう。

(「このままでやらなくては進められない」と言う者あり)

○増淵委員 議長、議長。

○梶原委員長 大島議長。

○大島議長 ご指名があったので、意見を述べさせてもらいますけれども、議決案件として取り組み方針までが、この行政上の議決案件ということで出されていますよね。

だけれども、計画書として、確かにこの自助・共助の部分まで、この1冊の計画書に載ってくれば、全体の計画としては、ここまで、確かに議会として審議して認めないと、市民に対しても、ちょっと説明がつかないというのは、そのとおりでありました。

だから、行政上の、その手続上、この取り組み方針までが、議決案件にしても、自助・共助の部分を含めて、我々が認めないと、市民に対して発表できないのではないかという、増渕さんの意見はもっともだと思いますので、ちょっとその部分は、検討していただきたいと思います。

○増渕委員 検討ではないのだ、はい、委員長。

○梶原委員長 増渕委員。

○増渕委員 これは、今すぐにこれ議決案件で、議案書のほうも書き直さなくてはならないし、議長に言いたいのは、今のもっともだと思うのであれば、この第何号議案、第5号議案は、今回はスルーしてというか、これは改めて、議長と執行部で話し合ってもらってですね、議案としてちゃんと出すのか。

だって、この議案書には、篠原課長の言っているとおりのだよ、取り組み議案までしか出てないのだから、そこまでもんでくれという話なのだよ、議案書がね。

そうすると、議案書のほうが、第8、この最後のところまで出てないとあれだから、これは。

○大島議長 ちょっと暫時休憩してください。

○梶原委員長 大島議長、大島議長。

○大島議長 暫時休憩してもらっていいですか。

○梶原委員長 はい。暫時休憩します。

(午後 3時58分)

○梶原委員長 着席願います。

休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 4時17分)

○梶原委員長 今の時点でまとまったのであれば、説明のほうをお願いいたします。福田副市長。

○福田副市長 休憩前に議論になっていた部分について、私のほうから説明をさせていただきます。

ちょっと急遽のお話でしたので、全て資料に基づかない部分もありますので、若干記憶の部分でお話するところもございますが、説明させていただきます。

この総合計画につきましては、基本的に基本構想、これは10年構想にするとか、15年構想にするとか、これは自由ですけれども、基本構想あり、それで基本計画、これを5年にするか、3年にするかもありますけれども、そういう構成で、総合計画が成り立っている。これは普通の姿かなと思います。

その中で、基本構想、つまりそのまちの自治体の将来都市像などを定める部分、これは実は、地方自治法に、平成23年、何月かは覚えていませんが、23年までの自治法には、市町村は、これも市町村はと書いてあったか、自治体はと書いてあったか、ここもちょっと今見つからなかったです。

いずれも市町村は、基本構想を定め、これを議決しなければならない。そういう地方自治

法の条文がありました。これに基づいて、全国全ての市町村は、基本構想なるものを策定しておりまして、そしてその部分は議決をしておりました。

それで、この基本構想は、こういう柱でなくてはならないとか、そういう決まりは、国では決めていませんので、極端に言うと、たとえ10行の構想でも、100ページの構想でもいいのですけれども、いずれにしても、それが定められておりました。

それで、鹿沼市も、これに基づいて、恐らく、第5次かな、総合計画までは、その地方自治法に基づいて、基本構想部分をお示しし、その部分を議決していただいております。

それで、基本計画はというと、その基本構想に基づいて、市が、執行部が5カ年なりの計画をつくって、これは議会にも当然、全員協議会とかで説明をし、ご理解をいただき、また、本会議で質疑なども行いながら、作成しておりましたけれども、いずれにしても、議決案件ではなく、つくっておりました。

それで、その地方自治法の基本構想を定めて議決しなければならないという条文が、23年、平成23年度のどこかの時点で削除されました。

つまり、市町村は、基本構想なるものを議決する必要はないというふうに、国の法律ではなりました。

それで、そのときに、全国の市町村はいろんなパターンを恐らく模索をして、まあ、ちょっとこれも、今手元で見つけた資料だけで見ますと、栃木県内では、基本構想も議決しないというところが、4自治体あるそうです。今の市町村の数でね。

それから、鹿沼と同じように、基本計画まで、議決をしているのが、7つかな、そうですね、7自治体ある。そういう状況になっています。

それで、鹿沼市は、これは手元にあるのですが、議決すべき事件を定める条例、23年6月17日の条例の中で、基本構想の策定、変更、廃止に関することを議決すること。

そして、この基本構想に基づく、基本計画の策定・変更・廃止することということも、記載されているのですが、先ほど篠原課長が説明したのは、この新しい、国はつくらなくていいよと言ったのだけれども、原則でいいよと言ったのだけれども、鹿沼市は、その中で基本計画まで一応、出しましょうという条例をつくったときに、これが6次計画の年なのですね。

6次計画を策定したのが23年度なので、そのときにつくった今言った条例、これを、では施行、この条例を具体的に施行する方法を、当時、議会の皆さんと、執行部で話をして、そのときに、では、どこまで議決しようかということ、決めたのが、今日、この黄色い議決、何だ、議案書ですか、議案書に定めてあるとおり、基本計画の部分は、施策の体系の、ここでいうと、いや、あ、そうです、取り組み方針の、この項目ですね、説明した説明資料でいうと、右のページの上のほうの1とか2とか、この項目、ここまでを議決案件とはしましようというふうな、6次計画策定のときに、これ、ちょっと言葉が、資料がないので、申し合わせと呼ぶのか、何かわかりませんが、そういうことになって、6次計画も、7次計画も、そういうことでやってきましたので、今回も議決部分は、そうさせていただきますということを、篠原課長は最初に説明させていただいた。そういう経過でございます。

それで、この件は、例えば、では、何でこの資料をね、説明しているのだということになるかと思いますが、このことは、例えば、予算も実は同じです、予算も議案の第何号、今日の先ほどね、議決をいただいた案件です、はい。

予算もですね、実は議決書の中では、款・項までで、それで項の合計額を記載されていて、議決をいただいたという部分はここまで。

ただ、当然、では、それがどういう中身なのだとということで、こういう場で議論をするのは、予算の説明書という資料をもとに。

それで、それと同じような考え方で、総合計画を説明させていただいてきたというのが、6次計画をつくったときに、あわせて、鹿沼市は丁寧な条例をつくって、議決しましょうという条例をつくったときの決め事だということなので、今回もそのように。

ですけれども、この基本計画の内容、これでいいかどうかというのは、その議決かではなくて、これに基づく内容はこういうことですよということを、今まさに説明をさせていただいて、それに対して、もちろん質問を受けて、では具体的にどうやるのだという議論とかですね、それはどんどんやっていただいて、場合によっては、5カ年の中で、議決案件の外になるわけですから、その中身の、個々の事業については変えていくこともできますし、そして、議会で議決をいただくのは、毎年の予算、予算を議決いただいて、この基本構想に基づく市が策定する基本計画を遂行していくと、そういう仕組みになっていて、鹿沼市の場合は第6次計画、つまり平成23年度から、そういうやり方でやってきた。

今回もそのような形で、議案書もつくらせていただいたので、そういう説明をさせていただいて、今、議論をさせていただいているということです。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 何ていうかな、詭弁なのだよね。

結局、こっちで言う、副市長ね、こっちで予算の説明書の細かい部分というのは、何款か、全部これが小さくなって具体的にこういうふうな形の使い道ですよというのは、みんな流れがあるのだよね。

だけれども、これは、自助と公助は全く違うものだからね、主役が違うのだから。だから、この公助の説明が自助だということはありませんから。

それで、先ほど篠原課長も言っていたけれども、これは新たに作ったものなのだよ。第6次のときは想定してないの。

これが第6次のときも、これがあつたのならば、今のも認める。

だけれども、第6次のときにはこれはないからね。第8次で出てきたわけでしょう。

それで基本計画というの、この基本計画の中に、説明とか何もなくて、表紙に基本計画と書いてあるの、ここに。

これ基本計画ってこれ全部、では、ここからここまでは基本計画、26ページ、26ページからいって、26ページから、基本計画というのがあるのね。

これ、これ基本計画、そうすると、これ全てが基本計画でしょう。

さっき副市長の言われたの、この、こっちのあれは、附属の説明だと言っているの、ないよ、だって基本計画は基本計画なのだから、今度は議事としてこの基本計画を、あのね、地方自治法で認められるとか、認められないとか関係ないの。

議会として、議会議員に、議会に上程された議案は、議案として上程されているのは、みんなそれを審議しなくてはならないの。そっちが先。

この経過が、平成23年までは国でやっていたとかではなくて、条例の中で鹿沼市は、でなくては、これ、スルーしてしまえばよかったのでは。議案として上げなければよかったの

だよ。上げないで、こういうことでやりますよということなら、これ問題にならないし、常任委員会でも思わないで、こういう形で、審議委員会でやった、これが今度の第8次総合計画になりますから、こういうことで執行部で決めさせていただきましたと言って、議員に、この案なんて出さない。案があるということは、修正したり、いろいろなことを議論すべきですよということでしょう。

ということは、これは案なのだから、そんな、今の言っていることは全然筋が通っていないし、我々は市民に負託された議員として、基本計画。

それで、鰐原さんが今読むから、ちょっと読んで。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 はい。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 鹿沼市の自治基本条例、これは鹿沼市の最高規範とされているものだよな。

最高規範には何て言っているかというのと、第11条の第3項か。

市は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画、並びに各分野の個別計画を策定する場合は、基本理念に基づき、この理念に基づき、広く市民の参加を得るものとします。

議会も参加するのだよ、これに。基本条例にはこう書いてあるのだよ。

これは、24年にできたと思うよ。

だから23年にね、地方自治法が変わっても、鹿沼市はきちんと議会に基本構想・基本計画は議決案件としますと言っているのだよ。

それで、その1年前にできた議会基本条例、鹿沼市議会基本条例のが早くできたから、議員と市長との関係、第7条で、3項か。

議会は基本構想に基づく基本計画の策定に当たっては、計画策定の段階から提言することができるとなっているのです。

要は、一つの綴りで、増淵委員が言っているように、基本計画はもうこれに載っていて、この中身が全部基本計画なのですよ。

これを除くなんていうこと、何で言い出したのか、こっちが頭がおかしくなっちゃった。

だから、これは計画どおり、審議すればいいのですよ。これに出てきた、提案されたものを。

○増淵委員 議案では、提案されたものではないでしょう。議案として、基本、この案が全部網羅されてない。だから、これは、どっちかにすること。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 お互いの主張と願望はわかったのですけれども、ただ、執行部のほうの言い分だと、自助・共助は、今回のに入っていないと言うわけでしょう。

では、だったらこれ、自助・共助を抜いたやつをもう1回、印刷してきて、直してくれば、それでいいはずですよ。

我々は、自助・共助なしで、この条例で議論しなくてはならない基本計画を、この新しく印刷し直した案をもとに、我々は議論して、賛否を出しますから。

この関係ない、自助・共助は関係ないと言うなら、これを取ったやつを持ってきてくださ

い。そうすれば、話が早いと思いますよ。以上です。

○梶原委員長 福田副市長。

○福田副市長 議論はかみ合っていないのではありませんけれども、私が、地方自治法を説明したのは、鹿沼市が平成23年に、この基本構想と基本計画を議決案件にするという条例をつくったときの経過のために、前段話しました。

そして、その23年6月17日に、つくられた条例を策定したときに、この基本計画というけれども、どこまで議決案件にしますかという、やりとりをしたという、これは経過を聞いている。

そのときに、今回と同じように、基本計画の部分は、ここに、今回議案書に示した部分だけにしようということで、6次から7次までしたので、それで、今回議決していただく部分はそこまでですよということを説明していると。

○増渕委員 ちょっといい。

○福田副市長 いや、それと。

○梶原委員長 増渕委員、ちょっとお待ちください。

○福田副市長 いや、それと、佐藤議員のおっしゃった、この自助・共助の部分は、この自助・共助の書いてある上の部分までを議決してくださいと言っているわけではないですからね。

自助・共助の部分の上ではなくて、取り組み方針の1、2、3、つまり施策の体系部分までを議決案件になっていますよということなので、基本計画全体は、この自助・共助のお話はされているところまで、これはもう全体としての基本計画です、そこは議決してある。

○増渕委員 議論してもいいの。

○福田副市長 だから、この議論といえますか、この場での。

○増渕委員 いや、だけれども、議案書に載っていないことは、我々にはできないのだよ。

○福田副市長 いや、それは。

○増渕委員 議案書には取り組みまでだから。

○福田副市長 いや、それは、予算の説明書の細かいところまで、ご質疑いただいているのと同じです。同じ。

○増渕委員 同じという解釈ね。

○福田副市長 そうです。ここに、この議決案件だけでは、款・項の項まででは、わかりませんよね。

ですから、説明まで聞き、さらに説明でもわからない部分を先ほどからお聞きしているのです。それと。

○増渕委員 ちょっとは聞いて、副市長、はい。

○梶原委員長 はい、増渕委員。

○増渕委員 それはね、同じ論点の中での細かい説明なので、全部。

そうですではないのでは、自助と公助は全く違うではないですか。自助と公助。あら、自助と公助、辞書で調べてみたら、自助と公助は全く主体が、自助でやっているのは市民だよ。公助は市だよ。

それが何で同じ説明になってしまうの。ありえない。自助と公助で。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 確認したいのですが、執行部はこの黄色い議案書に載っている、取り組み方針まで、ここまで、条例でね、決めなくてはならないから、ここまで我々にやってくれということですよ。

それで、例えば、では、施策 30、健全な行財政基盤づくり、106 ページですか。

この黄色い紙を見ると取り組み方針の 1 として、「全体最適の視点から経営的な計画行政に取り組みます」と、これを我々が「そうだね」って認めるかどうか問われているのですよね。

それで、この、こっちのほうにも書いてあるのです。公助の中に、「全体最適の視点から経営的な計画行政に取り組みます」と、副市長がさっき言ったのは、自助・共助はそもそも関係ないけれども、この公助も関係ないとおっしゃったけれども、でも、こっちの議案の中に、ここから上だけではないとおっしゃいましたけれども、こっちには書いてあるので、何か苦しいですよ。

○梶原委員長 福田副市長。

○福田副市長 いや、佐藤議員が、どこのページも同じなのですから、ここから下、自助・共助の部分と、こっちは分けておっしゃったので、我々、こちらで議決していただく部分、このやりとりをして、質問され、説明する部分は全部もちろんやって、それで内容をご理解した上で、その議決していただく項目を議決していただく。

その議決の項目は、この取り組み方針の、何ページ目、1、2、3、4 とか書いてある、この部分だよな、この部分が、までだけが、ここに書いてあるので、議決していただくのは、その公助の部分の説明文も議決案件ではないので、それから、案件ではないというか。

○増淵委員 議決案件ではない。

○福田副市長 ない、第 6 次計画から議決はここまでにしましょうということできているので。

○増淵委員 載ってないの、これが。

○福田副市長 いや、それは 6 次も 7 次も、作り方は毎回違いますから、どういうやり方で書くかは。

それは、総論として載せたか、個別に載せたかもあります。

これは基本計画の作り方なので、新たにこういう項目を載せたということで、あったか、ないかの議論と、今言っている議論はちょっと違うかなと思いますので。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これ、いろいろ。

○増淵委員 ちょっといい、ちょっと。

○佐藤委員 ちょっと待ってください。

副市長、いろいろ頑張って説明されていますけれども、でも、これ、やっぱり、確かに現場の部長・課長ではね、やっぱりしんどいですよ。

これ、言われてこういうのをつくったのに、こういう矛盾が出てしまって、現場の部下レベルでは、もう、もうどうにもならないので、副市長が出て、いろいろおっしゃっていますけれども、やっぱり増淵委員も指摘しているように、普通に考えたら、やっぱり通らない理屈なので、では、極端な話は、こっちだけ見て、こっちだけ見て、我々決めると、こっちはあくまで参考だし、予算で言ったら目のほうだし、答弁でいろいろ言うたことだから、それ

は、法的拘束力がないと言っていることですよ。

でも、これ、車を買うときだったら、同じ話ですね、契約書で、クラウンを買うだけで、やってみたらね、スポーツ車だったか、ラグジュアリーだったかみたいなことは決めてないと言われてしまったら、商談で話していたのは何なのってなってしまうので。

やっぱり、これ、普通に考えたら苦しいですよ。これを直したらいいですよ。

直すか、ここが、全部今ここは訂正なのだと。

でも、口頭で言ってしまったら、法的拘束力はないのですものね。やっぱり書きかえるしかないのかなと思います。以上です。

○梶原委員長 石川委員。

○石川委員 石川です。

私は、副市長のおっしゃったことで、ほぼ理解しました。

ただ、おかしいと思うのは、その公助が大切で、自助・共助が軽んじられてしまうようになりかねないということ、増淵委員はおっしゃっているのかなと思いました。

なので、大筋は、この議案書でいくのだとしたら、こちらはあくまでも、直せる前提だとして、取り組み方針のところ、（公助、自助、共助）、順番はどうでもいいのですけれども、全て含めて、そして例えばこの、30番の健全な行政基盤づくりのところであれば、この1、2、3、4、5の中に、この自助・共助の部分も振り分けて、同じようにここに、自助・共助の部分は、この部分に入ります、1番に入りますよっていうように、全部がここに含まれていれば、丸ポチの部分は議決案件ではないので、1、2、3、4、5の、取り組み方針についてを、この大筋はこの方向性でいいですよということ、議決してもらえば、中身も生かされるし、議決としても、いいのではないかなというふうに思いましたが、ちょっと可能かどうかわかりません。

○梶原委員長 増淵委員、増淵委員。

○増淵委員 今、石川議員がすごくいいことを言っていて、取り組み方針の中の（公助）のところ、自助と共助を括弧の中に入れてしまえば、下まで全部スルーになってしまって、その中で全部読めばいいということになれば、議決案件として認められるわけだね。

これが別口になっているからおかしくなっているの、この上の自助・共助というのを、取り組み方針のところに入れればいいわけだ。

それで、取り組み方針として、全部がこれで議決案件になるわけだ。

○鰐原委員 何か出さなくてはならない。

○増淵委員 いや、それは当たり前だ、それはやらなくてはならない。

そうならば、この今の篠原課長の言っていた取り組み方針までの議決案件が下まで全部スルーで一通貫できるので、それは話が通じる話になるのだ。

ただ、こうやって分けてしまうから、うん、取り組み方針のところでなってしまうから、議論がいつまでたっても埋まらないのだ。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 もう100歩譲って、この取り組み方針までなのだと。

だから、細かい、こっちで言っているのはあくまで参考資料だから、その目標指標、何を目標指標にするかも、縛られるものではないし、当然自助・共助なんていうのは、参考に載っているだけだから、役所が市民の皆さんに、上から目線で「こうしなさいよ」って、おっ

かぶせたものでもないし、それを我々議員が、議決機関のもと、見定めたというものでもないのだと、では言うならですよ、では、こっちだけ考えなくてはならないと言ったらですよ。

例えば、施策 20 何番だ、これ、22 番、良質で安全安心な水資源循環の整備の中の、その取り組み方針、3、下水道事業の健全な経営を目指します、こんなのが当たり前の話で、別にわざわざ条例で、下水道の健全経営なんてやるのは、役所だったら当たり前ですよ。これをわざわざ、議決すること自体、もうナンセンスになってしまうし、これだけ、あくまでこれだけって抗弁するなら、これ単なる我々はキャッチフレーズ集を、今日ね、議決機関として通せと言っている話ですからね。

こっちがあくまで関係ないのだと言い張るのだったら、だったら、なおさら、これだけでは、具体的に何をしていくのかって、それこそ空想になってしまうので、それこそ、我々は賛成できません。議論も、もちろんできないのですけれども、以上です。

○梶原委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 すいませんね。私の判断としては、本来これだけで説明すればいいのですが、いいですよ、いいのですが、これだと議員さん方がわからないだろうと、わからないだろう。

○鰐原委員 わからないよ。

○篠原総合政策課長 はい、だから参考として出したのですよ。まさかこういう話になるとは思いませんでした。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 篠原課長の言っていることはちょっと、それはちょっと失礼になってしまうな。

わからないという、議員がわからないというのではなくて、あくまでも我々は市民に理解してもらうために我々がまず初めに代表としてわからなくてはならないから。

では、みんな議案書だけで、では、これもいらないということになってしまうよ、そうするとこれも、今の意見だと、これも、議案書だけでいいということになってしまうと。

そうすると、これはこれもいらないということになると、これも発行しなくていいということになってしまうよ。

そういう、だから、あまりにも、認めることは認めて、議案書をつくり直すか、さっきも言ったように、石川委員が言ったように、上に、くり方を変えればいいだけで、あくまでこれ案だから、刷ってないのだから。

「じゃあ、ここを変えます」と言って、「それで議論をお願いします」って言えばいい話なのではないの、何でそんなに意地張るのかな。

それで、今も、だんだんこういうふうになっていくと、物すごく俺らも失礼なことになってしまっているのですよ、今の、なってしまうと、議員は馬鹿だからわからないから、説明書がないとわからないから、やっているというふうにも、とれてしまうよ、篠原課長。

俺は今のうち、冷静に、今話しているつもりだけれども、これ以上いくと、俺の沸点のほうが上がってしまうから。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 あのね、素案が出てきて、素案のときは、「市民等の役割」って、この部分は書いてあったのですよ。

そして私は、素案の段階で、パブリックコメントが出たので、市民等の役割というのは、市民に「等」がつくのはおかしいと、自治基本条例から言ってね。

それで、「市民がみんなで協力してできること」という柔らかな表現にしましたと言っているのですよ。

それで、鹿沼市総合計画審議会、錚々たるメンバーですよ。

この人たちが審議していくときにね、基本計画、これ全部ここに書いてあることが、全部基本計画だと思って審議してきたのではないですか。

(「そうです」と言う者あり)

○鰐原委員 「基本計画はこの部分は抜くんですよ」と言って審議してきました？この、大学の教授からザーッと議会からも出ているのですよ。

議会、これ、増淵議長も出ていますよ。大貫毅さんも、佐藤誠さんも出ているのだよ。

○増淵委員 いや、俺、これまで、ないだから。

○鰐原委員 あ、そう。

○増淵委員 これら、この後、大島議長になってからだよ、これ。

○鰐原委員 それで出ていて、これ審議しているときに、基本計画は、この部分が抜けてる部分が基本計画ですよと、案ができていますか。

言ったことは訂正してくださいよ。ではないと、実質審議に入れないでしょう、中身の。

「この部分は、基本計画じゃありません」なんて言ったら、基本計画って名前を書いて冊子になって出ているのに、「その部分は基本計画じゃありませんから」なんて言ったのでは、審議にならないでしょうな。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 これ、どういうふうに取り扱うのですか。もう、これ平行線。

○梶原委員長 大島議長。

○大島議長 議長の立場としては、やっぱり条例で決められた中での審議だと思っていますので、今、条例言いましたけれども、政策等、施策と基本方針までが議決案件だということで説明をされて、その中で執行部はさらに丁寧な説明をするために、資料としてこれをつけていただいたと、善意の方向で、善意の考えで見れば、そういうことだと私は思うのですけれども、条例で決められた範囲の中で、もし議決していただければと私は思っています。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ちょっと、その是非はともかく、確認したいのですけれども、例えば、施策 29 のシティプロモーションってありますよね。

その中の目標指標の3番、これ、一般質問で言いましたよね。移住した人の、どれだけ成約につながったかっていう率ね。

それで、僕自身は、そもそもこの14.7%がね、15%にするということが、計画として妥当なのかと思っているのです。

ただ、これもあくまで、これは参考資料集だから、我々はこっちを認めた後は、この計画が進んでいく中で、「いや、あれはあくまで参考として出ただけで、今後、そのあと4月1日から流れて、こっちの計画の中で、目標指標というのはもうこれじゃなくなってます」っていうのがありなのかな。

そのときに、「えー、待ってよ」って僕言いたいのですよ。

だってこれ条例でね、出されて、渋々、「いいよ、じゃ14.7が15%に上がるなら、下がるよりいいから」って認めたのに、「いや、これは約束したこと、違うんです」って。

「あくまで参考に出したもんです」っていうので、どうなのかなって。ありますか、やっぱりこれで、これを通したけれども、やっぱりこの、これをやっていく中での個別の指標として、この15%を目指すというのは、拘束力があるのですか、それともないのですか、参考で示したものだから、途中で「これ15%しんどいわ」って、「いや、これ、なかったことにしよう」「いや、だって議会で承認したの」って、「いやいや、だいじだよ、これはあくまで参考で、こういう指標もあるよって出ただけじゃけん」って。

そういう理屈はありますか、なしですか。ありかなしですよ。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 議論していただきたいのは、施策体系で、こちらを認めてくださいということなのですね。

それで、それが、今回の議会で承認をいただきたいというのはそこです。

それで、こちらの総合計画が、その結果、できましたと。

これは、市民、議会もそうですけれども、市民に対してのお約束ですので、我々はこの目標に向かって業務をやっていきます。はい。そういうことになります。

ですから、繰り返しになりますが、今まで、これもまた言うと、繰り返しになってしまうのですが、今まで、こちらの取り組み方針まで、認めていただきましたので、今回も同じものでお出ししましたということです。はい。

それで、できた後の計画は、議会とか、市民とのお約束ですから、それに従って我々は業務を進めていきます。以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、ありかなしかという意味では、なしですよ。はい。OK、OK、では、だったら、もう答え出てしまっ。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 篠原課長の言っていること、そのとおりのだよ。約束を守るというのもあれだし、こっちで出したのだから、その範囲のことを言っているのだと。

自助・公助・共助というの、市民にお願いしなくてはならないのだから、そこまで含めて、議会で通していただければ全部守れるけれども、逆に言うとだよ。

逆に言うと、その約束が私たちがしたいのだけれども、議会の範疇に入っていないということになると、これは不確定になってしまうわけです。

血判が押せないわけだよな、はんこがね、議会として認められないということになるから、本当は逆なのだよ、約束を守りたければ、「ここまで含めて議論してください」って言ったほうが、今の理論からいくと、篠原課長の本当の本音で、「これをずっと、せっかく苦勞して私つくったんだから、守っていきたいんです」と、「これを実行して、どうしてもこの目標にいきたいんです」って言ったら、「全部含めて、認めていただきたい」って言ったほうがいい。

ただ、俺は、これに、ただ議案書をただ書き直せばいいだけの話だと思っているわけ、これを直せとかどうのこうのって言っているわけではない。

ただ範疇が、こっちとこっちの範疇が違うから、それを詭弁を使っていろいろ過去のこと

を言う前に、「あ、こっちで全部含めて」って、「議案書で最後に、じゃあ、そこまで含めて今日は議論していただいて、それを議案書として今度書き直すときに、議運のほうでお認め願えれば、それで結構です」っていうふうにすれば、それで俺らはいいと、俺はいいと思っているのね、それだけの話なのだけれども、何で難しく難しく、逆に、意地張って変な理屈を言ったり、議員が理解できないとかっていうふうになってしまうと、そっちのほうがおかしいのではないかなと、私は思うけどね。

○鰐原委員 事務局長、議会の延長しなくていいのかな、時間。

○梶原委員長 小杉事務局長。

○小杉事務局長 本会議は、委員会条例で、開催時間が決められていますが、委員会は時間の規定はございませんので、延長しなくて大丈夫です。

説明は以上です。

(「暫時休憩願います」と言う者あり)

○梶原委員長 では、暫時休憩します。

再開は、5時といたします。

(午後 4時49分)

○梶原委員長 すいません。休憩前ですが、ちょっとお時間をいただきたいということなので、再開の時間を設けず、そのまま、暫時休憩を延長します。

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 5時14分)

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。福田副市長。

○福田副市長 それでは、説明をさせていただきます。

まず、先ほど私が説明を申し上げました、23年に条例を、鹿沼市独自の基本構想・基本計画策定と議決に関する条例、これを定めた経過と、それに基づいて、6次計画、7次計画を議決してきていただいた。その経過を踏まえて、今回の最初の議案書を出させていただいた、ここは、ご理解をまずいただきたいと思います。

そして、今日、議論になっているとおり、当然、基本計画部分も、議員の皆さんに、これ議決の内容とするかどうかは別としてでも、別としても、当然理解をいただいて、了解をもらわなくてはならない案件で、しかも条例の、そのときのやりとりがどうだったかを除いても、この条例を見渡せば、基本計画の内容まで審議していただくというのが、これは本筋かということも理解を私たちもいたしましたので、議案書、黄色い表紙の議案書、ページでいったら、議案第16号ですね、このところをですね、第8次総合計画基本構想の部分がまず計画期間13年度まで、そして、基本構想は別紙のとおりとなっております。

それで、その下の基本計画の部分ですね、2の、その部分も、計画期間8年度までの下の(2)のところを、基本、上の基本構想と同じように、基本計画の内容、別紙のとおりということに、議案を訂正させて、議案訂正手続については、また、事務局と相談させていただいておりますけれども、そのような内容に議案を訂正させていただいて、そして、続けて、今日と明日・明後日の、この案件に関する議論をしていただくということにさせていただきたいというふうに、はい。

ということで、全体をぜひ賛同いただいて議決をしていただく旨、説明をさせて、引き続きですね、させていただくということで、ご了解をいただければと思います。よろしくお願

いたします。

○梶原委員長 では、手続について、小杉事務局長から説明してもらいます。

○小杉事務局長 それでは議案の訂正されるということでお話がありましたので、議案の訂正の場合の手続等をご説明させていただきます。

一旦会議、会議の議題となった事件を訂正しようとするときは、議会の許可を得なければならないということで、本会議での議決が必要になってまいります。

この常任委員会の審議の前に、本会議開催することは、今できませんので、最終日の本会議で、日程に議案の訂正を入れさせていただいて、そちらで議決をいただきます。

それで、この常任委員会におきましては、訂正を前提として審議のほうを進めていただければと思います。

説明は以上です。

○梶原委員長 質疑はありませんか。それでは佐藤委員。

○佐藤委員 いたずらに長引かせたりする気はないのですけれども、訂正を前提に、今日、では議論するというのは、それはあり得ないと思うのですよね。

ちゃんと訂正が終わってから、「じゃあ」ということで、この総務やっていくべきだと思うので、それでいいのですか。

それで通ってしまうのですか、法的に、それだけちょっと、苦しいなという、本当に法解釈なり、過去の事例で、「後でそこは直しますから、直す前提で、今日はやっちゃいましょう」というのは、本当、ありなのですか。それだったらいいですけども、僕はちょっとどうかと思います。そういうのは、こういう、何せ、我々って結局所詮その最終的にオーソライズしていくための組織なわけではないですか。

それが、後で直しますからというのは、正当性をきちんと議決において、付与していくというために我々はあるのに、その決めるものが、後で直すという前提で協議をやってしまうというのは、本当に大丈夫なのですか。それだけ確認した上で、議論を進める。

僕は、何だったら、僕は、まあいいや、では以上です。

○梶原委員長 小杉事務局長。

○小杉事務局長 ご説明いたします。

前例ということなのですからけれども、何回か前の議会で、陳情の取り下げというのがございました。

一旦陳情が委員会に付託された後、陳情者から取り下げというものが出されました。

やっぱり陳情の取り下げも、議会、一旦付託されていますので、議決が必要だということでありました。

その際、全国市議会議長会のほうに、ご相談というか、確認いたしまして、それでは取り下げを前提に、常任委員会を進めて、次の本会議で、順番は逆になりますけれども、議決をいただくこともやむを得ないのではないのでしょうかという、前例がございました。

説明は以上です。

○梶原委員長 ご質疑はありませんか。

なければ、議案第16号 第8次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画策定についてのうち、基本構想及び総務常任委員会関係施策を議題といたします。

質問のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 ではね、わかりました。

結局、では、質問、審議、議論は、自分はしているつもりです。訂正前提というのはわかったので、では、その各施策の中で、自助・共助の欄があります。

これも正式な審議すべき対象ということで聞きますけれども、やっぱりこれ、見方によっては、何でそんなことを、こうね、役所が市民に言うのって、ね。

まず我々が、行政なり議会がやることをやっていった上で、こう、市民の皆さんにお願いということになってくると思うのですけれども、見方に、もう1回言います、見方によっては、ここは踏み込み過ぎなのではないかって、これは最初にこの自助・共助のところが、もうちょっと最初は、市民がやることみたいなね、義務的なものだったけれども、だんだんこうね、後退してきて、協力してできることってなって、最後はもう議案ですらないって言い出してしまったけれども、いろいろすったもんだあって、やはり戻ったわけですから、そういう中で、解釈、どう考えていますかって、これは、見方によっては市民に「これしなさい」って言っていることになるのです。

「健康診断受けましょう」ってね、それいらなくて考えている人だっているのですよ。

そういう中でね、我々、では「もう何言ってますか」って、「これ議会で通ってますから、健康診断行くのは務めなんですよ」っていうことになってくるわけなのですね。その辺は、踏み込んだものを書いたという考え、いい悪いを言っていない。

踏み込んだ、場合によっては賛否両論になるものを、文言をセットバックしたとはいえ、ニュアンスは「こうやるべき」ということを言っている考え方というのを聞いてみたいのです。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの佐藤委員のご質問にお答えします。

この計画をつくっている際に、審議委員さんとか、いろいろお話をしながらですね、最初は「市民等の役割」という表現だったかと思います。

それで、やはり、先ほど申し上げましたように、今後資源が少なくなっていく中で、目標を達成するためには、みんなが協力しなくてはだめなのだという話も出てきて、その中で、私も最初気になりました。

自助とか共助とかというのを、文言にするというのが、最初、どうかと思いました。

ただ、改めてこうやって整理していくと、いろんなご意見はあるかと思いますが、内容によっては、既に長いこと、鹿沼市と一緒にいろんな団体が活動してくれていますし、市民の方も、それぞれの地域で、自分のことをやっている。

それを改めて文章に起こしたという部分も多いかなと思いました。

それで、改めてこういうふうな計画にして、それで審議会のときに、ある審議委員さんから、ご発言をいただきまして、「やはりつくっただけじゃなくて、今後具体的に進めていくのが重要ですね」という中で、政策が7本あるのですね。

それで、審議委員さん25名だったかと思うのですが、今後7本の柱、柱ごとに、それぞれのプロジェクトチームというのですかね、そういうのをつくって、一緒にやっていくような、政策をですね、それで、そういう取り組みを進めていきたいですねという話もいただいて、そういった動きが広まればいいかな。

ですので、総論から言うと、最初は押しつけかなとは感じましたが、やっている間に、今やっていることをただ文章にしたというのもありますし、こちらからのお願い事もありますし、これが、みんなが共有できるような文言になっていけばいいなど、それを次の5年間でやっていきたいなと思っています。以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 各施策ごとに、4つぐらいあるから、32で掛けたって、120先はね、市民の協力することってね、いくつか見ていけば、当たり前ありますよ。「買い物は地元です」とかね。これ当然なのですよ。

全部が全部ね、反対するものでもないし、確かに言われるまでもなく、もう、市民との道徳としてね、当然だよってというのはあるけれども、何か、どうなのかなっていうの、自分ちょっと悩んでいるところです。以上です。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 21ページの人口減少図を見て、グラフの中の、総務省のほうで鹿沼が、23年後には6万8,000人、だけれども、人口ビジョンのあれでいくと7万8,000人、1万人、ピンクのところまで持っていきますよねという目標値なのだけれども、それで、その同じあれの29ページに、2のほうに、「上手に縮む多核連携型拠点形成プロジェクト」というのがあるのね。

この「上手に縮む」というのが、俺にはわからないのだよね。この表現が。

みんな、会社でも何でも、うまくたためたり、上手に縮めたら理想なのだけれども、みんなバランスが悪くて、設備投資だったりがあったりね。

だから、こんなにうまくいって、それで1万人の人口増を縮みながらやるというのは至難の技のように思えるのね、思えます。

なので、そこのところの説明をお願いします。

それと、篠原課長がさっきスクラップ&ビルドと言ったのだけれども、たまたまこの佐藤市長になってから、この第7次があって8になっていると思うのだよ。同じ市長なのだよね。

それで、そのときの反省も踏まえたのがここには、「第7次ときにはこういう計画だったんだよ」というの、どこを拾っても、「第7次がこうだから第8次がこういうふうな形」というのと、あと「スクラップ&ビルドをやってます」というのはわかるのだけれども、金額的に、だから全部スパッと切って、「第7次ときにはこうやってたんだけど、これ全部、例えば3億とか4億、全部なしにして、こっちに充填します」というのが、私の意味の、イメージする、スクラップ&ビルド、それだって、予算の1%だからね、4億円だって、その予算の1%をそういうふうにするという形にしようというところが、どこからも拾えてこないところがあるので、そのスクラップ&ビルドと、この上手に縮むのと、人口の1万人の差をどういうふうな形でやるか、整合性を説明してください。お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

増淵委員のご質疑にお答えします。

委員、まず21ページなのですけれども、丸で囲まれていますね。

それで、6万8,000人と7万5,000人というのがあるのですが、6万8,000人を7万5,000

人に上げますよというのではなくてですね、国立社会保障・人口問題研究所の推計値に、鹿沼市の推計値を、できるだけ上に、近づくようにしますという表示なのです、これは。だから1万に上げるという表示ではありません。はい。申し訳ありません。

次に、29ページなのですが、「上手に縮む」というところなのですが、はい。29ページです。はい。

ちょうど10年前、十四、五年前は、中心市街地活性化というのをずっとやっていたのですよ、テーマで。それで、まちなかをどうするのだ、どうするのだと。

それで、その間に、やっぱり周辺部がかなり厳しくなってきたと。そういう中で、「上手に縮む」というのは、ねらいは、想定しているのが、各コミセンごとに、その地域の方、例えば、私、北押原生まれなのですけれども、上殿あたりのこの辺にだんだんこう集まってというイメージなのです。それを一気にやってしまうと、いろんな問題が生じますので、長い年月をかけて、コミセンのあたりに、いろんな機能を集約していきましょうと。

例えば、地域の方が、何かあれば、困ったことがあれば、あそこに行けば誰かさんがいるとかですね。常に、話し相手がいるとか、いろんな連携のことができるとか、そういった地域を拠点拠点ごとに残していきましょうというのが、「上手に縮む」という表現をさせていただきました。はい。

「スクラップ&ビルド」、はい。

それと、もう1点、「スクラップ&ビルド」なのですけれども、なかなか今やっている業務を、では、例えばもうスパッとやめるとするのはなかなかできないです。現実できないのです。

それで、この今後の計画の運用の中で、説明の際に言わせてもらいましたけれども、選択と集中とか、今度財源が決まっているので、どうしても政策、施策の重みづけというのをしていかなざるを得ないのです。

そういう中で、だんだん市民皆様のご理解を得ながら、重点のほうに資源を回していくということで、スクラップを図っていきたいなと思っています。

そういうことで、具体的に、今、では、どこの事業でどうというのは、ちょっと言えないのです。申し訳ありません。はい。

○梶原委員長 増淵委員。

○増淵委員 すいません。委員長。

上殿の話で、私も上殿に住んでいるからだけれども、今、上手に膨らんでいるのだよね。上殿がね。

上手に膨らんでいる、すごく、だからイメージがね、上手に縮むというのと、上手に膨らんでいるところが、実に上手に膨らんでいると思っているから、ちょっとギャップがあるのと。

あとは、やっぱり5年計画だから、そうなの、スパッと切れないけれども、俺が言っているのは、思ってる、これ5年計画に載せなくてはならないのは、ここは優先順位でいくと落ちますよというのも計画の中に、言いづらいことだけれども、市民に対して、やっぱりそういう計画というのは全部、全部ウィンウィンにならないし、全部が総花的になるよりも、やっぱり厳しいところは「厳しいですよ」って、「鹿沼市はこうですよ」というのは、ちょっとそれは打ち出してないのだよね。いつ見ても、みんなきれい、言葉悪いけれども、きれ

いごとに、それ周知してしまって、誰にでも耳ざわりのいい計画書になっているのが、これで実行していくと、ちょっと不安が残るなというのが大いにあるなというところがあるので、そこを聞きました。

だけれども、篠原課長の説明はわかりました。はい。ありがとうございます。

○梶原委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 まず、ちょっと3点ぐらい言いたいものだけれども、発言したいものだけれども、まず35ページにね、安心して出産ということが載っているのですよ。

出産するところは病院だわね、今ね、お産婆さんに取り上げてもらうというわけにはいかないから、そうですよ。

そうすると、鹿沼市でね、出産できる病院というのは何病院あるのですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。はい、糸井総合政策部長。

○糸井総合政策部長 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。今ご質問いただいた内容はですね、総務常任委員会の所管ではなくて、福祉関係になりますので、はい。

(「やれない」と言う者あり)

○糸井総合政策部長 はい、そちらのほうでご質問いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 まあ、いいや、では、いいや、そういう政策は、各常任委員会でやるということね。あ、そう、私はこれ、全部やれるのかと思ったら、それでは、みんなバラバラだな、これはな。

では、まあ、いい、では、財政は関係あるな。財政は、健全な行政の基盤づくり、105ページね。

目標指数がありますわね。そうすると、これ、実質公債費比率が、最終年度は5%以下。そして、将来負担率が10%以内って、なっていますわね。まあ、これは健全なんでしょう。

だけれども、私は、そこが問題で、一般質問でやりたかったのだけれども、時間がなくなってしまったので、できないので、この総合計画の中で聞いていきますね。

そうするとね、この総合計画に即してね、中期財政計画というのが発表されましたよね。

その中でね、令和5年の投資的経費は56億3,500万円だということが述べてあるのですよ。

それで、6年、7年、8年って、減るのですよね。

令和6年度が31億5,600万円、令和7年度が30億3,900万円、令和8年度は28億5,500万円、令和5年度の半分になってしまう計画なのですよ。

そうすると、そういうことでね、やっても、私はその令和5年度ぐらいの投資的経費は必要ではないかという主張なのですよ。

そうすると、大体、6年度、7年度、8年度で合計すると78億5,500万円ぐらいの増になるのですよ。

その場合のね、実質公債費比率はいくつになるのか、将来負担比率はいくつになるのかという議論なのですよ。

それがそういく、投資的経費を持っていってしまうと、不健全になってしまうのかどうか。それをちょっと、数字的に表していただきたいのですけれども。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまの鰐原委員のご質疑にお答えしたいと思います。

この案件につきましては、一般質問のときにご質問のほうをいただいていたので、ちょっと数値的な部分、それは、その一般質問の際に、ご答弁を差し上げる予定だったものを、ちょっと申し上げさせていただきたいと思います。はい。

まず、この中期財政計画の部分なのですが、こちらの投資的経費、それにつきましては、現段階での見込みです。

それで、行財政制度、これが現行制度と変わらないという前提の上で、試算をしまして、まず歳入総額、これを見込みました。

それで、歳入見込みにつきましては、人口減少等による市税収入の減少、こういったものを含めまして、歳入総額を算定したものです。

それをベースにしまして、歳出におけます、扶助費の増、こういったものをまず算定をしまして、それらを差し引いたものを投資可能額として算定したものがこの中期財政計画の投資的経費の部分でございます。

それで、その上で、ただいまご質問いただきました、実質公債費比率、また、将来負担比率についてでありますけれども、これらの比率の算定に当たりましては、毎年度の決算時における様々な要因、これが複合的に絡むので、現時点で、市債発行額と市債残高のみを捉えて判断することというのは合理的ではありませんけれども、令和2年度決算における比率をベースとしまして、その上での令和5年度以降の建設債発行額、これを56億3,500万円で、発行条件を利率0.5%で償還期間を1年据え置き、10年償還と仮定しまして、各年度における元利償還金及び市債残高のみを置き換えて試算しますと、令和2年度決算における実質公債費比率が2.3%。これに対し、令和8年度が3.1%。

また、将来負担比率につきましては、令和2年度決算では、実質的な将来負担というのは発生しておりませんが、令和8年度は33.7%というふうに算定がされます。

それで、特に実質公債費比率においては、令和7、8年度の発行分の市債の元金償還が開始するのが、令和9年・10年となりますので、それと、9年・10年となりまして、8年度の比率に反映されないこと。

また比率、この実質公債費比率は、当該年度を含めた過去3カ年の平均値で表せるので、急激な上昇が見られないものとなっております。

次に、市債残高でありますけれども、令和2年度決算における一般会計市債残高は、274億2,142万1,000円。

令和5年度以降の建設債発行額を、各年度56億3,500万円とした場合の、令和8年度の市債残高、これを試算しますと、約374億5,000万円となります。

この、こうした一方で、この市債残高、これは増えれば増えるほど、後年度における公債費負担が増加していくものであり、先述した、先ほどの発行額をもとに、令和8年度借入分の元金償還が開始する令和10年度における公債費を試算すると、約44億1,000万円というふうに見込まれます。

これは令和2年度における公債費33億1,551万6,000円から約11億円、借金の返済額で増えることになります。

こうした公債費は、充当可能な特定財源というものがほとんどありません。

限りある一般財源で賄われる性質のものであることを踏まえますと、公債費の増加により、財政運営が圧迫され、投資的経費等に配分可能な経常一般財源、これがますます減少することが見込まれます。

また、公債費というものは、削減したり、先送りすることができない義務的経費であります。

また、市債の償還期間というのは、通常10年から数十年に及びます。

それなので、一旦増大すると、短期間で削減することが大変困難な経費であります。

こうしたことを踏まえますと、やはり市債の発行については、計画的に行っていくべきだというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 私がね、具体的にこういう議論をするのはね、この第8次総合計画を見て、鹿沼市が躍進していくのだという意欲が感じられないのですよ。

もう現状維持、それか、さっき言った、その「上手に縮む」、うまく鹿沼市を発展させるというような、中身が感じられないのです、私が読んだ限りは。

では、どうすればいいかという、投資的経費を思い切りやると。

例えば、上殿だとかね、私は山の中だから、結局、県道はずっと走っていますけれども、川沿いで、正直発展する余地はありません。ないのですよ。

いくら西大芦のね、コミュニティセンターを新しくしても、人口は減っていきますよ。

でも、私、北大飼のコミュニティセンターを見て、「ああ、いいコミュニティセンターだな」と、ここを軸にして、壬生とかね、下野市に近くて、壬生とか、下野市はどんどん発展しているではないですか。そういうスピード感を持ってやれないのかなと思うのですよ。

そうすれば、こんなに人口減少にならないのではないかって、逆に考えますよ。

ですからそれには、その投資をね、半分にしてしまっ、健全財政だって言っ、うたっ、市がいいのかどうか。

これ、平均を見るとね、実質公債費は、14市、5.5%でしょう。

5.5%なのです、実質公債費比率の令和2年度の決算の、これ、秋澤さんから資料をいただいた。そうすると、今でも5.5%なのです。

鹿沼はね、実質公債費が、私が言うように、56億3,500万円ずつ、ずっと、6年度、7年度、8年度もやっても、3.1%でしょう。

そして、将来負担比率は、私が質問しなかった、まあ、ここに、中期財政計画に載っていない、それ以降、9年度、10年度、11年度のことを心配していますけれども、とりあえず8年度までは、33.7%というのは、今現在の14市の将来負担比率は35.4%なのです、ね。

だから、今現在の他市の平均よりも低いということです。

その思い切り投資を使っても、3年間で78億5,000万円増やしても、別段、踏ん張れば何とかなると。

それで、子育て世代とか、流山市の質問、よかったですけれども、子育て世代を、結局人口増につなげるように、優良な住宅地をつくるとかね、そういう投資に向けるということが、私は必要ではないかなと思っ、っているのですよ。

だから、これ全体を見てね、あまりにも、その「金がない、金がない」って、市民にね、言ってきたけれども、実際鹿沼は佐藤市長になって、阿部市長のおかげでね、栗野から 278 億円ですよ、合併関係の財源が潤ったのは、特例債も混ぜますけれども、ですから、最も鹿沼市でお金が、有史以来お金があったときに、お金を使わなかったのですよ、今の市長は。

総務省は、それで金があるから、平成 22 年から 26 年にかけて、その臨時財政対策債の発行を五十七、八億、やらなかったのだから、使える金、60 億近く使える金を使わなかったのだから、それで、「金がない、金がない」で健全財政一本でやってきて、しまいには、「上手に縮む」、「上手に縮む」のですよ。

これだと、鹿沼、せつかく壬生とかね、あっち、いいところがあるのですよね、石川だとか、千渡だとかね。

いいところがあるのに、そっちへ、金、つぎ込まなかったら、本当に壬生以下になってしまいますよ。

私、それを心配しているから、積極的に投資と、こういうものの計画も、もっと鹿沼市を発展させる、成長させる、躍進させるっていうような内容にしたらいかがですかっていうことですよ。

まあ、一応それで質問は終わりますけれども、だから私は、全然この計画はだめですよ。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 はい。

○梶原委員長 説明は、執行部の説明は不要ということですか。

○鰐原委員 はい。

○梶原委員長 そのほか、ご質疑ある方はいらっしゃいますか。市田委員。

○市田委員 22 ページのですね、地域の特性の有効活用ということで、これ前の基本計画、基本計画っていうか、第 7 次もそうだったと思いますけれども、この矢印のこの図の、丸が書いてあるのは、これ環状線という考え方でいいのですか。

この図、22 ページの、丸がありますね、円が、矢印の真ん中、これは環状線という考え方でよろしいのですか。ちょっと。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの市田委員のご質問にお答えします。

22 ページの地域の特性と有効活用という図示だと思いますが、これは道路をイメージしたものではなくて、それぞれの、これでいいですよと、生活交流拠点というところが、お互いが連携しますよというイメージを図示したものです。はい。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 では、立地適正化計画の内容にもありますけれども、公共交通でつなぐというような、文言がありますけれども、私は環状線だと思っているのですけれども、いずれにしても環状線が今日吉町から平成橋で切れていると。

それで、毎回、前の第 7 次するときも、道路としては環状線が書いてあったけれども、やはりつながっていたのですね。

だから、私、これを見て、あ、5年以内にこれ、こんな計画があるのかなという解釈したのですけれども、道路ではないというのであれば、ちょっと違うと思いますけれども、西北部の活性化とか、公共交通をつなげる意味でもね、本当はつなげてもらいたいのですけれども、ここは建設のほうとは、あまり関係ないからあれかもしれないですけれども、毎回こういう絵が出てくるものですから、その辺のところ、計画があるのかなと思っていたのですけれども、わかりました。違うのですね。

○梶原委員長 そのほか、ございますか。佐藤委員。

○佐藤委員 総務なので、やっぱり総体的なことを言うていくことかなと思ひまして、この前文ですね、とか、常々こういったことの説明の中で、「選択と集中」と、「持続可能性」って言っています。

「持続可能性」はどういうことを定義しているのかなって。あと50年たっても、鹿沼市、多分人口3万人ぐらいでも、持続しているっていうのかなって。

それか、逆にそうなってきたら、宇都宮とくつつくしかないとかとか、日光とついで上都賀市をつくるしかないみたいな、そうなったときは、持続性というものは保たれなかったって考えるか、そういう、どういうことを定義として考えているのかな、「持続可能性」っていうところと。

「選択と集中」、「選択と集中」というのは、結局やらないことを決めるということですよ。それは皆さんも戦略何とかがあっていて、言葉を使っているわけですから、おわかりのはずなのですよ。

それで、やらないということは、何をやらないのかなっていうことは、特に何も書いてないのですね、そこまで踏み込めないと、それこそ「持続可能性」、どういう定義でおっしゃっているかわからないけれども、これ担保できないのではないかとということで、「選択と集中」と「持続可能性」。

大分言っているのですよ、「持続可能性」「持続可能性」って、どういうイメージですか、お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

佐藤委員のご質問にお答えします。

今後の鹿沼市のあり方を考えた際にですね、よく言われるのが、2045年には6万8,000ぐらいになると、6万8,000人、これが大正15年ぐらいの人口だそうです、鹿沼の人口。

それで、よく人口減少、減少と言われるのですけれども、私、ふと思ったのですけれども、元に戻るだけではないかなという思いもしました。

ね、1回増えたけれども、また元に戻るのだなという思いがしました。

それで、ここからいかに維持していこうというのは、それぞれ政策のあり方だと思っています。

そうしたときに、「選択と集中」というのは必ず出てきます。

我々もこれからますます意識しますが、人口が減ってしまうので、市税収入が減っていくわけですよ。

そうすると、使えるお金が少なくなるので、そうすると、当然何に対して比重をかけるかと、では、例えばよく子育てって言われますけれども、では、子育て世代中心にいくのかと

すると、では、増え続けている高齢者どうするのだということなので、そこを議論していかなくてはいけないと思うのですね。

それで、もう一つ、「持続可能」というところなのですけれども、私自身がわかりやすく思っているのが、今後5年間では、本当にクリーンセンターを直さなくてはいけないのですよ。

そうすると、クリーンセンターが壊れてしまうと、鹿沼市の環境行政が成り立たなくなってしまうのではないかと考えています。

ですので、ああいったもの、市民生活に必ず必要なものは必ず直して、適宜直して、それで、我々が安心して暮らせるまちを続けていくと。

それで、議員おっしゃいました、将来宇都宮云々というのがありましたけれども、それは私もわかりません。

今回お諮りしているのが、10年間のということなので、10年間一生懸命、この計画でやっていくということなので、それから先というのは、なかなかもう見通しはつかないかなと思っています。以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 皆さんは、それぞれの分野での専門家なのだと思います、そうなのですよ、事実として。

それで、皆さんのその専門の分野の中では、本当の最適な答えというのは、皆さん、きっとわかっているのですよ、本当は、これをすべきなのだと、これをやめるべきなのだと。

それで、これだけの人材が必要なのだと、これだけのお金が必要なのだって。

ただ、それを現場で、それぞれの分野で思っているけれども、結局その集約していく中で、こういう、いろいろな思惑の中で、こう変えられないというところで、それぞれ議員から突っ込まれると、もうぶっちゃけ本当は、「俺だってお前なんか言われなくて、わかってるよ」って、「だけど、やれねえんだよ、会社はそういうふうにできてねえんだよ」っていうふうに聞こえてしまうのですね。

ただ、篠原課長の考えでは、持続可能性ということね、課長の個人のお考えなのか、これは行政全体の考えなのかかわからないのですけれども、少なくとも今聞いた持続可能性の定義というのは、今後10年間、日常生活、文明国としての文明的な生活、不便がないと、ごみが普通に出せると、何かあったら救急車が来てくれると、そういうことを言っているのだったら、別に特段のことをしなくても、この10年ぐらいは、その持続可能性が脅かされているかなと思わないのですよね。

それで、そのごみ処理場で何億だって言うけれども、いつだって行政、近々これの大規模改修で何十億かかる、次はここを直さなくてはってずっと言っているわけで、そういうのを含めた上で、ずっとやってきた中で、今だけ何か、これからごみ処理場が大変なのだというので、選択と集中だって、つまり、では、何を選択しないのかということと言わないのですね。

「若者も大事だけど、高齢者もどうすんだって議論があるんです」って、そういう議論をしてどうだっという選択と集中、これだっというものが、我々聞きたいのに、何かそれがないまま、言葉だけがやっぱり走って踊っているというところに、我々はもどかしさを感じているのですよ。

だから、持続可能性というところはその程度なのかなという認識です。

ならば、そんなに心配することないよねというふうに思ってしまう。以上です。

○梶原委員長 そのほか、質疑のある方はいらっしゃいますか。石川委員。

○石川委員 石川です。

施策の28なのですが、ちょっと細かくなってしまうのですが、取り組み方針の1番の、黒い丸ポチの上から3つ目の「パートナーシップ制度」という文言があるのですが、それと同時に、ごめんなさい、どこだっけ。

96ページの下のほうに、「鹿沼市パートナーシップ宣誓制度」の部分が載っているのですが、これパブリックコメントの時点では、まだ、ファミリーシップ制度が、当時まだ出てなかったかなと思うのですが、「パートナーシップ制度」という言葉でいいのか、そこに、宣誓制度も入っていて、ファミリーシップも入っているという意味なのか、当時、まだ、宣言してなかったのか、含めなかったのかという確認をしたいです。

あともう1点、3番の、取り組み方針の3番の「女性等に対する暴力の根絶」ってあるのですが、その下の丸ポチは、「女性に対する」で、「等」は入らないのですけれども、ここはあえて入れなかったのか、抜けてしまったのか、ちょっとすいません、細かくて、お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。日向野人権推進課長。

○日向野人権推進課長 石川委員の質疑にお答えいたします。

まず1点目の、取り組み方針、「パートナーシップ宣誓制度を適切に運用します」というところで、今回、「パートナーシップ」から「ファミリーシップ」のほうに宣誓制度を拡充するというお話だったのですけれども、こちらのほうが、政策について、こちらの総合計画のほうを計画している際には、まだそのことが明確ではありませんでした。

それで、一応、全協等で説明させていただいたときに、内部では、一応、内部では検討はしておりましたが、12月、1月になって、人権の推進本部会議のほうに諮りましたので、それからパートナーシップを拡充し、ファミリーシップにしようということになりました。それなので、こちらのほうには、まだ計画の段階では、「パートナーシップ宣誓制度を適切に運用します」という内容になっておりますが、こちら一応あわせて行うということで、拡充するというので、来年度から含めてやっていきたいと思っております。

それと、あと3番のほうの「女性等」ということ、「女性等」ということになのですけれども、こちらのほうは、「女性等に対する暴力の根絶に向けた啓発・相談事業を充実を図ります」ということで、3番のほうには「等」はついているのですけれども、一応、今、女性も男性も一応、暴力というものはあるので、こちらの3番の大枠では「等」にしておりますけれども、この丸ポチのほうの「女性」につきましては、やはり女性に対する暴力というものが多いたということがありますので、こちらの3番の枠のほうの丸ポチについては、女性に対する暴力ということで、「等」はつけておりませんので、こちらはそのままということにいたしたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 石川委員。

○石川委員 今、課長の言葉には、「パートナーシップ宣誓制度」って「宣誓」が入っているのですが、こちらの文言にはそもそも「宣誓」も入っていないので、「宣誓」を抜くことによ

って、ファミリーシップも何か含まれるという意味なのかなとちょっと思ったのですが、そうではなくて単に、「宣誓」という言葉が抜けてしまったのでしょうか。

それと、「ファミリーシップも拡充します」というものをつけ加えるのか、それは、ここには記載しないけれども、やっていきますよということなのか、ちょっと確認をお願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。日向野人権推進課長。

○日向野人権推進課長 石川議員の質疑にお答えいたします。

こちらはパートナーシップ制度といたしましたが、こちらはパートナーシップという制度の中で、ファミリーシップを加えるということで、大枠でファミリーシップ制度ということで対応しております。

また、あとはファミリーシップがこのたび、ファミリーシップのほうも早くこちらのほうが、計画よりも進んでしまいましたので、実施計画のほうで行っていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 袖山市民部長。

○袖山市民部長 すみません。パートナーシップの制度の中で、いわゆるファミリーシップって、最近、来年から立ち上げようという内容も、その枠の中でやっていきますので、それで、パートナーシップ制度等はこれから、例えば具体的にいろんな皆さんへ周知をしていかななくてはならないわけですから、それらは、来年度の実施計画の中へ、きちんとそういったことの周知を含めて、位置づけていって、やりたいということで、パートナーシップの中で、ファミリーシップもやるよという考え方で、ご理解いただければと思います。以上です。

○梶原委員長 石川委員。

○石川委員 そのようなことかなと思って、確認だったので、よくわかりました。ありがとうございます。

○梶原委員長 そのほか、質疑のある方は。増淵委員。

○増淵委員 全部に言えることなのですがけれども、柿沼課長が先ほど、若い人とか、自治会で、鰻原委員のほうから、固定化されているというのがあったのですがけれども、この自助・共助のところの、みんなこれが、実際に行う人たちが、どういうことを、どういう人たちを想定しているのかなというのが、この総合計画で一番の疑問なのですね。

もう、何を市で振っても、ほとんどの役がみんな、やっている人が同じなのですよ。かぶっていて、自治会とかへ全部振っても、大体顔ぶれがみんな一緒に、夢プランでも何でもやる人が一緒に、では実際に、若者とか、いろいろな方がやって、そういうところが一律で、この計画に沿って、そのとおりだって言って、動いてくれば、本当に小さな政府というか、まちの中でもやれるのだけれども、そこが乖離している感覚がどうしても否めないのだよね。

どこの自治会を見ても、大体やっているメンバー、来てくれるメンバーは一緒だしというのがあるので、確かにこの総合計画に落とし込んで市民が、「こういうことは自分でやりましょう」という、それは、もう物すごく理想的にいいのだけれども、実際に行う人たちが本当に、どういう人を想定して、言っているのかなというのがあるので、そこら辺のところ

どういふふうに普及させる。

これを、この第8次総合計画の中から、発展するときに、どういふ人たちにどういふふうな形で知らしめて、そこに動機づけをして動かしていくのかなというところを聞きたいと思ひます。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

増淵委員のご質問にお答えします。

たまたまですね、先ほど石川委員さんのほうが、パートナーシップのご質問いただきましたので、ちょうど、私、100ページを開いていました。はい。

それで、例えば、自助・共助のところなのですが、ここで言うと、メインが、頭がですね、家族、まず家族ですね。

それで、家庭でやっていただくということで、それで、この右上に、主担当課ってありますね。

右上に、このページの、これは人権推進課がこの施策は取りまとめですよという証なのです。

それで、これまでの、多分、いろんな計画をつくったときに、決まった答えというのが、大体ホームページで周知しますとかですね、学校に周知しますとか、そういうお答えだったと思うのですが、ここに書いてありますように、まず、人権推進課であれば、いろんな事業をやった際に、この、例えばこのページですね、99、100、これなんかを使っていたら、今度の総合計画で、例えばこうですよということで、事業のたびに説明していただいたり、あとは学校とかですね、そういうところでもどんどん使っていただくと、そういうことで、これをずっとめくっていただくと、右上に全部主担当課というのが書いてあります。

それで、こちらがこの施策の元締めになりますので、それで、そこにいろんな課がこれ重なっているのです。事業によりますけれども、内容によりますが、そこが連携して行って、やる際には、必ずこういった自助・共助とかですね、いろんな団体とのおつき合いもありますので、やっていくのだということで想定しています。

それと、今まで一生懸命やっていた団体にも、またさらにというのも、なかなか難しいと思ひますので、今まで、言葉悪いのですけれども、今までなかなかそういう動きをしてなかった新たな新規の方をどんどん発掘していかなくてはいけないのだと思ひています。

ですが、まずは家庭からだと思ひています。はい。以上です。

○梶原委員長 はい、増淵委員。

○増淵委員 担当課は、ここにね、これはすごくいい、主導がここですよってわかりやすいね。

これは、一つこの計画の中で、今、篠原課長の説明でわかりました、はい、ありがとうございました。以上です。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 重点プロジェクトの中の、30ページですね、この計画案の。

「上手に縮む」は、先ほど鰻原委員から指摘があったので、上手だったら縮まないということがわかったのですけれども、自分はこのSociety5.0実現に向けたデジタル化プロ

ジェクトということ、ちょっと聞きたいのですけれども、重点項目に挙げる割には、では具体的に、何か見てみると、「学校の子供にタブレットを配ります」とか、「ペーパーレスにします」とか、「キャッシュレスにします」とか、何かこれもやっぱり Society 5.0 だと言って、立派なのを挙げて、では具体的にというと、それぞれの現場の、仕方なしに埋めているだけというような感じがするのですよ。

では、具体的にこれ、どういうことをやっていく考えなのかと。

さっき RPA で聞いたら、「350 万円で、現場から声を聞いていきます」みたいな話なのですけれども、RPA にしたって、その程度で、果たしてこれ重点プロジェクトってうたうほどのものが、皆さん、持ち得ているのかと。

では、それとも「これから考えます」というのでは、考えてる間に 5 年終わってしまうのではないですかと思うので、この Society 5.0 のやつに関しての、具体的な取り組み、やっぱり具体的に何をやっていってどうするかということなので、そういう取り組みと考え方を説明願います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

佐藤委員のご質問にお答えいたします。

30 ページの Society 5.0 のデジタル化なのですけれども、このページに書いてあるところは、各政策分野で、こういった事業をやっていきますよと、一つの例として見てください。

それで、では、具体的に鹿沼市が何をやっていくのだということ、実は令和 3 年度にデジタル推進室というのは立ち上げていただきました。

それで、私が室長兼務なのです。それで、職員がもう 1 人いるのですが、これも兼務なのです。

そういった中で、まず申し上げたのが、ややもすると、いろんなデジタル推進というと、自治体によりますけれども、では、もう他市に先駆けていろんな事業をやっていくとかですね、そういういろんなことを考える、今までケースがありました。

それで、私がまず上司に申し上げたのが、そのうちですね、必ず国から交付金がきますと、こういう事業については。それと先行他市がやった果実を我々は安価版で取ったほうが利口ですということは申し上げました。

そうした中で、現実にはならなかったのですけれども、国のほうでも、高等教育機関、大学とかの連携で、実はいろんな動きがあったのです。

そうしたときに、鹿沼市をパートナーで選んでいただいたのですけれども、それで、そこにデジタル推進室が間に入ってつなぎました。

それで、結果としては、国の採択まで至らなかったのです、その事件については。

あとは、今回の大芦川対策についても、ただ県のほうでも、デジタル推進をやっているのです。

それで、デジタルハブと言って、いろんな課題を挙げて、そこで解決してくれる企業さんとマッチングするようなどころがあるのです。

それで、考えていくと、そういったことを行政がきつとやるのだらうなということ、県とは連携をして、その大芦川対策とかの、「どうやったらいいんだ」ということは、引き続

きやっています。

そうした中で、では、鹿沼市は具体的に、あと何をやっているのということなのですが、今後、鹿沼市がどういったデジタル推進をしたらいいのだということで、一応目標、方針を1回つくりました。

その方針をもとに、今、部長も今回の議会で答弁させていただいたのですが、若手職員を中心に、具体的に鹿沼市の事業、具体的に事業で、デジタル化、どこにやっていくのだと、例えば、総合窓口ですね、なんかもまずやりたいとか、それから農業関係でもやりたいとかですね。

それで、現在もう既にやっているのが、経済部の補助金で、デジタル推進に関する補助金というのは、令和3年に立ち上げてやっているかと思います。

そういったことで、調整しながら、鹿沼市、行政だけではなくて、市民とか団体、それから産業界、全部のデジタル化を何とか仕掛けていきたいなど。

そこには、特に鹿沼の金を使うのではなくて、県とか国の金を、紹介して、マッチングしてやっていただくというようなことを、行政としては担っていききたいというのがデジタルの考え方です。はい。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 だったら、それ、をここに書いたほうがいいですよ。

他市の成功事例を見ながら、国と県とのパイプではなくて、チャンネルを活用して、資金を、自分では出さないで、やっていきますって書かないと、これだけではね、Society 5.0、格好いいみたいなの、まだ、鹿沼、Society 3ぐらいではないですか、これ、2か3ぐらいになってしまっている感じで、ちょっとこれ、わかりました。いいですよ。

それで、言いますけれども、これ本当にトーマツさん、最後にこれを見て、トーマツさんはこれなんだって言っています？この計画案を全部見て、そういう意見を聞いていますか、あれば教えてください。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 コロナ禍なので、みんなリモートで打ち合わせをやっているのですね、頻りにやっています。はい。

それで、基本的に一緒につくり上げてきている、主体は職員ですが、やっているの、了解いただいているというか、納得しているのではないかなと、私は思っています。以上です。

○梶原委員長 ほかにご質疑は、鰐原委員。

○鰐原委員 時間があれなので、的確に言ってしまうけれども、消防ね、消防のことなのですが、指令センターが、何か県の方針で、日光・足利・佐野・栃木、あれか、鹿沼で1カ所になるというのですけれども、そうすると、この計画期間中に、一緒になるということで、理解してよろしいのですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。若林通信指令課長。

○若林通信指令課長 通信指令課長の若林と申します。よろしくお願いたします。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

この第8次総合計画なのですが、令和2年度から動いていました。

それで、答弁、うちの消防長の答弁の中でもありましたけれども、実際この動きが出たの

が、今年度の11月、あ、11月ですね、鹿沼が入ったのは。

それで、もうこの計画自体はもう、具体的に今年度から動き始めてまして、第8次総合計画の計画は、もう提出している状況でした。

そういった中で、これから、財源が減少していってしまう中で、高機能消防指令センター、あと無線の交信のやりとり、そういった消防の一番最初に119番を受けて、救急車や消防車を出すというふうな動きを、今後も継続的に維持するためには、この共同運用のほうの動きに乗っていかねばいけないとか、乗っていったほうがいいだろうと。

これも結局国のほうからの動きもありまして、緊急防災減災事業債というものが、令和7年度中に整備したものにあっては、採用になるというふうなことで、先ほど、鰐原委員がおっしゃっていた、足利市、栃木市、佐野市、あと鹿沼市と日光市の5市でというふうな動きで動いているわけなのですけれども、これからこの共同運用のほうは、具体的な動きが始まっていくので、まだ協議会とかも立ち上がっていません。

なので、これからどんどん決まっていっていった中で、この第8次総合計画のほうには、もう既に計画が載せてしまっていたので、その辺を共同運用で、はっきりやるようになれば、そちらで、第8次総合計画のほうには載せましたけれども、見直しをしながら、少しでも、費用を抑えながら、消防のこの通信指令業務が継続的に行えるようにというふうなことで考えております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、国、県の方針で、財源的な問題で、そうせざるを得ないと。

市民のその119番かけて、鹿沼市で指令を出して、鹿沼市の消防職員が的確に対応するということが、私はいいと思っているのですよ。

そんな広域の中で、財源が問題よりも、市民の安心感と、市民の生命・財産を守るということですよ。

それをいつも財源、財源、財源で押してくるのは、私は国の方針が間違っているのではないかなと思うのですよ。

ですから、いまさら反対しても、私の力なんかではね、どうしようもないけれども、財源がありきでこういうことになったのかということですね。

○梶原委員長 では、執行部の説明をお願いします。若林通信指令課長。

○若林通信指令課長 答えいたします。

すみません、私、最初財源というふうな説明をしてしまいましたけれども、最近の災害を見ますと、大規模化しています、多発化しています。

水防とかでも、皆さんもご承知のように、たくさん被害が出てしまっています。

そういった中で、国のほうとしては、単独の消防、小さい一つの組織の中での対応がどんどん厳しくなっているというふうな中で、なおかつ、ちょっと私、先ほど言いました、財源不足という話もしましたけれども、両方あるのですね。

要は、そういった大きな災害に対応できるように、少しでも、消防の組織を大きくしたほうが、災害に対応ができるというふうな部分があります。

それで、私も通信指令課のほうに異動してきて、あれっと思ったのが、今の高機能消防指令センターの運用が、平成28年から運用しています。アナログ無線からデジタル無線にちょ

うど切り替わるタイミングで、変わっているのですけれども、アナログ無線のときと比べると、デジタル無線のほうの維持管理費等が非常にかかるのですね。

というのは、簡単に説明する、わかりやすく説明しますと、アナログ無線で、糸電話みたいな感じのものなのです。

だけれども、デジタル無線というのは、秘匿性を高めたりとか、あとは情報量が多く送れたりとかというふうなのがあって、話した言葉を、隠語ではないですけれども、変換して、また出口のところで変換して、同じように伝えるというふうなことで、無線の普通、アナログだったらば傍受できてしまうのですけれども、できないようになっているというふうなのがあって、精密機器、電気機器になってしまっているのですね。

そういった関係で、パソコン関係もたくさん使っています。そうすると、5年ぐらいで更新になるのですね。

それで、24時間、その機械は動いています。なので、実際は、10年間、普通の、普通の業務で使っている5年より、その倍使っているような感覚になります。

そうすると、5年刻みでそういったパソコンとかも更新しながらというふうな流れになっていくと、定期的にたくさんのお金がかかってしまうというふうなものもあまして、国のほうが、先ほども伝えましたけれども、共同運用していったほうがよいと。

それで、共同運用すれば、そういった起債、有利な起債を使えるようにしますよというふうなことで、国がそういう動きがあって、そこに、県の指導というよりも、県のほうのアドバイスというか、助言というか、ちょうど時期も、その更新時期がかぶるような消防本部、なおかつ同じ機器を使っている、メーカーさんを使っているというところで、今回の話が持ち上がってきたというなのが、現状です。

それで、その内訳にあっては、これから、現時点で、既に勉強会みたいなのは開いているのですけれども、それぞれのいろんな今の状況を、今集約しながら、今後どんなふうな機器を整備していくかとか、場所はどの辺にしようかなとかということ、これから決めていくというふうな、今状況でございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 私は、何かあったときね、市民をすぐに助けられるというかな、そういうのがね、遅れるということは、一つの指令室があって、例えば、栃木とか足利とか、この地域が全部何かの災害に遭ったとき、結局粟野みたいな過疎地は、その対応が後回しにされるのではないかというのが心配なのですよ。

今日はここまでで終わりますけれども、では、次。

次のコンパクトシティ・ネットワークのね、81ページなのですけれども、先ほど予算の件で、公共交通のね、この計画の間で、口栗野と鹿沼だけのバスの便になりますけれども、それは、入粟野とか、上粕尾とか、上永野かな、行っていたバスの便数を足した便数が、口栗野と鹿沼間になるのですか。

それとも便数は減るのですか、増えるのですか。口栗野～鹿沼間は。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

今回の公共交通計画ではですね、当然朝、朝ですね、高校生とかが、鹿沼へ乗っていく、

そういったバスの便とか、数は変わりません。

ただ、夕方の便で、栗野の役場から、その先の粕尾に行く人とか、入栗野に行く人ですね、そういった方が、今回の乗降調査の中で、まず本当に数が少ないのですね。

そういった方たちを、デマンドバスで、ちょっと乗り換えにはなりますけれども、デマンドバスで栗野の役場から上粕尾の、もし、発光路まで行くのであれば、その方を連れていくというような、そういうふうな考え方で、今の計画はなっています。

ですから、便数が減るとか、そういうのはありません。

しかも、使っていない夕方の便とか、そういったところを直そうと、そういうふうを考えています。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、結節点ではないけれども、乗り換えの点は、旧役場になるわけですね、計画では。

○梶原委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 生活課の益子です。

直接、まだ、今のところ、旧役場みたいなふうにはうたっていないと思うのですが、口栗野というふうな形で、乗り換えということで載せていますが、考え方は、栗野の役場、昔の栗野の役場で乗り換えようというふうに、あそこで今もデマンドに乗り換えていますので、そんなふうには考えているところです。

○鰐原委員 この計画期間中にね、結局、乗り換えするのに、そこで待つわけですよ。

そうすると冷暖房もないわけね。お手洗も男子の便所が外から見えるというようなね、そんな、今どき遅れたところはないわけですよ。

そういうの、その改革かな、そういうのも、こういう中でやってくれるのかどうか。

第8次総合計画の中で、そういうものを、結局お年寄りが暑い中ね、待ち合う、時間を待つ、ね、高校生が待つ、そういうのを快適に待ってられる場所を、この計画期間中につくってくれるのかどうかということです。

○梶原委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 今のですね、例えば、今回議論になっていました逆回りのバス路線で、文化活動交流館のところ、待合所がちょっと時間が長いとか、そういう場所が寒いとか、そういう話もありまして、栗野も含めてですね、そういった、その計画の中で、いろいろ直せるところがあれば、来年、この今年度検討して、その以降5年間の中で、そういったものを直していきたいとは思っております。はい。

○鰐原委員 63ページの雇用の創出と働く環境づくりは総務に該当しないのですか、これは。

○梶原委員長 産業経済ですか。

糸井総合政策部長。

○糸井総合政策部長 13の施策の関係でよろしいですかね。63ページのところ。

(「そう」と言う者あり)

○糸井総合政策部長 はい。こちらは、経済部が所管課になりますので、そちらのほうの、経済のほうの常任委員会のほうで、点検を求めますけれども。

○鰐原委員 では、発言を控えます。ありがとうございます。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

若林通信指令課長。

○若林通信指令課長 先ほどの説明の中で、誤解を招くとまずいと思ひまして、ちょっと発言をさせていただきます。

消防の組織が大きくなるというふうな言い方をしてしまいましたけれども、今回は去年の12月15日に、議員様のほうには情報提供させてもらってありますが、通信指令センターの共同運用というだけで、それぞれの5消防本部に通信指令センターが、現時点であります。

それで、それが1カ所に集約することによって、それぞれにあった通信指令センターを集約することによって、費用も抑えられる。

それで、数が減れば、維持経費も抑えられるというふうなメリットもありますよと。

なおかつ、その指令センターが集約することによって、例えば、今までは、何か大きな災害とかがあつて、協力を求めるようなときに、そのタイミングで連絡をしますが、同じ場所にあるから、その情報が共有できるというふうなことで、鰐原委員がおっしゃっているような、栗野地域の方が云々というふうなことが、逆に、今までよりは、その共同運用ができればですけども、運用されるようになれば、情報共有が速やかにできて、例えば、鹿沼の、鹿沼市消防本部の中の車両がなくても、ほかのところから応援ができるような形に、それは今後詰めていくのですけれども、そういう形もとれるようになる可能性があるかと。

それは、今後詰めていった中で、どんなふうに対応していくかというふうなことはなりますけれども、情報共有は速やかにできるというふうな部分で、メリットでございます。

それで、消防が大きくなるというと、広域というイメージになってしまうので、それとは、今、別です。

今それ、そういうことはありませんので、あくまでも指令センターだけが同じ場所に集まって、119番の受け付けをすると、なので、鹿沼市の管轄が変わったりとかというふうなことはございません。

以上で説明は終わります。

○鰐原委員 再答弁していただいたので一言ね。

心配しているのは、指令センターが、栃木にいきますわね。

そうすると、だんだんだんだんね、こう計画期間中の後半ぐらいになると、「栗野分署いらないんじゃないか」って、こういう議論になっていくのですよ。

大きくなるということは、過疎地とか、小さいところは切られるということなのですよ。

だから、そういうことのないようにね、私は計画を進めてもらいたい、そういう気持ちです。

○梶原委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第16号中、基本構想及び総務常任委員会関係施策については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「あり」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議がありましたので、挙手による採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手少数)

○梶原委員長 挙手少数であります。

したがって、議案第 16 号については、原案を否とすべきものと決しました。

次に、議案に移る前に、1 時間以上経過しましたので、5 分、35 分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 6 時 30 分)

○梶原委員長 ご着席を願います。

時間となりましたので、休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 6 時 35 分)

○梶原委員長 次に、議案第 17 号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第 17 号 辺地に係る総合整備計画の策定について、ご説明をいたします。

今回の議案は、現在の辺地計画が令和 3 年度をもちまして計画期間が終了することに伴い、令和 4 年度から令和 8 年度にかけて予定する辺地内の市民生活の基盤や地域産業に資する公共的施設の整備に必要な財源を確保するため、新たな計画を策定するものであります。

まず、辺地の概要について、ご説明をいたしますと、辺地とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等と定義がされておりまして、政令等の要件を満たす地域の施設整備事業などに充当率 100%、さらに元利償還金の 80%が交付税措置される有利な措置が可能となる制度であります。

本市には現在、西大芦辺地、上久我辺地、入粟野・中粟野辺地、上粕尾・中粕尾辺地、上永野辺地の 5 つの計画がありますが、そのうち、令和 4 年度以降の 5 カ年間に於いて、現段階で具体的な整備事業が予定されている、西大芦辺地、上久我辺地、入・中粟野辺地、上粕尾・中粕尾辺地について、今回計画を策定するものであります。

具体的な内容につきましては、お手元の議案書、議案第 17 号の記載のあるページ、そのページの次のページをお開きいただきたいと思っております。

まず、西大芦辺地整備計画につきましては、1 番の辺地の概況及び 2 番、公共的施設の整備を必要とする事情など、先ほど申し上げました諸条件に恵まれないとする状況等が記載してあります。

裏面をご覧くださいいただきたいと思っております。

こちらの表が、整備計画概要となりますが、5 カ年間の計画事業は、市による林道整備が 2 本、県による林道整備が 4 本。

加えて西大芦コミュニティセンター整備事業であります。

また、各事業の事業費及び財源内訳、辺地対策事業債の予定額につきましては、右側の欄に記載のとおりであります。

次に、上久我辺地についてご説明をいたします。

次のページをお開きください。

また、西大芦と同様に、裏面の表をご覧くださいいただければと思っております。

5 カ年の計画事業は、市による林道整備が 2 本、県による林道整備が 1 本であります。

次に、入・中粟野辺地についてご説明をいたします。

次のページをお開きください。

また同様に、裏面の表をご覧ください。

5カ年の計画事業は、市による林道整備が1本、県による林道整備が1本であります。

次に、上・中粕尾辺地についてご説明をします。

次のページをお開きください。

また同様に、裏面をご覧ください。

5カ年の計画事業は、県による林道整備が3本であります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第17号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第19号 鹿沼市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

議案第19号 鹿沼市犯罪被害者等支援条例の制定について、ご説明いたします。

今回の条例制定は、本市における犯罪被害者等への支援に関し、基本理念及び犯罪被害者等への支援の基本となる事項を定めることにより、必要な支援を総合的に推進するためのものであります。

主な支援策の見舞金の支給につきましては、別途、規則に定めております。

見舞金の支給対象となる犯罪行為は、国の給付金、県の見舞金と同様に、人の生命または身体を害する故意の犯罪行為で、例といたしましては、殺人罪や傷害罪等による死亡または全治1カ月以上の重傷病であります。

交通事故などの過失犯は対象外となります。

見舞金額は、重傷病見舞金10万円、遺族見舞金30万円で、支給対象者につきましては、重傷病見舞金は犯罪行為のあった時点で、市民であること。

遺族見舞金は、被害に遭った市民の遺族といたします。

また、先ほど議案第2号でも説明いたしましたが、見舞金の予算として、来年度30万円を計上しております。

以上で、鹿沼市犯罪被害者等支援条例の制定についての説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質問はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第19号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 20 号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。

議案第 20 号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、人事院規則の一部改正に準じまして、職員が、不妊治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合、原則年度内 5 日の範囲内、体外受精及び顕微授精の場合は 10 日の範囲内となりますけれども、取得できる休暇を新たに設けるとともにですね、疾病等にかかった子の世話のための休暇であります、いわゆる看護休暇が適用される職員の子の年齢を、これまでの小学校就学前から、中学校就学前までに引き上げるものであります。

以上で、鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありませんか。

ここで、議案第 20 号については、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

○藤田副委員長 それでは、暫時進行を務めさせていただきます。

ご質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 子の看護休暇についてですけれども、法律で定められている子の看護休暇では、子供が 6 歳に達するまでの間となっていますけれども、今回小学校の就学するまでというところから、結果的にその今回小学校 6 年生が修了するまでに改正となっていますけれども、この条例改正の経緯について、説明をいただきたいと思えます。

2 点目として、これ直近 3 年程度、この子の看護休暇というの、この取得の実績をお示しください。

○藤田副委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 今回の条例改正につきましての経緯でございますけれども、これまでですね、県内各市、県も含めまして、状況のほうを、調査のほう、させていただいております。

県を始めとしまして、宇都宮市、足利市、那須塩原市、大田原市、下野市、そして、昨年の 9 月議会でありましたけれども、栃木市が条例のほう、改正を可決してございます。

そんな状況もありまして、また職員のほうからもコロナ禍もあります。休校措置等もありまして、子の看護休暇、こちらを拡充して、子育てに優しいまちづくりに資するべきと考えまして、今回の条例改正を議案として提出をさせていただいたところでございます。

また、実績でございますけれども、直近の実績という形になりますけれども、現在小学校未就学までという形で休暇のほうを取得できる職員につきましては、168 名でございます。

職員の約 2 割に該当しますけれども、その取得率につきましては 48% ですね、81 人が取得

をしております、約 48%の職員が取得をしている状況でございます。はい。

今回ですね、引き上げによりまして、取得可能な職員が 93 名増加するような形になります。

職員の約 3 割に該当するところでございます。

以上で説明のほうは終わります。

○藤田副委員長 ほかにご質疑はありませんか。梶原委員。

○梶原委員 ご説明いただきまして、ほかの宇都宮市、栃木県もそうですし、栃木市も始めたということで、「鹿沼市、どうするんだろう」と思っていたところ、こういう議案が出て、提案する前に出てよかったなと思っております。

それで、子の看護休暇についてもですね、やっぱり、ちょっとこれ一般企業よりも相当、取得率が高いということで、やっぱり普通の企業だと有給休暇のほうは消化できないので、みんな有給休暇から使っているのですけれども、こういった休暇がちゃんと、きちんと使われているということでは、いいのかなと思います。以上です。

○藤田副委員長 よろしいですか。はい。

では、別段質疑もないようなので、委員長と交代します。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 20 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 21 号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。

議案第 21 号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、本市の厳しい財政状況を考慮いたしまして、当面の適切な財政運営に資するため、市長、副市長及び教育長の給料月額につきまして、本年度に引き続き、令和 4 年度の 1 年間、それぞれ 100 分の 5 に相当する額を減じるものであります。

以上で、鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 この 5%減らすことによってね、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の市長、副市長、教育長の年間給与をお知らせください。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。

鰐原委員の質疑にお答えをいたします。

給与ということでよろしいでしょうか。はい。

そうしますと、期末手当等を含めまして、市長が年間の 1,708 万円。

副市長が、副市長、今年度で一旦任期のほうで6月末で切れることもありまして、退職手当が支給の対象となります。

こちらも含めると、2,490万3,000円。

教育長ですが、1,283万1,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 今発表されたのは減額された額ですね。違うの。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 こちらにつきましては、5%カットされた後の金額でございます。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、5%カットされると、三役でいくら、その捻出されるのですか？

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 お答えをいたします。

減額総額がですね、副市長の退職手当も含めると、総額で265万3,544円、ちょっと端数がありますけれども、そのような金額になります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほか、ご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

(「異議あり」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議がありましたので、挙手による採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○梶原委員長 挙手多数であります。

したがって、議案第21号については原案どおり可とすべきものと決しました。

次に、議案第28号 鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。白井地域消防課長。

○白井地域消防課長 地域消防課長の白井です。よろしく申し上げます。

議案第28号 鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

お手元の新旧対照表の35ページをご覧ください。

本議案は、消防団員の処遇等の改善のため、その報酬、定数等の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

2条中、団員の定員を770人といたしました。

8条ただし書中、災害(水火災または地震等の災害をいう。以下同じ)にいたしました。

12条第1項のとおり、団員の報酬を、年額報酬及び出動報酬といたしました。

なお、年額報酬額の変更はありません。

12条第3項のとおり、団員が災害、警戒、訓練の職務に従事する場合、出動報酬といたしまして、7時間45分以上の災害の職務に従事した場合、1日につき8,000円。

7時間45分未満の災害の職務に従事した場合、1日につき4,000円といたしました。

36 ページをお開きください。

災害、訓練等の職務に従事した場合、1日につき2,000円といたしました。

この金額につきましては、今までのとおりです。

施行期日につきましては、令和4年4月1日といたしました。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

臼井地域消防課長。

○臼井地域消防課長 失礼しました。

先ほどのですね、1カ所訂正をお願いいたします。

36 ページをお開きいただきまして、警戒、訓練等の職務に従事した場合ということで、この警戒という言葉をちょっと間違えましたので、よろしく、訂正いたします。よろしくお願ひします。

○梶原委員長 質疑のある方は順次発言を許します。石川委員。

○石川委員 石川です。

7時間45分という、この時間の基準といいますが、これはどこから出てきた数字か教えてください。

○梶原委員長 臼井地域消防課長。

○臼井地域消防課長 地域消防課長の臼井です。

石川委員の質疑に対し、ご説明いたします。

令和3年4月13日付で総務省長官から発出されました、消防団員の基準等の作成についてという通知の中で、消防団員の報酬をですね、1日当たり7時間45分を基準としてという、基準の内容がありました。

それに準じた内容にいたしました。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 質疑のある方は、ありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 これ1日8,000円、4,000円とか出るのですけれども、お昼とかってないのですか、これ。お昼込みですか、食事、それだけでは、いや、自衛隊は出るので、ちょっとかわいそうだなと思って。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。臼井地域消防課長。

○臼井地域消防課長 地域消防課長の臼井です。

鈴木毅委員の質疑にお答えいたします。

消防団の報酬は、あくまでも、その報酬の中で、お昼は自分で、自前といいますが、自己完結型となっておりますので、その特別食費というのはありません。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第28号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 37 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第 37 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、関係予算の内容についてご説明をいたします。

この補正は、令和 4 年度に実施を予定していた小中学校施設整備事業について、国の令和 3 年度補正予算の成立に伴いまして、令和 3 年度予算への組み換えを行うとともに、令和 4 年度における新型コロナウイルス感染症対策に係る追加支援策について補正を行うものであります。

令和 4 年度補正予算に関する説明書の 3 ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明をいたします。

一番上の、15 款国庫支出金、2 項 1 目総務費国庫補助金、1 億 6,226 万 5,000 円の増につきましては、感染症対策に係る財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものであります。

続きまして、5 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

一番上の 2 款総務費、1 項 5 目交通対策費、147 万 9,000 円の増につきましては、ワクチン接種会場への交通手段を確保するため、リーバス、予約バスの無料運行事業及び 65 歳以上の高齢者等を対象としたタクシー運行助成事業に係る経費を計上するものであります。

7 ページをお開きください。

上から 2 段目の、9 款消防費、1 項 1 目常備消防費、98 万 1,000 円の増につきましては、救急搬送時の感染症対策として、隔離型搬送資機材の購入費などを計上したものであります。

9 ページをお開きください。

14 款予備費につきましては、歳入歳出予算の調整額として 6,335 万円を増額するものであります。

以上で、令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 6 ページでね、ワクチン接種に行く、65 歳以上の人、タクシーに乗ったり、バス無料化というのかな、ワクチンは。

ワクチンは年、年に関係なくバスに乗る人は無料化なのかな。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

リーバス、予約バスに関しましては、これは年齢制限ございません。

それで、タクシーに関しては、65 歳以上、または障がい者の手帳を持っている方、生活保護の方というふうになっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 そうすると、大体何名ぐらいという、人数は押さえてあるのですか。

○梶原委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 すみません。

はい。これ、今回新年度なので、4月以降を見込んでおります。

それで、リーバスのほうは、80人が往復で使うだろうということで見込んでおります。

また、予約バスにつきましては、25人分を見ております。

タクシーのほうにつきましては、80人分ですね、80人分を見込んでございます。はい。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第37号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)のうち、関係予算の内容についてご説明をいたします。

この補正は、国の令和3年度補正予算の成立に伴いまして、令和4年度に実施を予定している北小学校外周フェンスや、石川小学校給水設備の改修工事及び栗野中学校のトイレ洋式化工事等に係る国庫補助金が、令和3年度に前倒しとなったことから、本市一般会計についても、令和4年度予算から、令和3年度予算への組み換えを行うことなどが主な内容であります。

それでは、お手元の令和3年度補正予算に関する説明書、表紙に一般会計第11号と入っているものになりますが、そちらの5ページをお開きください。

関係予算としましては、一番下、14款予備費について、歳入歳出予算の調整額として、148万4,000円を減額するものであります。

以上で、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)のうち、関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第38号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、陳情第1号 暴走族への対応に関する陳情書を議題といたします。

事務局から、陳情の趣旨等の説明をお願いします。湯澤主事。

○湯澤主事 陳情第1号 暴走族への対応に関する陳情書についてご説明いたします。

陳情書のコピーをお配りしておりますので、ご覧ください。

この陳情は、令和3年12月16日に、高根沢直人氏から鹿沼市議会に提出された陳情であり、鹿沼市議会に対し、「暴走族の撲滅に向けた警察署と連携しての取り締まり強化の活動」と、「暴走族の撲滅に向けた啓蒙活動の推進」を求めるものです。

陳情の内容を要約して読み上げます。

この1、2年ほど、鹿沼市内において、爆音を発しながら暴走行為を行うオートバイによる騒音被害が特に顕著に思われます。

陳情者は、このことから、精神的に困憊しており、同じく市内に住む両親や知人からも、不安、不満の声が聞かれています。

本年9月に鹿沼警察署に対し、傷害罪としての告訴状の提出も行いましたが、傷害との因果関係の立証が困難であるとして、残念ながら受理いただくことができませんでした。

警察としても、断続的に検問を実施していただくなど、尽力はされていらっしゃるものの、顕著な成果としては現れていないのが実情であり、やはり一個人の訴えでは、暴走族問題の解決は不可能であると感じました。

しかし、このような迷惑行為により、同様の被害を被っている市民は多数に上ると思われ、多くの住民が不安と憤りを感じていることと思慮いたします。

そこで、鹿沼市といたしまして、警察署と連携して、暴走族撲滅に向けての積極的な活動を行っていただきたく、陳情申し上げます次第です。

市民の平穏な生活を守っていただくため、秩序維持のため、是非とも厳正なる対処をいただきたく、切にお願い申し上げます。

説明は以上です。

○梶原委員長 事務局の説明は終わりました。

執行部に対し、確認したいことがある方は、順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 これ僕、賛成しようと思うのですけれども、それに当たって確認したいこと、2点あって、陳情の趣旨を見ると、これ1がね、警察署と連携してということなのですよ。

これ、我々議会に言っているの、議会が警察と連携せよということになるので、その後、では、どうするのかというのは、もう議長に聞いたらいいいのかなと思うのですけれども。

それで、2の啓蒙活動の推進を求められているので、賛成したら、議会として、今度は執行部に、啓蒙活動、我々も、もちろん、やるのですけれども、行政に対しても、どうだという話になるので、現時点で、どういうふうに行っているのかとか、考えているのかとか、今の情報というのを、袖山部長に聞いてみたいのですけれども、お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。袖山市民部長。

○袖山市民部長 市民部長の袖山です。

現状としては、警察も、確かに何人、昔みたく多数で走るというのではないのですよ。2人とか3人ぐらいなのですよ。

それで、この方はかなりそこを重くとられているのですが、警察のほうも当然爆音を立てて走れば、パトロールに出たりという状況で、啓発しているというぐらいのところ、では年がら年中起きているかという、なかなかそここのところも難しいのだよね。

だから、一市民の方の声としてはありますが、鹿沼市にも、それから警察にも、なかなかこれ以上の苦情というか、そういったものがきていないというのが現状です。はい。

現状はそういう状況でございます。はい。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに確認したいことがある方はいらっしゃいませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 さっき袖山部長、僕も、言ったとおりであると思います。

それで、本当にうるさいということであれば、直接止めればいいのですよ。

止めて、それで、「うちの前ではやるな」と話ししたらいいではないですか、僕、やったことがありますけれども、そうしたら、うちの前ではスルーしますよ。「ちょっと今勉強してるから」と言えば。

だから、それで何か事件が起きたら、警察を呼べばいいのです。

だから、ちょっと自分も努力はしてもらいたい。うん。

これも自助、あ、違うか。以上です。

○梶原委員長 確認したいことがある方、いらっしゃいますか。

それでは、陳情第1号については、各委員の意見、考え等を伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え方をお願いいたします。

意見、考え方のある方は挙手願います。

意見のある、考え方がある方はいらっしゃいませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 僕も、これ取り締まるの、実際難しいかなと思うのですよ。

一瞬でありますし、では、それに対して、精神的苦痛だと言って、では、それを立証すると言ったときには、多分刑法上、多分、あ、民事上難しいと思うので、もし、これをするとすれば、議会から、マフラーが多分違反だと思うのですね。

それで、それを違法改造という形で、常に警察のほうで、ちょっとマフラーが、空き缶がついているとかね、例えば、ホースを4発だったら多分前から、多分切られているとか、多分見ただけでわかると思うので、その段階で取り締まってもらうのがありがたいのかなと思うのですけれども、ナンバーはついているものも、多分車検のときだけつける、僕すごい気持ちわかるので、車検のときだけ通して、車検が終わったらとってしまうというパターンなのですよ。

ですから、そういう、その普段から、ちょっとその違法改造バイクに対して、ちょっと見張っていてくれるような、注意喚起してくれるようなことを、議会から、鹿沼警察署のほう

に要望を出せば、結構それでいけるのではないかな、僕は思います。はい。対策として。

どんどんどんどん、そのコールだけ切っていたのでは、多分逃げられてしまいますし、今は、それでパトカーが追いかけていって、無理な追いかけをして事故されると、またこれはこれで問題になってしまいますから。

普段からそういう形で、取り締まりできるようにしてもらったほうがいいのではないかなと、僕は思いますけれども。

○梶原委員長 今、鈴木委員からありましたけれども、議会として何ができるかということでは、今、ちょっとどういった内容にするかというのは別として、市議会として、警察署に陳情に行くのか、議長、代表として持っていただくのかとか、そういったことが考えられると思うのですけれども。

大島議長。

○大島議長 すみませんね、いやいや。

いや、佐藤誠議員も議長の考えと言っていたものですから、陳情の内容はもっともだと。

それで、今、皆さんの意見を聞いても、もっともだと思うのですけれども、この陳情をここで採択されれば、今、梶原委員長が言いましたけれども、議長名で、警察に「そういうことがありますから、取り締まりの強化をお願いします」というのを持っていけると思うのですよね。

議会は取り締まれないですから、警察にお願いするしかないので、採択いただければ、鹿沼市議会として、「こういうことがあったので、取り締まりの強化をお願いします」という、お願いには行けると思います。

○梶原委員長 はい。ありがとうございます。

そのほか、ご意見ある方はいませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第1号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第1号を採決とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第1号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○梶原委員長 全員。

挙手多数です。

したがって、陳情第1号については、採択とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

長時間お疲れ様でした。

(午後 7時16分)

委員会条例第 27 条の規定に基づき署名する。

総務常任委員会 委員長